

平成18年第6回(12月)定例会一般質問議事録目次

質問順位	質問者	質問事項	頁
1番	議席5番 矢ヶ崎紀男	1. 地域の活性化を目指した団塊世代の辰野町への移住促進事業の展開を	4
2番	議席11番 前田 親人	1. 辰野町が置かれている現状打開のための行財政改革に向けての決意 2. パークホテルの経営状況を明らかにするために	11
3番	議席1番 根橋 俊夫	1. 学校教育における「いじめ」への対応について 2. 子ども一人ひとりに視点をおいた子育て支援について 3. 学校給食の調理部門の民間委託について 4. これからの観光振興とまちづくりについて	18
4番	議席16番 成瀬恵津子	1. 全国各地で今いじめが大きな社会問題になっているが、辰野町の各学校のいじめに対する実態把握と対応 2. 学校における食育推進必要性、また栄養教諭配置と役割について	28
5番	議席6番 山岸 忠幸	1. 交通情報の発信について 2. 災害による土地境界杭亡失の復元について 3. 教育問題に関して	36
6番	議席12番 桜井はるみ	1. 病院運営に関して 2. 保育に関して	44
7番	議席14番 飯澤 将武	1. 住民がもっと元気になる町にするには 2. 「企業立町」の可能性と限界	54
8番	議席7番 下田 則巳	1. 町税、課税客体の課税漏れはないか 2. 町窓口相談受付について 3. 町公民館分館の統廃合について	64
9番	議席2番 福島 主計	1. 職員の飲酒運転に対する根絶について 2. 間伐材を使った木質ペレット燃料とした暖房機ペレットストーブの利用促進について	70

質問順位	質問者	質問事項	頁
10番	議席9番 向山 正一	1. 自立をし協働のまちづくりから3年、これから歩いてゆく辰野町について、明日から始まる計画は	74
11番	議席15番 北條 常信	1. 教育改革について 2. 町の学校教育の現況と対応について 3. 家庭教育について	80
12番	議席10番 福島 英雄	1. 辰野町集中改革プログラムの中の新しい行政手法への取り組みについて	87
13番	議席8番 宮原 功	1. 指定管理制度について 2. 入札制度について	94
14番	議席4番 小林 光夫	1. 地方分権の是非	102
15番	議席13番 遠藤 裕子	1. 男女共同参画社会づくりについて。9月には男女共同参画社会づくりの条例が成立しましたが、男女共同参画社会の実現のために町としてどのような具体的な取り組みをされていくのか。	111
16番	議席3番 宮沢 清隆	1. 教育行政について 2. 自立のまちづくりと今後の課題	117

第6回辰野町議会定例会第6日目一般質問記録

1. 開 会 場 所 辰野町議事堂

2. 開 会 年 月 日 平成18年12月11日午前10時

3. 議 員 総 数 18名

4. 出 席 議 員 数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢ヶ崎 克彦	助 役	赤羽 八洲男
収 入 役	花岡 猛	教 育 長	古村 仁士
総 務 課 長	加島 範久	まちづくり政策課長	平 泉 栄一
保健福祉課長	赤羽 敏明	建設水道課長	野澤 修一
産業振興課長	桑沢 高秋	教 育 次 長	白鳥 義政
消 防 署 長	厨川 雅彦	病 院 事 務 長	有賀 米吉
福寿苑事務長	小沢 睦美	開発公社常務理事	根橋 正美
代表監査委員	小野 眞一		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議 会 事 務 局 長	竹 入 俊 男
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	飯 澤 誠

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議 席 4 番	小 林 光 夫
議 席 5 番	矢 ヶ 崎 紀 男

8. 会議の顛末

局長

ご起立願います。礼。(一同礼)

議長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会6日目の会議が成立いたしました。ここで欠席届の報告をいたします。竹淵住民税務課長、叔父の葬儀のため欠席の届が出ております。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。7日正午までに通告がありました、一般質問通告者16人全員に対して質問を許可いたします。質問時間は1人40分以内として進行してまいりたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。また、質問時間終了5分前と1分前にブザーでお知らせをいたします。なお、質問に対する答弁は40分を超えてもその限りではありません。答弁、40分を超えてもその限りではありません。

質問順位は抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。質問順位1番 議席5番 矢ヶ崎紀男議員、質問順位2番 議席11番 前田親人議員、質問順位3番 議席1番 根橋俊夫議員、質問順位4番 議席16番 成瀬恵津子議員、質問順位5番 議席6番 山岸忠幸議員、質問順位6番 議席12番 桜井はるみ議員、質問順位7番 議席14番 飯澤將武議員、質問順位8番 議席7番 下田則巳議員、質問順位9番 議席2番 福島主計議員、質問順位10番 議席9番 向山正一議員、質問順位11番 議席15番 北條常信議員、質問順位12番 議席10番 福島英雄議員、質問順位13番 議席8番 宮原功議員、質問順位14番 議席4番 小林光夫議員、質問順位15番 議席13番 遠藤裕子議員、質問順位16番 議席3番 宮沢清隆議員、以上の順に質問を許可してまいります。

【質問順位1番、議席5番 矢ヶ崎紀男議員】

質問順位1番、議席5番 矢ヶ崎紀男議員。

5番(矢ヶ崎)

おはようございます。早朝より傍聴ご苦労様でございます。議会へまた町政へ関心をお示しいただいておりますことにまずは感謝申し上げます。それでは地域の活性化をめざした団塊世代の辰野町への移住促進事業の展開についてこれから質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをしたいと思っております。2007年問題は団塊の世代が定年を迎える年であり、その技術を継承できる若い人口が減少するので日本の技術力の低下が懸念されるということから提起されたものであります。しかし人口減少に悩む地方自治体はピンチはチャンスとばかり団塊の世代の移住を政策としてとり始められております。戦後の経済発展の中で地方はどちらかというと不利な状況に置かれたわけでありまして。日本は輸出立国の道を歩みその結果、輸出企業は首都圏を始めとする三大都市圏に集積され情報も税収も三大都市圏、中で

も東京に集中、集まったわけであります。日本全体の産業資源が一丸となって輸出に賭けてきたそこから得られる税を国が吸い上げ地方交付税で地方に配分する形で20世紀の発展モデルが機能していたわけであります。都会と比べて総体的に不利な地方を助けるために機能したのが地方交付税と補助金、あるいは税制優遇、工場誘致等でありました。地方はある意味でこれらによって支えられたバブル崩壊以後機能しなくなった点でもあります。最近は三位一体改革で補助金や交付税も減っており、また国から地方へ3兆円規模の税源移譲が行われたが、国にはもはや財政の余裕はなく今後確実に増税の時代に入ると思われるわけであります。そこで地域は未来をどう切り開いていったらよいか、その有力な対象となるのが団塊世代だと私は思います。都市に集まっている彼らがより高い生活の質を求めて環境条件の良い地域に移り住むと経済循環が変わりそこで私は彼らを地方に招くことが人口減少に悩む我々の地域もそうではありますが、自治体が復活し元気になる大きな要因の1つとなると見ております。この点について町長に伺うわけでございます。人口減少に悩む危機感をもつ当町としても人口集積地域に住む人々に対して地域の魅力をPRし今後実際に訪れてもらうことが必要であると思っておりますが、まずこの点について伺いをしたいと思います。

町 長

おはようございます。今日から12月議会の一般質問であります。傍聴の皆さん方も早朝からお出かけいただきましてありがとうございます。本日から議員の皆さん方の提案によりまして一問一答方式ということだそうでございますが、今普通でいくと途中のような状態でございますが、これが本当の一問一答ということだと思いますのでお答えをさせていただきます。矢ヶ崎議員の方の今の今回の質問の提唱、人口減を捉え、さらにまた団塊の世代の皆さん方、全国に680万人位いらっしゃるということでありますので、各地域へまた誘導をする。I、J、Uターンのような形でもって引き入れていったらどうかと、そんなことも大きな戦力になるのではないかと。同時にまた人口増になるのではないかと、こういうようなことであります。それに対しまして、受け入れの環境というような形でご質問でございますが、町の方も以前から川島地区他I、J、Uターンを歓迎する中で空家の皆さん方にもお願い申し上げたりということで進めてきてはおります。現在のところもう既に川島地区だけ捉えてみましても、空家はあっても、もうそこは貸すことが不可能だと。いろんな事情があるようであります。例えば夏休み、あるいは盆暮れに帰ってくるとか先祖の仏壇をまだ置いてあるとか、あるいはまた貸しても僅かな、僅かなと言いますか、家賃と改修費とは見合わないとかいろんな理由がありまして、今止まっているような状態であります。しかし大事なことでありますので辰野町もさらにまた第4次総合計画などにも盛り込んでおりますけれども、まちづくり政策課に窓口を設けてそして必要に応じて各課横断的な連携をとる中で大勢お迎えできればと、こんなふうに思っています。ただいらっしゃい環境で。と言ってみましてもなかなかこれ来てくれるものでは一応ないと思っております。団塊の世代の皆さん方どのように田舎の方も来てくれるか。ただ趣味趣向の中で大都会、雑踏を離れて田舎へという

考え方もあるでしょうし、空気、環境、いろいろなあの浄化きれいな地、静かな地、心の癒しを求めてくる方、いろいろなタイプもあるようであります。あるいはまたまだまだお若いわけでありますので、また高齢社会でありまして、相当健康で長寿国にも日本なってきたておりますから、もう一花二花咲かせようというような形で農耕に挑む、あるいはまた一般の会社へ違った形でもってまた就職する、そんなこともあろうかと思えます。したがって、これお迎えするにはまず、土地や住居、そしてまたさらに辰野が進めております働く場所の提供、そして環境をさらに美化していくこと、また交通の便。交通の便でいきますと辰野は関西方面、あるいはまた東京などにもちょうど中点の近くにありますので、また高速道路網も三方にも通じているわけでありまして、長野、北の方へも北陸の方へも行けるということでありますから、その点も活かしながらまた鉄道も活かしながらという形の中で進めていかなきゃならないと、こんなふうに思います。ただまあ、大変にこの政策が進めにくいという辰野は特徴をもってあります。これはどういうことかと言いますと、そのことだけから考えてまいりますと農振地区が非常にあのあちらこちらにべったり辰野町中張りめぐされている。したがって、宅地造成いろいろするにも今までも四苦八苦しなから企業誘致するにしても四苦八苦しなからやっているわけでありますが、こういった解除が大変手間取るということ、また解除するかどうか分からないということ。解除も農振地のど真ん中をスパンと抜くわけにいかない。家がどんどん建たってきているその近くをちょっとずつ解除してくよりしょうがないという、こういうような憂き目に今あっているわけであります。長野県政、この間村井知事とも懇談いたしましたけども、私共もこの近隣では一番農振法の適応を受けている辰野町であります。逆に言うと宅地、工場誘致、いろいろなものが建ち難い所でありますのでそういったものを簡便な解除ができないかという申し入れもしてあるところであります。そういった面もありますし、もう1つは埋蔵文化の指定地域が辰野町が260箇所もあるということであります。よその地に比べてそれだけ大昔から縄文弥生それ以前から人が沢山住んだ所か、原始人が住んだところか。決してたそんなことはないんです。ただ指定地が多すぎるんです。極端に。したがって、何かやっていくとつかかかってしまう。この間の中道線でも3層にもなっていて、大変この事業すると止まっちゃう、止まっちゃう。それを解決しなきゃというようなことでもありますから、非常にあの開発、いい意味の開発しにくい所であります。しかしめげずまた、人口増に結びつくような方法で考えていきたいと、こんなふうにも思っているところであります。一問一答でありますので、今の問題に対してはその位でよろしいのか。

5番（矢ヶ崎）

えー、あのこれまでは当町も工場誘致にですね、大変に力を入れてきたわけであります。また、特に矢ヶ崎町政になりまして企業立町を合言葉にその政策をより積極的に推し進め、確実にその成果を示しつつあることは高く評価するものであります。それと同時に今後税収の伸びもしたがって期待できるものと思われまます。今後はですね、それをえー、同時に努力して多くの団塊世代や高齢者を引き寄せられる地

域。それは消費効果を体感できることであるし、2 つ目として過疎地が競争力を持つ点にも繋がるのであろうと。それと3 つ目に今の税制では過疎地はなかなか報われないと。それならば人を招いて消費によって財政を豊かにする仕掛けを作っていくことが大変必要であらうと、こんなふうに考えるわけではありますが、これから団塊世代の誘致をめぐる地域間競争というものが大変激化することが予想されるわけではありますが、それを勝ち抜くためのポイントとして町長はどんなようなものをお考えのかちょっとお答えをいただきたいと思います。

町 長

企業誘致も行政間競争、また人集めも行政間競争。今おっしゃるように団塊の世代を受け入れることも行政間競争。いかにもそのとおりだと私も思っております。そういうことにおきまして、町といたしましては積極的にそのさきほど言いましたように窓口を作り、またお迎え入れるようなそういった体制をとっていきたくこんなふうに思います。ただあのいろいろ調べていってみますと、まあ瞬間的に来てもただ環境その他だけであると、1、2 年で飽きちゃってまた戻っちゃうという人もあるようでありますので、やはり生活の根底をそこでできるようなふうにする。あるいはまた、2 地域ですかね、2 地域居住って言いまして東京の方にあるいは東京でもどこでもいいんですけども、そういった現在が暮らしている所もありなおまた別荘的な考え方で地域をを訪れる方もあるようでありますので、そういったことも歓迎しながら行ったり来たりあるいはまた本当の生活のためにも企業誘致をして働く場所の提供をすとか、そういったことも複合的に進めていかなきゃならないと、こんなふうに思います。ただまたあの、そういった働く場所だけではなくて、人間ですから娯楽というような形もありますので、この娯楽は居住したそこで娯楽をすぐ出来るかっという、なかなかそれ難しい面もありますが、この近隣を見回して30 分以内位の中で娯楽ができるような設備があるかどうか町としてもチェックし、ま娯楽の施設を町が作るっていうんじゃなくてですね、また辰野町にある持てる今までの施設等もそういった有効活用が娯乐的に出来るところがあればしていただいても結構であります。しかし、その人たちも一応歳とって行くわけありますから、まずはそこへ行って安心して暮らせるかの中に医療という問題も出て来ます。こりゃやっぱり医療完備。まあ採算が合う、合わない別ですね。そういったことも安心できるような、やはり病院もお医者さんもいるようなまちづくりでなければならぬ。同時にまた福祉の受け入れ施設等もあるかどうか即入居でなくてもそういった完備があるかどうか。保健もどうなのか、保健はだいたい全国同じように進んでいると思いますが、保健、福祉、医療この辺の大きな展開も大事だと思います。同時にまたそういった方々は稼ぐばかりでなくて、ボランティアをやってみたいとか、いうふうな多角的な良い意味の人生欲求もあるようありますので、その辺も辰野町はボランティアセンターもあることありますから、さらにまたその辺でも受け入れ施設ができるか。また各地域でむらおこし、まちおこし、そういったこともありますし、一昨日も辰野町も今度は辰野産、辰野サツマイモ産の芋焼酎「龍」というものがブランドとしてこれから開発されて出ると

いうお祝いもありましたので、そういったことの中でボランティアの中、あるいはまた地域おこし、地域づくり、まちづくりの中でいろんなこの団塊の世代、新たに居住していただく皆さんと共に、まちづくりができるか、仲間づくりができるか、人づくりができるかと。こんな形の中の展開も複合的に進めていきたいと、こんなふうにも考えているところであります。なおまた、土地を提供して家を建てるっていう人もあるでしょうから、さきほどの問題非常に難しいわけではありますが、農振の問題ありますが、やはり安く、安めに土地を提供できるようなふうにも宅地提供も考えていきたいと思えます。まずは開発公社でもっている土地等も安く提供しなければなりませんし、これからもまた宅地提供の土地があればそういったことの中で造成もしていかなきゃならない。宅地造成も一つの大きな見解であると、今後に対する大事な政策の一つだと、こんなふうにも思っております。以上であります。

5 番（矢ヶ崎）

今言われたとおりだと思んですが、最大のポイントとして自分たちがいかにこの素晴らしい環境条件の中で暮らしているかを自覚する点も非常に大切ではないかと、そう思うんですよ。我々は日頃東京には情報が集まり最先端のファッションがあり、また交通網も整いホテルが乱立しているとかそういうものが素晴らしいというわけですが、実は自然が乏しく人が住みにくい環境になっているわけであります。我々は自分達の地域の良さを自覚し都会の人たちにこんなに安くこんなに素晴らしい生活ができると熱く説いていく、発信していくことも必要であろうと。それから外から人を招く時に地域で改めなきゃいけない点もあると思うんですが、例えば今までの地域間、連帯の中でですね、なかなか他所から来た人を受け入れられるという点がなかなかうまくいかなかったと。これからはそういう人たちを喜んで迎えられる地域こそが発展する地域になると思うんですが、そこらへんをちょっと伺いたいと思うんですが。

町 長

質問の趣旨はさきほどずーと類似していると思えますが、新たな提案もあるわけではありますが、やはり情報発信をしながら辰野町の売りをどの辺に集約していくかと、いうことでありますから、さきほど言いましたように複合的の中に当然持てる地の利、自然環境、空気、水、大気。あ空気、水、大気ってことはないですね。土壌ですね。空気、水、大気、えー、空気、水、それから土壌の良さをですねドンドンうたい出しながら来ていただくようにしていきたいと思えます。なおまた、平成 17 年の 4 月から長野県が運用しました「田舎暮らし楽園信州」というホームページがありまして辰野町でも早速それに加盟しております。当初 6 市町村でありましたが、現在は 17 市町村が加盟してその発信中であります。そんな中でホームページにはさきほどもダブルと思えますが、集約して言いますと就業情報、定住情報、子育て支援、医療福祉、I ターン者の体験インタビュー、今までの来て頂いた方々、そのな の声等も載して宣伝を今いたしているところでもあります。そんな形の中で積極的な人口増にも結びつくことでございますのでお迎え入れをするように整備をしていきたいとこんなふうにも思っています。以上であります。

5 番（矢ヶ崎）

都市に集まっている彼らがより高い生活の質を求めて環境条件の良い地域に移り住むと、あすみません。例えばですね、北海道の北海道庁が有権者による移住促進戦略会議というものを立ち上げておるわけでありますが、団塊世代の受け入れに積極的な50市町村が北海道移住促進協議会を結成し熱心に誘致活動を行っている、北海道では。また、その中の函館では官民の協力で移住コンシェルジェ、総合案内ちゅうんですかね。この組織を作っているような所もあるわけでありまして、またJTBあるいはJR、全日空等の旅行会社、それから交通会社が団塊世代の移住を念頭においた新しいビジネスの展開を図っておると、近頃はそういうことも行われている。それから次にいきますが、人口減少に危機感を持つそれぞれの地域であるわけでありますが、例えば地方で暮らすメリットとして生活費は首都圏の例えば半分ぐらいで済むと。賄えると。それから貯蓄や退職金を持って首都圏で暮らすと思えばぎりぎりの生活なんですけれども地方で移住して生活するということになれば、非常にそれが半分ぐらいできると。都市に住む団塊世代の多くの方は今までは十分な仕事をしてきたと。それから貯蓄もある程度あると。残りの人生は健康にいい所で楽しく暮らしたいという願望があるわけでありまして。今日まで国から補助金や公共事業がくることを望んでいた地域も、地方はあったわけでありまして、これからは公共事業とかあるいは補助金も当てにはある意味ならないような時代に入っていると。これから発展させていく地域は私は考えるに新たに都会から人に来てもらえるような地域、そのために何をやるかということでありまして、自分たちの地域がいかにか魅力的であるかを考えそれを訴えていくこともこれからは必要であろうと。それから健康に生活する上で最も重要なのはさきほど町長言われたとおり空気であり、あるいはきれいな水、そして新鮮で安全な食べ物もここに入って行くであろうと、そう思われます。それからまた新しく静けさというようなものも必要であろうと。これらの大切な健康の要素が我々地域には全部ある意味あるわけでありまして。しかしそのある物を、その価値をまだまだ気がついていない点もあるわけでありまして。それはなぜと言いますと、生まれたときからあたりまえにそれを受けているし、逆に地域の人たちは静けさなんちゅうものが果たして人を呼べるんだらうかと、そんなような思いもあると思うんですが、都会で働いている人たちが老後の最大の贈り物として、今までストレスに疲労しきった人々は大変に静けさを求めていくであろうと。我々は今こそこの点に気づき誘致活動に取り組みそして地域間競争に勝っていくことが必要であろうと、そんなふうに思われます。そして元気な高齢者は大きな消費主体となると私は思うんですが、その点の高齢者が大きな消費主体になるかどうか、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。

町 長

この一問一答ですとなんか行ったり来たりしてるような、最初ですから私自身もそうでしょうけど、質問者の方もそうですが、ま言っている意味は大事なことでありますので、意を体してお答えしたいと思います。全ておっしゃるとおりかと思えます。町の売り。都会人の知っている、しかし我々は無意識で気づかないところ

沢山あるかと思しますのでそういったことも売りにしなきゃなりませんし、只ちょっとさきほど当初言いましたようにそれだけですと、来たときはいいですが後で飽きてきちゃうということもあるようでありますので、やっぱり複合的に働く場所、その他等も一緒に考えていかなきゃならないと思います。また定住するようなあの必要な土地、あるいは民間にもお願いしてアパート的な考え方もいいですが、辰野はちょっと今まだ東京の方の専門業者の調べですとアパートと言いますか、マンションと言いますかそういったのが最近あの大会社のチェックの方で辰野はまだ 40 から 50 足りないという結果が出ているようでして、業者も既に乗り込んで民間の皆さん方が作ってくれないかというようなことも今活動中であるようであります。1、2 もう既に建築確認に入ってきているようでありますが、そんな形の中でこれは企業来ているからやるのか、しかし自然減で人口が下がってきてますが、どのようなことなのか専門的なところを見るとそんなこと言ってますのでその辺もいい機会として捉え、民間にも民活をいれていただいて頑張っていたきたいと思えますし、町もこれは夢であります。越戸住宅、小野の次に公営住宅を作り直すわけですが、ああいった公営住宅の捉え方はある一定の所得以上あるとだめですし、以下でもだめって一つの規制を絡ました国の法律にのっとった住宅であります。平出の越戸団地の方へも入っていくわけですが、そういったところも活用できればいいですけどもできない人でも所得に関係なく入れるような公共的な住宅っていうものもないわけじゃありません。特高賃というような賃貸住宅もあるようでありますので、その辺もこれは検討だけで具体化しておりませんが折角の提案です。なおまた議員ご指摘のようにそういった団塊の世代、第一ラウンド終わった皆さん方が第二ラウンドに対して例えば地方地域へ来たときに消費人口として認められるかどうかっていうことであります。十二分にそれは消費人口としてあるわけであり。なお稼いでいただければ所得税の対象にもなりますし、住宅を作っていただければ固定資産税の対象にもなってくわけであり。ま若いときと違ってそんなにあの、所得税うんぬんだったことのものよりも、その人たちが暮らしていただく中で必要な出費があるだろうとこんなふうにも私共も当然見ているところであります。なおまた国の交付税、交付金も人口として捉えて一生懸命我々が人口ばかりじゃなく面積だってある。山だって谷だって農地だって田舎が人口が少ないのは農地が沢山あるせいだ。その農地で作った産物は都会にみんな運んでいっているのではない。きれいな水だって涵養しているのではない。きれいな空気だって森林あり、そんな中でまた循環させているんじゃないか。したがって面積もやはり交付金の中の算定対象にせよって言ったら 10%ですよ、10%みてくれただけです。10%だけの面積ではとても難しいわけで、それを逆手にとって新交付税なんていう名前を付けて今国はやるうとしていますが、結局何かやるともっと下がっちゃうんです。大変だなーと。これは辰野っきりじゃなくて、地方中全部そうであり。そんなことでちょっと困っているところであり。いずれにしましてもそういったカウントは今後の運動として面積も環境づくりもしっかりとあの頑張っていかなきゃならないとこんなふう

っております。以上であります。

5 番（矢ヶ崎）

今町長言われたとおりだと思っておりますが、元気な高齢者は大きな消費主体になると。例えば北海道では三年間で計 3,000 世帯の 60 歳の高齢者無職世帯がですね、訪れ移住してきた場合に生涯の経済波及効果は約 5,700 億円だと、そんなふうに使われております。地域は高齢者が増えると今ほど若干出たと思っておりますが、社会保障負担が増大すると考えるんですが、例えば定年退職して直ぐに来てもらえるような政策を考えていく必要がこれからはあるだろうと。例えば定年退職後直ぐに移住してもらえば町からすれば 80 歳位まで財政的にはプラスになると思っております。確かに福祉部門では負担が増えるわけでありまして、産業部門としては元気な高齢者がさきほど言われたとおりに消費する、あるいは家族や子どもそして孫も遊びに来れば税収が増えると。両方合算してプラスマイナスを考えればプラスの方が多いと、そんなふうに思います。それからいろいろ前後しちゃうんですが、団塊世代の意識、生活意識ですかね、東京ガスが都市生活研究、東京ガスの都市生活研究所の団塊の生き方の調査では一つとして地域の人々と交流を図り社会貢献をしたいという人が社会交流貢献派が最も多く 27.4%の数値が出ています。2 番目としてスポーツエンジョイ派、これは 22.5%、それから節約スポーツ派、これは 12.7%、あと 4 番目として節約のんびり派、これは 11.4%それから 5 番目として余生をひっそりと暮らしたいと、こんな人たちが 10.7%おるわけでありまして。現在の地域にそのまま住みたいと思っている団塊の世代は半数にも都会ですね、満たないわけでありまして。特に男性では公共以外の自然が豊かな場所に住みたいと思っている人が 4 分の 1 存在すると。やはりこちらをターゲットに是非政策を進めていっていただきたいなあと、そんな具合に思うわけでありまして。

まあ、あの最後になりますけれども時間と再生が団塊世代の役割としたならば生活者の時間の積み重ねが美しい田舎の景観を作り上げてきたわけでありまして。我々の地域は今後都市と同じように全てを人工的なきれいなものにしていくのでは、きれいなものにしていくのではなくして、きれいと美しいとはやはり違うわけであって、一見古く汚く見える時間の蓄積の中に美を見出すのがわび、さびの日本の美意識であり、そんなものを求めている都会人は非常に多いと思っております。落ち着いた美が人の心を癒す真の地域活性化は地域の精神再生から生まれるものであろうと、そんな思いがいたしますので、そして我々は自分たちの地域の良さを自覚し都会の人たちにこんなに安くこんなに素晴らしい生活が出来ると熱く説いていく必要があると、それからさきほど言ったように外から人を招くということは、よそ者を排除するとか、そういうことではなくして、喜んで迎え入れられる地域こそが発展するであろうと、そんなふうに思います。

議長

答弁はいいですね。進行いたします。質問順位 2 番、議席 11 番前田親人議員。

【質問順位 2 番、議席 11 番前田親人議員】

11 番(前田)

質問に入る前にお願いがあります。今回の一問一答方式の一般質問は 40 分という厳格な時間制限があります。私は通告はもとより質問の完全原稿と膨大な資料を事前に提出しております。簡潔で誠意あるご答弁をお願いいたします。なお通告にある質問順位を変更してですね、最初の質問を最後にいたしますのでご容赦願います。

それでは質問に入ります。行財政改革を推し進める時に肝要なことは、家庭も行政も同じですが、後輩は現状に不満を持つことなく、先輩の過去の努力と業績に感謝し、畏敬の念を持って改革改善を推進し、先輩は過去に執着することなく、後輩の現状打開のための必死な姿勢を信頼し、愛情を持って見守ることではないでしょうか。

いずれにしても、行財政改革の本質は、何を守り何を諦めるか、言い換えれば、何を残し何を切り捨てるか、の究極の選択にあります。

矢ヶ崎町長は財政貧窮の折にも関わらず辰野病院の新築移転を決断いたしました。これは「辰野病院は守り残すべき町の宝である。」という町長の熱い思いの表れであると思います。私もまったく同感でありますし、また町民の総意でもあります。

しかし、40 億ともいわれる投資が、財政に及ぼす影響を懸念する町民の声が非常に多いのも事実であります。その懸念を払拭するためにも、大胆な行財政改革を推し進めることが必要であります。

現状の辰野町にとって大きな負担になっているのがパークホテルであります。私は、将来の辰野町に大きな足かせになるのもパークホテルだと考えております。そうした観点にたつてパークホテルの経営状況を明らかにするために、開設以来 13 年間の年度別推移表を作ってみました。この資料を基に具体的に質問をしていきます。

一般会計より企業会計を採用している公営企業への支出している「負担金、補助金及び交付金」の処理方法ですが、この表にも一覽しましたけども辰野総合病院運営補助金が医業外収益の他会計補助金として、上水道起債償還負担金及び上水道職員人件費負担金がやっぱし営業外として計上されております。つまり、病院会計も上水道会計も、一般会計からの収入は、自ら稼いだ医業収益や営業収入とは明確に区別して、医業外収益や営業外収入としております。

それに対して、たつのパークホテルの振興補助金はここにあるように、その他営業収入になっております。入湯税事務交付金とたばこ取扱手数料として処理されております。ちなみに、同じ開発公社管轄のかやぶきの館もやっぱし営業外収益で処理されております。

財務会計の原則からすれば、主たる事業以外に起因する収入は事業外収益とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

町 長

それでは2番の前田親人議員の質問にお答えを申し上げます。前田議員は町の監査役でもあり、非常に高邁な多方面からの角度でいろいろ分析をされているということで敬意を表するものであります。

只今は辰野町の行財政改革の切り口からパークホテルの問題をまず捉えて、その会計処理方法についてのご質問であるようであります。まずお答えを申し上げます。行財政改革に関しましてはさらにまた第四次行財政改革のプログラムにしたがって各所進めてまいる予定であります。病院の問題についても触れられておりましたが、病院に関しましてもできるだけ住民の総意でありますのでご指摘のとおりでありますから、他を儉約しても立派な良い病院を構築しさらにまた運営に当たっていきいたいとこのように考えております。

さて、ご指摘のパークホテルの会計でございますが、なるほど営業外収益に入る項目というご指摘であります。今後また社員総会他などでも検討してみたいと思います。ただ若干全く営業外かと言いますと他のそうですね、町から本当の補助金だとか他会計繰出金だとか、そういうものとちょっと違う様相がありましてタバコの手数料であります。パークホテルは勿論主力ではありませんけれども、職員が事実上タバコの集配もしたりして、事実上の仕事として手数料を取れるだけの仕事は私はしていると思います。したがって、パークホテルの運営の中でそういった汗をかいての仕事をしている中の手数料の収入でありますので、タバコに関しましてはご存知のとおりその総売り上げというものの自体は全部法律の税金の体系が決まっておりますので、タバコ税に関しましてはまず辰野町、県、国へと税金の方は入っていくわけでありまして、一応売り上げは全部町なりへ1回入ります。あるいはJTって言いますか、たばこ公社の、公社って言いますか、そちらの方へ入っていくわけでありまして、税金としては市町村へ残ります。約21.98、県が7.16、国が23.7の平成18年7月の改正であります。それ以外に手数料が当然動いた所、販売に努力した所には落ちるわけでありまして、これが約4,600万円の辰野はパークホテルの、辰野は他からも入ってきておりますが、パークホテルのタバコの扱い量の総売り上げが約4,600万円位ありますからその10.5%の手数料、これは当然一旦会計として町の方へ入ってもフィードバックされてもいい営業内なのか中間なのか、営業外とっていいのかそのへんが難しいところではあります。そういった収入であることをまずはご認識をいただきたいと思っております。

もう1つはあの入湯税の関係であります。150円が1人、入湯税として町が税金としていただいております。しかしこれはあくまで目的税でありまして、これに対しましてはいろんな使い方が一応規定をされているところであります。したがって、パークホテルの入湯税というものは、町にまず税金ですから入りますが、その温泉、お風呂関係の管理運営、修理保全そういったものへフィードバックしてもこれは目的税で用途を違わないものであります。したがって、そういった中での入湯税の、これは売り上げが少ないから入れるって、こういうことでなくて当然入ってもいいものじゃないのかな。それじゃ湯にいくセンターどうだ。とこういう理屈になってまいりますが、一応多くはパークホテルの方へ現在は入れているとこ

るでありますので、その会計扱いにつきましては、今後も検討はいたしますが一応ご事情はお分かりいただいた上、またご意見をお伺いしたいとこんなふうに思っております。以上であります。

11 番(前田)

会計処理も法の解釈もいろいろあります。例えばですね、地方自治体が課する地方税は普通税と目的税に分かれます。確かに入湯税は目的税であります。法 701 条によれば鉱泉浴場所在の市町村は環境衛生施設、鉱泉権の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興、観光施設の整備を含むに要する費用に充てるために鉱泉浴場に於ける入浴に対して入湯者に入湯税を課するものと規定されております。この入湯税が市町村税になったのは 1950 年の地方税改正時であり 1957 年の改正時に目的税化されました。今から 50 年も前の話です。これは 1989 年のふるさと創生 1 億円事業で各市町村に温泉施設が乱立する 40 年も前のことでもあります。この法が想定しているのは、一定規模の温泉街所有地の市町村であり民間の地場産業である温泉観光の振興を目的とした公的な事業を行政が行うものであると、私は解釈しております。辰野町の温泉施設はパークホテルと湯にいくセンターの 2 施設だけあります。両方とも町が関与している公の施設であります。入湯税が 1 施設のパークホテルに振興負担金として偏重し寄付され、ましてや例え名目だけとはいえ法が規定していない入湯税事務とタバコ取引に投入されていることに大変な疑義があります。ただ、国民健康保険税以外の入湯税、都市計画税の目的税の法の解釈及び運用に関する問題は今回の質問の趣旨から大きく外れますので、別の機会に論議するとして次の質問に移ります。

町はパークホテルから入湯税 538 万円を納めてもらうために、1,213 万円の入湯税事務交付金を支出しております。いかがなものでしょうか。金額もさることながら、そもそも税金を納めることは義務であります。その事務に対して、例えばですねその事務経費は納税義務者の負担というのが世の中の常識であります。消費税を支払うのにそのための事務経費が国から交付金としてあるのか、会社が源泉徴収をして、従業員の源泉徴収をしているその事務手数料を税務署から出るのか、われわれ個人が確定申告をしたらご苦労賃が貰えるのか、どれも聞いたことはありません。たつのパークホテルの負担金はあくまでもパークホテルの補助金として一括計上した方がすっきりしてるんじゃないでしょうか。お聞きします。

町 長

さきほど来ご指摘でありますので会計処理方法につきましてはまた社員総会、また理事会などでも検討させていただきたいと、こんなふうに思います。なお、現状に関しましてそんな間違った処理方法をしているとも思わない節もありますので細部にいたりましては根橋常務の方からお答えを申し上げます。

11 番(前田)

はい、あの私はその 1,700 万これはもう議会で議決しておりますし、それ出しちゃいけないとか、多いだとか少ないとかって議論してるんじゃないで出すなら出すでいいんだけど紛らわしい出し方はまずいんじゃないですかということをご指摘

しているわけです。

次の質問に移ります。

根橋常務理事

えーとお答えします。さきほど来町長が言われているように中味についてはそういうことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

11 番(前田)

それでは次の質問に移ります。町は平成 5 年よりパークホテル建設費 10 億 6,000 万を 15 年償還で、そして平成 10 年より露天風呂建設費 6,400 万円を 10 年償還で返済中です。それで 19 年には完済予定で元利合計 20 億 600 万円になります。対してパークホテルは、当初は建設費元金の 15 億 6,000 万円の 30 分の 1、5,200 万円を年間建物賃借料として町に納めておりました。ここですね。ところが、露天風呂を増設したにも関わらず、平成 11 年からは 2,600 万円に減額、軽減され、さらに平成 16 年からは 1,300 万円に激減されております。民間企業ではありえない超優遇策であります。

パークホテルの営業不振を補う為の、やむを得ない苦肉の策であるとはいえ、財務会計諸表がその企業の経営内容を正確に表すためのものにあるとすれば、払うべきは払い、不足分は一般会計からの補助金で補うというのが適切な会計処理ではないでしょうか。でない、単なるパークホテルの赤字隠し、あるいは一般会計の補助金隠しという非難は免れないと考えますが、いかがでしょうか。

町 長

お答えを申し上げます。次はパークホテルに関しましてのいわばイニシャルコストに関します返済分というふうにとられていられるようでありますが、おっしゃるとおり実際に借りて返済しているのは町が県の観光公社の方へ払っているわけでありまして、30 分の 1 ですか、ということを進めております。しかしあの、前田議員がそうお捉えになるのは無理からぬことかなと思うんですけど、一応町対今度は開発公社、パークホテルに関しましては建物賃借という形になっておりますので、賃借料で捉えますからこれ経費というふうに判断して経費が少なければその分だけ赤字が減るということでもありますので、あるいは利益があれば利益が増えるということでもありますので、そのようにお捉えになってるのかなと思いますが、一方です、本来根源的に見てまいりますとこれは借金の返済なんですね。あのパークホテルも賃借料で払ってますが、返済なんです。それで 5,200 万円当初払っておりましたが半分の 2,600 万円にし、それからまた途中から 1,300 万円になったっていうんですが、返済金ということになりますとどこでもこういうことあります。条件変更ということ。あの借りたもの負けて払わなくていいよ。ってやったわけじゃありません。やはり経営が潤沢で残金が残ったり内部保留できるような時にはしっかり返済してもいいでしょうが、そうでない場合は相手さえ認めてくれれば条件変更で今まで返している金額を返さないわけじゃないが半額にして欲しい。なおまた難しいから半額にして欲しい。ということで、ただし返す期間が非常に延びてくという形になってくわけでありまして、したがって、これあの返済金ってことになります

とこれ経費じゃありませんので、ただ資金繰りの考え方の中でありますのでこう
いったホテルにしても会社にしてもどこでも途中で、銀行さんにしても保証協会に
してもあるいは個人借りにしても何にしてもですね、条件変更で下げていくことは
あります。なぜこのように下げてきたかって言いますと、私も最初びっくりしたん
ですけども 5,200 万円をパークホテルは町に返済金の分として、しかしさきほどか
ら言われてます会計処理は家賃として払っている。ということでありますが、売り
上げがですね、当初から 4 億円か 5 億円を上がったことないと思うんですね。そう
いう中で約 1 割に当たりますね、これ返済金っていいですか、家賃が。じゃ家賃と
してみてください。売り上げの 1 割を超えるような家賃というものはどこでも経営
が成り立たない。簡単に言うと、もしこれは家賃、あるいはまた返済金と見てまい
りますと 10 年償還の計算ですね。10 年償還、売り上げから見ると 10 年償還って
言いますか、1 割ですからやはり 10 年分位、10 年分の 1 位のものを返してる。こ
れは一般の会社、相当当たった会社じゃないと無理であります。トヨタ自動車でも
ですね、当時もいろいろありましたが、良い時で最近はまだ別ですが、良い時で純
益が出てすごいと、世界のトヨタになったと、増益額が。それでも 5%位ですね。
総売り上げの 5%純益あったら立派なもんですね、これは。ということでいや、今
はやり方再編成もいろいろありますから、もうちょっと出ているのかもしれませんが、
一般の会社で総売り上げの 5%の利益あったらこれ立派なもんであります。し
かしパークホテルの場合は総売り上げの 10%をですよ、返金ということは大体スタ
ートから無理がある。私がこれ決めたんじゃないんですけども。という部分もただ
単に、勿論それでも利益が出てればそのまま続いたでしょうけども単に赤字減らし
だとかそういうことでなくて、やはり体質に合うようなですね、ことやってかない
と無理かと思えます。お陰さまで評判良く皆職員も努力し、また社員さんや理事さ
んにも協力いただきながら若干の赤字もあるわけでありますけども、あそこへ当初
から建って民間でやってもやり方は別として、公共でやっても約 20 億近い、当時
私は 18 億位ってというような記憶があったんですが、前田議員の言ったとおりかと
思います。いずれにしても 18 億から 20 億位の投資をしてそれをそうですね、5 年
や 10 年でイニシャルコストまで元を取ってなお利益を上げる。大体相当盛ってて
も無理な話じゃないですかね。造る時自体の計算が。それを私共受け継いでるわけ
ですから、そのとおりやっていかなきゃいけないと思えますけども。民間でやっ
たってそりゃ大赤字になるんじゃないでしょうかね。特別なやり方以外は。というこ
とは投入資金対売り上げをこう比較していってみる。同時に家賃という形でもって
返済金をやっていくという形。少し無理が私はあるのかなと、こんなふうにも思
います。しかし、条件変更もしてきているわけでありますので、決して県の方が全部
負けてくれたちゅうことじゃありません。最後まで返しきるわけでありますから、
こういう苦肉の策もしながら、そうはいつても町民福祉というあれは竹下さんの 1
億円ふるさと創生に出たお金で辰野町が荒神山へ温泉を掘り当てて、それいけとい
うばかでその温泉利用という、それはお客さんその他のサービスということもあり
ますけどもやはり住民に対します一つの福祉という考え方も温泉の提供ということ

もあったんじゃないでしょうか。湯にいくセンターその頃なかったわけでありまして。したがって下げてきた理由はそういうことでもあります。くどいようではありますが、負けて棒引きにしたわけではありません。なお今後に対しましてもこのことも検討はいたしていきたいと思っております。以上です。

11 番(前田)

私は下げたことがいけないだとか言ってるわけではなくて、例えばあそこをね、民間が借りるとすれば適正な家賃をどの位なのかな、設定してそれで足りないものはやっぱり補助金という形で埋めてくのが正しい会計処理じゃないのかな。安易にあの家賃を減らしてくってというのが、身内同士だからできることですが普通は考えられないことですね。あと 10 分ですか。

議長

10 分以上若干。それ以上あります。

11 番(前田)

パークホテルの会計処理上の問題点を 3 点指摘いたしました。細かいと思われるでしょうけれども、会計処理が適切に行われてない組織は、必ずモラルハザード、道徳心の低下、倫理観の欠如が起き、破綻いたします。現在のパークホテルの営業不振と顕在化している数々の問題は具体的には申し上げませんが、不明瞭で不原則で温情的な会計処理にあるといっても過言ではないと思っております。

一般会計からの一時的な補助金が、恒常的な補助金になり、ひいては当然の収入になる。それも年々増大しています。そうしたことは、従業員の創意工夫と労働意欲を妨げる、私は思っております。独立採算の企業会計を取り入れながら、補助金確保という一般会計依存体質から脱却できなくなっております。さらに、金融機関からの借入金も 2 億 200 万円に達しました。積極的な設備投資のための借入金ではなく、累積赤字補填のための借入金であります。現在のパークホテルの真の経営状況を把握するために、先の質問を根拠に、補助金というものがない民間並みの実質的な損益計算をしてみました。

要するに事業収入から振興負担金を差し引いたものを実質営業収入としました。そして、事業費用の建物賃借料の軽減分を足したものを実質営業費用としました。建物賃借料の軽減分の計算は、本体分 5,200 万円と露天風呂分 320 万円から支払い賃料を差し引いたものであります。改善の余地は全くありません。これが、現在のパークホテルの経営実態でありますし実力だと私は思っております。で時間がありませんので最後の質問になります。

矢ヶ崎町長も就任以来パークホテル改善のために現場の声を聞き入れ数々の改革をしてきました。矢ヶ崎町政の一期目の平成 10 年には露天風呂を増設し、売店を直営化し、11 年には厨房と配膳業務を直営化しました。二期目の 14 年にはパークセンターふれあいを併設し、職員の人事配置、役割分担の再編成を行い、15 年は黒字元年、16 年には再生元年のスローガンのもと赤字解消に向けての工作を試行錯誤してきました。また、荒神山スポーツ公園の各施設の見直しを行い、第四次行財政改革大綱推進プログラムに沿って、平成 16 年よりウォーターパークの休業、辰野

美術館の冬季間休館を実施し、本年 9 月には湯にいくセンターの民間委託を断行いたしました。

しかしながら、一般会計のパークホテルへの一般会計の実質補助金は増加する一方であります。行政が出来得る限りのことはした。万策は尽きた。行政が安易にサービス業に手を出すべきでなかった。と私は考えます。町長の苦渋の決断や並々ならぬご努力は、間近に見てる私も認めるところであります。しかしパークホテルの経営改善に関しては結果が出てない以上、評価することは残念ですが出来ません。

矢ヶ崎町政三期目に何を成し得るのか。期待を込めて提言いたします。現在のパークホテルの経営状況と公益法人の抜本的改革、そして近い将来パークホテルの目と鼻の先にビジネスホテルが建設されるという声もちらほら聞こえてきております。そういう状況を考慮すると総合的かつ冷静に判断すれば、パークホテルの償還が終わるのを契機に、パークホテルの完全民営化を決断すべき時期に来ていると私は考えます。町長の所信をお伺いいたします。

町 長

当初からこの計画が、って言われれば私もその頃立ち会ったわけじゃありませんので何とも言えないところでありますが、あれ本当に満室ですね、毎日、そんなこと不可能ですよ。そうでなければ 8 割から 7 掛けくらいお客さん毎日ですよ、土日も月曜日も、でない限り黒字が出ないとすれば、やはり止めるべきだという部分もあるのかもしれないし、じゃ今度民間委託の方はどうかとアウトソーシングであります。そういうところ受け手があるかどうかですね、今度逆に。ということあります。最終的にはやはり民意の中でああいったホテル出来てある。あるものをウォーターパークと同じように閉めるべきか、若干赤字でも続けるべきか、あるいはそれ以前に議員ご指摘のように経営改善ができないかどうか、職員の努力はどうか。知恵を絞って検討はしてみたいとこんなふうに思います。当然町といたしましてもアウトソーシングは十分に考慮に入れながらそれ以外のところも考えていきたい、こんなふうにも考えてるところであります。以上であります。

11 番(前田)

いくつか飛ばしちゃってるもんですから、辰野町は過去県内有数の町でありました。人口も財政事情も県下トップの、トップクラスでした。言い換えれば辰野町は町の中ではおで様でした。病院を筆頭に他市町村にない施設を沢山持っております。宿泊施設を 2 箇所運営している町村は他には例がありません。豪華な応接室であるパークホテルと立派な客間であるかやぶきの館を持っております。町にも体裁はあります。来町したお客様の接待や各種行事の式典等々の施設は私は必要だと思いません。でも財政事情を考慮すればどちらかをあきらめなければならない。かやぶきの館は国からの補助事業でありますし、いろいろの制約もあるとすれば自ずとあきらめる方は結論が出てくると思います。町長の英断を評価して質問を終わりたいと思います。以上です。

議 長

進行いたします。質問順位 3 番、議席 1 番根橋俊夫議員。

【質問順位 3 番、議席 1 番根橋俊夫議員】

1 番(根橋)

それでは順序にしたがいまして質問をしたいと思います。今日の教育を巡る状況これも既にご存知のとおりでありまして、いじめを苦にいたしました子どもたちの自殺が相次ぐ状態。あるいはさらには不登校やあるいは成績が優秀だと言われていた子どもの親殺し、あるいは高等学校における未履修問題等など、非常に今教育を巡る状況は大変深刻になってきております。当町においても例外でなくいろいろな問題が出てきているわけですが、こうした中であって今期新しく古村教育長を迎え、教育委員会の取り組みが一層期待されるわけでありまして。そんな点でまず、教育に関する問題について 3、4 点伺っていききたいと思います。

まずいじめの問題でありますけれども、このことについてもさきほど申し上げましたように全国的な状況、新聞報道等によりますと非常に子どもたちにとっては深刻な問題であります。実はこのことは最近急に起きた問題ではなく専門家によりますと 3 回のピークがあったようにも聞いておりますけれども、最近特に自殺との関連で重大な問題になってきているというふうにとられております。こうしたいじめについて文部科学省ではこれをなんとか減らすということでは良かったんですが、数値目標を立ててきたというようなこともあって、学校における実態の把握というものが必ずしも十分でなかったんじゃないかと、こういう指摘がされております。そこで教育長にお伺いしますけれども、まず当町におけるこのいじめの実態、こうしたものは一体どのようになっているかまずお伺いいたします。

教育長

就任をいたしまして初めての答弁でございます。うまくいかない点もあろうかと思っております。お許しをいただければと、こんなふうに思います。

只今の根橋議員の質問に対してでございます。私はいじめに対しましては人間の尊厳を否定する相手の人格を否定するとても卑劣なものだというふうに考えておりますし、それのみでなくその一回のみでなくですね、そのことが人生の将来的にも亘って心身に傷を残す重大な犯罪にも似た行為だろうと、こんなふうに考えております。そしていじめはいつでもどこでも起こり得るということを念頭に考えていかなければならない問題であろうというふうに理解をしております。

只今のまず最初のご質問でありますけれども、実態についてと、こういうことでございます。その前にですね、いじめをどのように考えるか、どのように定義するかということによって数字はかなり変わってくるだろうというふうに思います。で文部科学省の一応の定義では、弱いものに対してですね、身体的にあるいは心理的にですね、継続的に打撃を与え続けるというようなのが文部省で言っている定義であります。したがって文部省で数を上げるというときには、この定義にしたがって数を上げるのがまあ妥当であろうと、こんなふうに考えておるわけです。しかしですね、一般的にはですね、いじめられた者がいじめられたと感じたらこれはいじめだ

という定義もありますし、もっと考えれば当人がいじめられたと感じなくてもいじめの行為はあろうかというふうにも思いますので、考え方をどうするかということによってかなり数は変わってくるだろうというふうに考えるわけであります。実態ということですが、えーとどんなまあ態様があるかとね、いうことも大事な観点かというふうに思いますので、比較的軽い感じのものから深刻なものまでいろいろあろうかというふうに思います。物を隠したりですね、あるいは物を壊したりあるいは人の物を汚したりというような態様、それから悪ふざけとかですね、お節介の行き過ぎというような態様もあろうかと思ったり、嫌がらせ等もあろうかと思ったり、もっと深刻になると仲間外しとかですね、無視とかいうようなことで全く人権を阻害するようなそんなこともあろうかというふうに思いますし、また、言葉によるいじめや最近ではメールでありますとか、電話、無言電話ですとかですね、メモ用紙とか手紙とかいうことでいじめをするというような態様もあろうかとこなんふうに考えております。したがってですね、実態はどうかとこういうことに関しましてはですね、その数を掴むことだけでいいかどうかということはちょっと疑問があるわけですが、一応現在のですね、町の状況を把握しておるところでは文部省の規定によるいじめですね、長期に亘ってというようなところをおよそ何箇月か、半年かという位に考えれば、現在のところはないというふうに把握をしております。ただし、もっと今私申し上げましたようにいくつかの定義があろうかと思っておりますので、そういうところまで含めて考えてみますと、いくつかのいじめの事例があることを把握しております。でこれらにつきましては、今ここでどこがいくつかということはプライバシーの問題もありますのでちょっと公表は避けさせていただきたいと思いますが、こちらとしては把握をしております。数件はございます。鋭意対応をさせていただいているところでございます。以上です。

1 番(根橋)

只今の答弁でその文部省、文部科学省の報告はまあゼロだと。だけれどもまあ定義と言うか、定義についてこういう論争をするつもりはありませんけれども、いじめられている子どもがいじめと感じられればね、いじめなんだと。私はそれは非常に正しい視点ではないかと思ひまして実際はゼロではないというご認識で対応されているということで、理解をしていきたいと思ひます。

で、問題はですねいじめがなぜ起きるのかということかと思ひます。この原因が分からなければ対策はとれないということで、今も言われましたがその原因について、まいろいろ私、そういう意味ではまさに釈迦に説教で大変恐縮なんですけども、いろいろ専門家の見方などをこう紐解いてみましてもやはりいわゆる競争とそれから管理、これによる子どもへのやっぱり影響というものが避けられないのではないかというふうに見方があるというふうにあの考えておりますし、私もいろいろいじめをされた子どもの手記だとか報道されておりますそういうものを読んでみても、そういうふうな状態ではないかというふうに思うわけであります。これは国会でも問題になりましたが、北海道大学の伝田健三助教授の調査によりますと、中学生のですね、約 3 割 3 年、中学 3 年ともなりますと女子では 30、2、3%

も抑うつ状態にある。受験を前にしてそういう状態にある。これがやはりあのいろんなことでいじめになっているというふうに言われているわけでありませう。例えば若干の手記を紹介しますと、いじめられたある女の子はですね、「私を中心になっていじめた子は転校生だった。」と、「その子も前の学校ではいじめられてたそうだし、いじめって繋がっているんだなと思いました。」というふうに言われていますけれども、さらに「今思うといじめられる子も、小さい頃からその競争させられていた中で失敗しちゃいけないというストレスの中で自分のことで精一杯だったんだな—と思う。」と手記を書いております。このように今日のこの激しい受験競争の中で選別をしていくそうした競争教育、あるいは生徒を徹底的に管理をしていく、校則を強化する、そしてあれはいけない、これはいけないって形で管理をしていく、そうしたことが原因だと言われております。当町でそういうことが行われているというふうに言っているわけじゃありませんけれども、そういう傾向がですね、やはり今の全国的にも言われているところのいじめのやっぱり一番の要因ではないかと言われておりますけれども、このこういうご意見に対してはどのようにお考えでしょうか。

議 長

え—と、質問時間が 40 分というように限られておりますのであの答弁の方も簡潔に一つお願いをいたします。

教育長

今ご指摘のですね、原因ということでありませう。今ご発言のあったようなことも確かにそうかなというふうには思いますけれども、例えば受験についてはですね、昔から受験もあります。今もあるわけですが、昔からあるわけで、いじめがそんなに大問題になる前から受験はありますので受験だけがいじめの原因だというふうには考えにくいのではないかとこんなように考えておりますし、校則につきましても昔から校則もありますし、校則をなくして全く規範意識をなくしてしまったところから益々学級崩壊等の混乱が起こってきていじめが行われるということもありますので、これも一概には規則があるからだけということでは、いじめの原因というふうには捉えにくいのではないかなというふうに考えております。社会生活の変化とか、社会構造とかいうようなこともあるのではないかと、こんなふうには考えられます。以上です。

1 番(根橋)

実はいじめにつきましては、この後も多くの議員が質問をされますので私は若干絞って 2、3 お伺いしたいと思っておりますが、1 つは当面の対策としましては早期発見がまあ大事だと言われております。これについては学校における教師集団あるいは親どおし、あるいは地域での取り組み等など言われておりますけれども、こうした点についてはどのように取り組んでいかれるおつもりか。それからもう 1 つは子どもにとってですね、いつでも安心して相談できる体制が必要だと言われております。ま具体的にはスクールカウンセリングを増やすとか、相談窓口がいつでも分かるような形にしておくとか、いろいろ言われておりますけれどもこうした取り組みについてはどう考えておられるか。それから後あの、後でも出てきますけれども、町の例え

ばその一つとしてホームページ、町のホームページですね、見てみても今子どもたちはかなりホームページ見てるんですけども、そういうそのいじめについては相談ってようなのはね、出てこないんですね。パツとはね。かなりこう教育関係については非常に弱いトップになっているかね、入り口になっていると思いますが、その辺の改善についてお考えないか、以上3点についてお伺いします。

教育長

町の対応でございますけれども、教育委員会といたしましては「いじめ不適応対策連絡協議会」という協議会を立ち上げておりましていろいろな立場の方々がこれに参加をさせていただいております。教育委員さんであるとか、各学校の校長さん、生徒指導の係、養護教諭、えー、町の教育相談員さん、心の教育相談員さん、民生委員さん、主任児童委員さん、PTAの会長さん、人権擁護委員さんというような方々が委員として活躍をさせていただいております。必要に応じていつでもこの協議会を招集し、大変な自体になれば皆で対応をしていきたいと、こんなふうに考えているわけでありまして。それからさらにですね、「学校人権同和教育委員会」というのも、あ失礼、「学校人権同和教育委員会」ですね、というのも組織されておりますのでこれは各学校の校長先生や同和教育主任の先生方が集まってきております。ここでも対応はできますし、町の教育相談の施設もございます。図書館の二階でやっております。でその他ですね、校長会であるとか、教育委員会と校長会の懇談会であるとかというような機会もございますし、スクールカウンセラーも、まこれは県で各学校へ配置してるものでありますが、スクールカウンセラーによる相談も行われております。必要に応じて回数を増やしたりすることも可能かと思いますが、予算もありますので限りなくというわけにはいかないかと思いますが、必要な大切なことからはやっていかれるだろうと、こんなふうに思います。それからホームページからのアクセスというようなことについては、私ちょっと今そこんところつぶさに見ておりませんので分かりませんが、ご指摘のようなことがあるかと思いますが、対応ができればしていきたいと、こんなふうに思います。

1番(根橋)

いじめにつきましてはそんなことで、次の多くの議員がされますので次の課題にいきたいと思います。

こども一人ひとりに視点をおいた子育て支援ということで、あの通告をさせていただいております。これは今のものとも若干関連あるわけですけども、実はかねてから議論してまいりまして子ども一人ひとりの成長というものが非常に大事だと。ということで子どもに着目して保育園から小学校、中学校、さらに高等学校まで捉えて1人の人間として人格が形成、立派に形成されるように町として支援をしていくというそういう大きな目標に沿ってこの春にですね、教育委員会に子ども係が設置をされたわけでありまして。実際には来年度事業に向けての準備ということが今年度の大きな課題だったと思うわけですけども、そんな点で来年度に向けて今までのような取り組みをされてきたかお伺いをいたします。

教育長

ご指摘のように今年度から子ども係ができて保育園の関係が教育委員会の管轄というふうになってきております。まだ1年が経過してないわけでありますので全部取り組みが終わったわけではございません。しかもこれからまだいろいろなことを考えていく途上でもありますので現在今までですね、こんな点が良かったんだらうというふうなことをお答えいたしたいとこんなふうに思っておりますが、学校の校長先生方とですね園長先生方が懇談をしたり、それから教育長さんが懇談をしたりしてですね、保育園と小学校のあるいは中学校のですね、関連をよくしようということをもとにまず取り組みとして始めております。でさらにですね、学校の先生方が保育園へ行って保育参観をするとか、逆に保育園の先生方が学校へ行って授業参観をするというような機会も、前よりも、前全然なかったわけじゃないわけじゃないですけど、前よりも回数が増えておってその点が非常に良くなったというふうなことを園長先生方からはお聞きをしております。それからその他にですね、一般的な交流も密になってきたと。例えば音楽会に呼んだとか、お呼びをするとか運動会にお呼びをするとか、隣にある小学校のプールを貸していただくとか、というような日常的な交流。そしてまた、中学生が職場実習でですね、保育園へ行く。そのお世話のために先生方が行って様子を見るというようなことから、小中、そして保育園、幼稚園・保育園の連携が大分深まってきたと。こんな実態が浮かび上がってきております。なお、課題の、発達に課題のある子ども等についてはですね、どのように支援をしていくか、幼保、それから小学校さらに中学校に係ってですね、共有、データを共有することが出来る良さがあるというふうに考えられています。必要に応じてはいろいろなデータを勿論プライバシーに配慮しながら交換ができる。こんなことが出来るように考えていきたいと思っておりますし、高校生についてはですね、私は辰野町は辰野高校はかなり開放された学校になってきているなというふうに思っておりますので、例えば辰高フォーラム等へ私共もドンドン出て行ってご意見を申し上げたり、また辰高から生徒が教育委員会に聞き耳頭巾という制度がありますけども、そこへ出てきていただいて意見を述べていただくというような機会もっておりますので小中高の関連を合わせながらそんなことを考えていきたいと思っております。

1 番(根橋)

ただ今ご答弁いただいた中であの、やはり大事な点はそのやはり情報の一元、これ情報って言うか、やっぱり支援、手当てが必要な子どもたちへのやはり情報を客観化し、継続性をもって一元化して今言われるように18歳高校卒業まで、フォローしていけるようなシステム、これが大事だと思いますが、そういう意味で言われたと理解をしておりますので、是非それ実現していただきたいと思っております。

もう1点ですけども、さきほどのホームページの関連ですが、実は今言ったようなことは当然ですけども、近隣の市町村でも取り組んでおります。で、あのここに幾つか、箕輪とか駒ヶ根、茅野だとかそれぞれホームページを伊那市なんかを見てもみますとですね、やっぱり子ども、子育てっていうのはパッと出てきてそしていろいろな制度の開設だとか市の取り組み、相談事はどうしたらいいかとかっていう、連絡

先とかそういうことは比較的手短にわかるようになって工夫をされてきております。そういった点で当町はさきほどもちょっと申し上げましたが、お知らせコーナーがほとんどでありまして、お知らせですね。今言ったような子育て部門っていうのは弱い感じを受けております。そういった点です、このさきほどまだホームページご覧になってないってことでしたが、いずれにしてもこれ検討していただきましてね、是非そういう子どもたちも相当見ておりますので、あるいは親御さんも勿論見ておりますので、是非そういうふうに改善を要望してこの問題について終わりたいと思います。

次に学校給食の民営化委託、学校給食の調理部門の民間委託の問題について移りたいと思います。今日の子どもの体といいますか、について言えば体は大きいけれども体力がないとか、肥満、子どもでも糖尿病というような事態、あるいは朝食は食べてこない子どもが増えてきているなど、あるいは食生活も過食ぎみだけれど、一杯食べているけれどよくよく見ると栄養バランスがとれてないとか、いろいろ専門家も指摘をされております。あるいはいわゆる食育というような最近概念もいろいろ言われておりますが、こうした状況下にありまして今日の学校給食ってものについての教育的な位置付けについては、どのようなお考えかまずお伺いしたいと思います。

教育長

学校給食の今日的な意義というようなことかと思いますが、かつて学校給食がですね、最初始まった頃は経済的な問題で食べるものも食べられないというところから出てきたものだというふうに認識しておりますが、現在の満ち足りた世の中です、学校給食する意義というのはどんなものだろうかと、こんなことかと思いますが、私は学校給食の意義を今3つあるなど、こんなふうに感じております。

1つはですね、感謝だと思えます。物や人に対する感謝。食べ物そのものの命をいただいて私の命を支えているという食べ物そのものに対する感謝ですね。だからあなたの命をいただきますよ。という意味で「いただきます」があるだろうと、こんなふうに考えております。食べ物の命、そしてその食べ物を生産してくれる人への感謝。調理をしてくれたり配膳をしてくれたりする人へ対する感謝。また、そのためにお金を出してくれる親への感謝。そういった感謝が非常に大切だろうというふうに考えております。

2点目はですね、健康安全だと思えます。栄養の関係バランスの関係ですね。そういったようなことが、当然あるかと思えます。

それから3点目はですね、食文化の伝承っていうことも大変大事なことかなとこんなふうに考えております。地域の食べ物をどんな形で食べるのか。そして実習をし、作ってみたり昔の人々の知恵を教わったりそんなことが今日的な学校給食の意義かな。こんなふうに考えております。

1番(根橋)

本当にそのとおりだと思います。いよいよ学校給食は非常にあの、ただ昼飯を食べるというものではなく、今教育長言われたように様々な3つもの非常に重要な教

育視点があるということ。これは親としても理解ができるし、そのことを支援していかなきゃいけないと思うわけですが、さて学校給食につきましてですね、平成 16 年、昨年の 6 月に学校給食業務検討委員会というのが設置されたようでありまして、1 年以上かけて過日 11 月 7 日と 10 日にはその学校給食業務見直し説明会というのが開催をされたわけでありまして。それでこれ見ますとですね、いろいろ文書があって説明をされたわけですが、いろいろ書いてあるんですが、まずこの今回ですね、このように至った動機というか、理由と申しますかねこういう設置された理由じゃないんですが、諮問をまあされたわけですね。検討委員会に。諮問をした内容とその理由と申しますか、動機についてお伺いします。

教育長

学校給食業務検討委員会はですね、町の第 4 次行財政改革でですね、取り上げられておりまして、その実現のためにやっているところでありますが、ただ単に合理化をすればいいというだけのことではなくて、さきほど申し上げましたような食に対する教育が十分に行われながら行財政の改革が行われる、ということが目的であります。そしてまた、先般のですね、業務検討委員会の諮問についての中間報告ですね、を町民会館で 2 日間に亘って行いました。それは現在検討をしている内容を、検討途上でありますけども、こんな形で検討してますよ、いかがでしょうかというご意見を皆様からお聞きするという立場で行ったわけでありまして。今後まだ必要に応じてご意見をお聞きしながらより良い方法でやっていくつもりでございます。

1 番(根橋)

そうしますとですね、今のご答弁ですとここにあの説明会の資料があるんですけども、学校給食業務の現状とその見直しについてという文書がずっとあります。この文書というのは、そうしますとあれですかね、検討委員会でいろいろ議論されてその意見を踏まえて検討委員の皆さんのなんていうんですか、総意というか今までの到達された内容ということで理解してよろしいんでしょうか。

教育長

はいそのとおりかと思えます。

1 番(根橋)

そうしますとですね、ちょっとお伺いしたいのはこの文章をこう読んでいきますとですね、今回さっきもちょっと触れられましたが、今回のこの動機というか提案というのは、協働のまちづくり町民会議の提案に基づいて策定された第 4 次行財政改革大綱とまあその具体的なプログラムですね、に基づいてやってくだというように言われてるんですね。ちょっと教育長さきほど食育っていうか、学校給食のより何て言うんですかね、この改善というようなことはむしろちょっと弱くてむしろ早い話が行財政改革しなければならないからこうなったっていうようなニュアンスになっているわけでありましてけども、ちょっとお聞きしたい、ここでまずお聞きしたいのはこの協働のまちづくり町民会議ですね、これはあの一昨年行われました。それで提言書がまとめられているわけですけども、そこにこの学校給食の民間委託について提言があったんですか。

教育次長

16年度の第4次の行財政改革の中、プログラムの関係ですけれども全体では173の項目があった中においての14項目の関係がありまして、その教育委員会関係14項目ありまして、その1つとして給食業務の集中化及び民間への委託の見直しということでプログラムが策定されてます。以上です。

1番(根橋)

質問にお答えいただいてないようなんですけれども、今実はここに町民会議提言書提言内容一覧表というのを私持っております。同時にあの、町民えー職員会議の提言書一覧表っていうのをここに持っております。でこの町民会議提言書内容一覧表にはどこにも学校給食の民営化委託ってのはありません。あるのは職員会議なんです。職員会議の提言書一覧表の中にはあります。それでですね、この説明はこのこれ読んでくとあたかも協働のまちづくり町民会議から提言されたように読めるんですけど、これは違うんじゃないですか。

教育次長

確かに職員、第4次の行財政改革の職員会議の中で設定されたプログラムであります。

1番(根橋)

今言われたように真実はですね、町民会議ではなくて職員会議からの提言なんです。これ言ってみれば役場の内部からの提案なんです。でしかもこの内容ってのは、もうほとんど人件費を削減しなきゃいけないっていうことで貫かれておりまして、さきほど教育長言われたようなね、給食をもっともっと充実されなければいけないなんて視点はないんですよ。一言で言えば金がないからね、このなんとかしなきゃいけないというようなふうに、平たく言えば読めるわけですね。そうしますと教育委員会としてはね、ああそうですか、というわけにはいかないんじゃないでしょうか。やはり、その町長もねこれま、町長答弁いいんですが、そのえー、子育て支援、これはね非常に大きな優先課題なんです。今ね、全国的にもそうだし、辰野だって勿論そうです。そういう中にね、食育を、あ学校給食を充実させていかなきゃいけない。そういう議論はね、これあんまりないんですよ。この中にもね。さきほど言われた理念をどうやってさらに前進させるかって議論はなくて、ただ金がない、金がないっていう感じを受けるわけですね。しかもこの事実と反する。っていうか事実どおりではない。町民会議の中で、あ役場の中で言われたのをとってプログラムを、プログラム勿論知ってます。そりゃ載っておりますけれども、その出所というのは職員会議の提案だったというわけです。そういった点ではですね、この説明については大変問題があるというふうに考えております。で、それはもうそういうことで事実関係ですから、いいと思うんですが、さらにその次の問題、民間委託の問題点に移っていきたいと思います。

今ですね、説明会でも民間委託という言葉が使われているんですけども、これ調べると調べるほどよく分からないんですね。であの、実は労働、労働者派遣法っ

て、まあ法律もあります。そういった関連で良くわからないですが、この確認なんですけれども、今のここで言われている民間委託というふうにするですればですね、議論してる内容っていうのは給食室の器具だとか材料、それから水道だとか電気、あるいはその材料、あの調味料だとか、そういうもの。そういうものは全部町側の負担した、町が用意したものを使って、それで栄養士さんが日常的に業務を指示をして、そして調理員の方は調理だけを委託していく。こういうことで間違いありませんか。

教育長

仰せのとおりを考えております。

1 番(根橋)

そうしますとね、これ非常にあの大きな問題なんです、これ派遣なんです。派遣業務。これあの、例えばよくいろいろ調べてみますとね、職業安定法っていう法律がありまして、そういう中で請負とか委託です、要するにあの受け入れ先からとの関係においてね、あのいろいろ言葉は兎も角、請負とか委託というふうにならねばね、4 つ要件があるんですよ。今いわれたようなね、施設をね提供先から全部受けるとか、材料も受けるとかって、そういうのはねあの、そういうことになっちゃうと請負じゃないんですよ、あるいは委託じゃなくなっちゃうと、ま、単純な労力供給だけですから派遣事業なんです。そうしますとあの、その民間委託を受けた会社、元請っていうか派遣先の企業ってのは派遣会社じゃなきゃいけなくなっちゃう。そうするとここで重大な矛(盾)で、ところがですね、委託、委託ってことになると、そういうことになると同時に大事なことは学校給食の質を守るには栄養士さんのその指導、日常的な指導がうんと大事だって言われてるわけですね。で派遣だったらそれできるんですよ。派遣だったらそりゃ勿論、それが派遣なんです。ところが委託とか請負っていうのはそれはできないことになっているんですよ。それやれば偽装請負になっちゃうんです。だからその、そのところが極めて大きな矛盾で、したがってですね、この今この今の在り方、検討されてる在り方っていうのは、ま言ってみれば役場っていうか、教育委員会が率先して偽装請負をね、推進するようなふうにもとれるし、また今何よりも心配するのは、はいじゃその栄養士さんのね、日常指導が入らないなんてことになれば、これはもうあちこちの状況みてもえー、教育の質が、あ給食の質が落ちることは明らかなんです。それからもう1個大きな柱になっているそのえー、安く出来るということなんです。これ実は東京都なんかはもう、ものすごく進んでおりまして25%位進んでるんです。そういう所見ると大体最初は安いんだけど、7、8年から経つと委託料は大体どこも倍になってるんですよ。そういうことはあの、そういうことも問題ではないかと、いうふうに思います。主はその辺が大きな問題なんです、この辺についてはどんなふうにかえますか。

教育次長

この件に対しましては、今検討委員会の方へ諮問をしてるという段階の中で、検討委員会の方で先般の説明会、皆さんの意見を聞くというような会合を開いたんで

すけどれども、方向的にはセンター化は無理じゃないかということの中の一部集中化、それと後、委託化というような形の中での検討をしてるということで、教育委員会共に答申をもらってまだ決まったというような段階でなくて検討委員会の中での検討の状況だということでご理解願いたいと思います。それと、もう1つ委託の関係ですけども、その仕事委託するということの中で現在委託をしている学校も町外ではありますので、委託ができないということはないと思いますけども、ただあの仕様書の中でのいろいろ仕事の内容、そんらの関係である程度の中味を謳いこんでということでの委託化は出来ると思っております。以上です。

1 番(根橋)

検討中ということですので検討してもらいたいわけですが、今の点と、それからあれですね、今の労働者派遣法の関係についてもですね、十分な検討をしてもらわなければならぬというふうに思うわけでありまして。時間がありませんので最後その今後の検討委員会の在り方なんですけども、私も2回目のあれに出たんですけども、1つは学校側からね、これだけ重要な問題だから現場へ来て説明して欲しいという要望、あるいはその場でもいろんな意見が出たんですけれども、時間、両方とも時間がないというようなことでね、議論を打ち切るような運営が目立ちました。これ非常にまずいではないかと。だからま、1つは学校で希望のあるところは是非行って説明をしてもらいたいと思いますし、今後もね引き続きやはり十分なその説明会などもね、いろんな意見を遮ることなくね、やってくることが協働って言うてんですから、一方的な説明会じゃないと思うんですね、これね。だからその辺についてはいかがでしょうか。

教育長

ご指摘のとおりだと思いますので、検討委員会の方へお願いをして必要のある学校へは出向いてご意見をお聞きするという事は吝かではございません。以上です。

1 番(根橋)

それでは時間がなくなりましたので、1つ飛ばしまして最後にこれからの観光振興の取り組みについて町長にお伺いしたいと思います。

これも既に町長もご存知のとおり権兵衛トンネルも開いて伊那谷、木曾谷がこれが一体化をしていく中で双方にとってより良いような取り組みが必要だということだと思います。そんな点であの、木曾は伊那谷よりも知名度はある。こういう中で我々としては木曾の力を借りながら辰野も大いに観光に取り組んでいかなきゃいけない。とりわけあの農業との関係もね、大いにやってなんか派手な開発ということではなく、やはりあのいろいろな地場産業だとか農業、商業とも地場のものと連携した形での観光振興がうんと大事だと思いますけども、今後ワークショップなど取り入れてそういった若い人の力を借りながらそういうことをやっていくお考えがないかどうかお伺いしたいと思います。

町長

根橋議員にお答えいたします。急にないかって言われましても既にいろいろ進めていることでもありますので参考にお聞きいただきたいと思います。現在例えば地

場産業では上野大根とかですね、りんごオーナーとか、さきほど言いましたように沢底、北大出、それから営農センターなど一緒になって派手かどうか知りませんが、辰野の「籠」という芋焼酎を造ったりとこんなようなことは進めているわけでありませぬ。なおまた、地域ブランドができるようにしてかなきゃなりませんし、これからの観光ってのは点と線でなくて滞在型、体験型というわけでありませぬから、農家の皆さん方と一緒に出来るようなもの。ご指摘のように権兵衛峠の活用なども有効に町の地場産業ブランドに向けて有効になるように期待しながら考えていきたいと、こんなように思ってます。

1 番(根橋)

その際ですね、あの是非多くのまあ、まずはまあ、皆で集まって議論を起こすところから、始めたらどうかってことで今議会側でも考えてるわけですけども、まそういった点について新年度でもですね、考えていただけないか。特にこういう意見があるわけですね。今は沢底だとか、渡戸なんか非常に地域が元気になっております。で、ああいう元気が何で町内広がらないんでしょうかねって、こういう意見があるわけですね。そういう意味では是非まあそういうことを、そういう経験にも学んで全町的にも取り組められるふうに新年度に向かって取り組んでいただきたいと思いたすがいかがでしょうか。

町長

ご指摘のとおりでありますのでさらにまた進めていくわけでありませぬし、商工会さんの方も一生懸命になっていただいて新たなまた事業展開、観光展開やっておりますが、複合的に町も特に各課横断型にですね、担当者を決めたりして進めていくつもりではあります。以上であります。

議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再会時間は 12 時 5 分、12 時 5 分といたします。

休憩 11 時 48 分から
再開 12 時 5 分まで

議 長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位 4 番、議席 16 番成瀬恵津子議員。

【質問順位 4 番、議席 16 番成瀬恵津子議員】

16 番(成瀬)

質問に入る前に今回いじめの問題について質問するに当たりまして、各小中学校の校長先生と懇談させていただきました。その中で私の思いを少々述べさせていただきます。

全国各地で今いじめが大きな問題、社会問題になっております。自分より弱い者

に一方的に攻撃を継続的に加え深刻な苦痛を与えていく。いじめは犯罪であり、決して許されるものではありません。いじめは暴力です。どんな理由であれ、いじめている側が 100%悪いと思います。よくいじめの被害者は弱い人間と思われませんが、それは反対でいじめる人間こそ自分の醜い心に負けた一番弱い人間ではないでしょうか。児童生徒の自殺も多発しております。いじめられている人に一言「私はあなたの味方です。」と伝えてあげられたらたった一人でも友がいれば大きな支えになり、自殺を留まるのではなかったでしょうか。また、いじめは子どもの世界特有のものではなく、むしろ大人の世界の方が多く、その影響が強く子どもを取り巻く環境が変わればいじめは減少していくと思います。

それでは質問に入らせていただきます。既に辰野町でも各小中学校の実態を把握されていると思います。さきほどの答弁でもそのように答えておりましたが、いじめはいつでも起こり得るが生徒の全ての行動に目を配ることが不可能であり、大人の目につかないような所で立ち回る生徒もいるのではないかと思います。1 から 10 まで教師がいじめを把握することは困難であります。アンケート調査で実態を把握している学校があると新聞等で報道されておりました。辰野町は生徒のアンケート調査はありましたでしょうか。また、どういう形で把握をしているのかお聞きします。

教育長

教育委員会としてアンケート調査はしておりません。で、各学校対応でありますので、各学校ではアンケート調査をしたり作文を書いて出してもらったりするような対応をしているかと思いますが、統一して町の教育委員会として全学校の児童生徒に調査をすることはしておりません。で、それじゃしろと言われればどうしようかなと、こう考えているわけなんですけども、私はどちらかというんですね、その紙配ってね、「はい、いじめられているかどうか書きなさい。」って言うって出さすってというのはどんなもんかなということを考えています。さきほどのように態様、いじめの態様がいろいろありますので、どんな態様のいじめについて子どもがどのように反応するのかちゅうことも難しいだろうというふうに思います。ただ数をカウントすれば良しとするわけではないので、先生方がそれぞれ目を鋭くし耳をそばだてて、いじめがあるかないかを、きちっと精査していただく方がより有効的な対応かな、こんなふうに考えてます。なおあの、自殺やいじめについてはですね、前もこういうピークがあった頃も言われたんですけども、マスコミが騒いだりですね、いろいろ回りの者が騒げば騒ぐほどいじめや自殺が増えるという連鎖反応というのが心理学的に言われております。できれば大騒ぎをして大騒ぎをしてというふうな形でない方がいいかなということを考えています。子どもたちひとり一人がですね、アンケートに答えて「おまえさんいじめられてますか。」って言われたら「はい。私はいじめられてます。」って答える子どもの気持ちは辛いものがあるだろうと思いますし、益々自尊感情を失いプライドを失って自殺に追い込むようなものではないかということも考えられますので、一斉にアンケート用紙配ってやるってことはどうかな、如何なもんかなというふうに考えております。

16番(成瀬)

なかなかいじめにあってる生徒がそれを先生またあの家庭に戻って訴えるって
いうことができなくても、アンケート調査で自分がいじめられていることを訴
えたってという実例もありますけどその点はどうでしょうか。

教育長

ただ今申し上げたとおりの考えをしております。

16番(成瀬)

次の質問に入ります。どんな大小、どんないじめでも教育委員会の方へは学校側か
ら報告はきちんとされているんでしょうか。軽いいじめ、小さいいじめと考えてい
たことが、実際には蓋をあけてみたら大きいいじめだったってこともありますので、
その点どうでしょうか。

教育長

各学校の方からいじめがあれば、「あった」という報告は常時いただけるようにな
っております。そしてまた、校長会とかいうような折にも事例を発表していただい
たりするようなことも行っております。ただ、小さなものについてまでというふう
に言われますとそれはちょっと分かりません。程度の違いもあって「これはさほど大し
たことないだろう。」という判断があれば報告はされないかもしれません。その辺は
分かりません。しかしそれが高じて大変なことになってくれば、それは即対応するこ
とは当然のことと思います。

16番(成瀬)

教育委員会と学校、保護者とまた本人との連携というのはきちんとなされている
んでしょうか。

教育長

直接本人と連携をとることは、現在のところはありませんでした。ただ、必要が
あれば学校や教育委員会と連携し、また県の教育委員会やスクールカウンセラーな
どとも連携をしながら対応をしていく用意はあります。

16番(成瀬)

家庭は勿論ですが、学校の生徒が悩みを打ち明けやすい環境を作ってあげるって
ことが非常に大切であり、また、それが早期発見、早期解決に繋がってくことと思
います。相談窓口の充実はさきほど根橋議員が質問、また答弁されましたのでこれは
省略させていただきます。

スクールカウンセラーが学校に配置されておりますが、生徒の悩みを打ち明けた
場合そのスクールカウンセラーとの人間関係はきちんとなされているんでしょうか。

教育長

カウンセラーの方々は資格を持ったプロですので、その辺のところはきちっと大
切に対応してくれてるというふうに考えております。なお、カウンセラー等の相談に
つきましては、プライバシーの保護ということもありますので、逐一が全部どこま
でも報告されるというふうには考えてはおりませんけれども、カウンセラーが大切
な命に係るようなことにつきましては、皆に公表をしながら皆で考えてくという体

制にはあると思います。で、何回も何回も同じ子どもがスクールカウンセラーと相談を重ねるようなことがあるとすれば、それは段々に両者の信頼関係が生まれてきていると、こういうふうに考えております。

16番(成瀬)

学校と教師ひとり一人のいじめの問題に対する意識、危機感ですかね。あとあの、いじめにあってる生徒、保護者への訴えに対する反応、また、いじめられている生徒への学校側のケアはどのようにされていますでしょうか。

教育長

ひとり一人の先生の意識については、当然これは人間ですので、意識の高い人もいれば低い人もおろうかと思えます。どちらにいたしましても、研修に研修を重ねてそういった問題に対する意識の昂揚を研修していくことも非常に大切なことかというふうに考えております。そしてまたですね、えーとそんなふうに考えております。

16番(成瀬)

研修ではなくあの、研修も非常に大切なことだと思いますが、ケアは現在どのような状態で行っておりますでしょうか。

教育長

ケアも含めて先生方と対応を考えていただいたり、カウンセラーと相談を重ねていったりというふうに考えております。

16番(成瀬)

いじめる側はあの、いじめは悪いと分かって行っているわけであります。しかしそのいじめは恥ずかしいこととか、醜いこと、卑怯なことと気がつかない限りいじめは直らない、変わらないってことなんです。いじめられている側だけのケアじゃなくて、いじている側への指導対応は、教育委員会、学校の方ではどのようにされてますでしょうか。

教育長

いじめる側の指導も含めて、いじめの指導だというふうに考えております。いじめをですね、いじめる人といじめられる人の2人の関係で、だけで出てくる問題だというふうには捉えないことが大切だと思います。いじめを発生している集団の構造が、いじめの構造になっていることに気が付かなければ、根本的にいじめはなくなるだろうというふうに私は考えています。したがって、いじめを見て見ぬふりをしている多数の傍観者をなくす。そういう学級の指導がなによりも大切になってくるだろうというふうに考えています。いじめる者を指導しさえすれば集団の中からいじめがなくなるかという問題ではない。というふうに考えています。なおまた、これに対する、調査ですね、Q U調査なんてのもありますのでそんな調査も利用しながらいじめる体制が集団の中にあるかどうかとも検査しながら対応していくことも大切かとこんなふうに考えております。

16番(成瀬)

先日あるテレビの番組でいじめのことでやっておりました。いじめのあるクラス

というのは、どことなく落ち着きがなくてまとまりがない。また授業中私語が多い。クラス全体が暗い雰囲気。また、いじめのないクラスはまとまっていて明るいという結果を言っておりました。加害者と被害者という関係よりクラスの状況に問題があるのではないかと、ということをおっしゃいましたが、クラスの不満をいじめの方向に向いていくっていう方向はないでしょうか。また、クラスでそのまとまりをやるにもクラスで教師と保護者、生徒との行事を行っていくとか、また今行っているってようなことはありますでしょうか。

教育長

集団ということにつきましては、さきほど私が申し上げたとおりで一对一の問題ではなくて、いじめを生む集団の構造の中にいじめの発生があるだろうというふうに捉えております。したがって、うまくいかない学級ではいじめが多く出てくることは当然だろうと、いうふうに考えておりますので、いじめている子だけのいじめに対する指導でなくて学級全体の士気を上げる、モラルを上げる、規範意識を高める、傍観者をなくす。そういう指導が大切だと考えます。

16番(成瀬)

行事等は教師と先生、また生徒との行事、まとまってなにか行事やるとかそういうようなことは行っておりますでしょうか。

教育長

クラスの行事も学級の時間とか、総合的な学習の時間を使ってどこでいくつやっ
てるかはちょっと手元に資料はございませんが、幾つかの学校、幾つかの学級でや
っていると思いますし、学年全体、学校全体での皆が入り組んでの行事も当然行われ
ていると思います。

16番(成瀬)

保護者と教師が一番じっくり懇談できるのは家庭訪問の時ではないかと思いますが、現在各小中学校ではいつ頃、その家庭訪問を行っていて一軒当たりどの位の時間を費やして懇談をされているのでしょうか。またあの、家庭訪問に際しましてマニュアルを作って家庭訪問しているっていう学校もあるっていうことをお聞きしましたけど、辰野町の小中学校ではそういうマニュアルを作成して家庭訪問を行っているのかお聞きします。

教育長

家庭訪問のことにつきましては、質問通告の中に全くありませんので細かい数については把握をしておりません。しかし、家庭訪問は行っております。一軒当たりと言われて、まあ今までの経験で言えば大体15分か20分位かだと思います。マニュアルは今のところ、私は聞いておりません。

16番(成瀬)

15分から20分の中で、じっくりいろんなことは懇談できますでしょうか。今何月頃実施してますでしょうか。

教育長

時間については、遠くの家庭まで行かなければいけないこともありますので、そ

の辺はそんな程度の時間かなと。そのために時間を延ばせば授業時間がうんと食い込んでくわけですね。授業時間をカットしないと家庭訪問は十分にはできなくなってくるわけで、その辺との係りもありますので、無制限に時間を延ばすことは無理かというふうに思います。えーともう1つ何でしたっけ。あ、時期ですね。時期は概ね1学期の内だと考えています。4月5月位だと思っています。

16番(成瀬)

次の質問に入らせていただきます。学校における食育の推進、必要性。また栄養教諭の配置と役割について質問させていただきます。人々が生涯に亘って心身の健康を保持推進していくためには食事や運動、睡眠などにおける望ましい生活習慣の確立が不可欠であると思います。中でも食習慣は子どもの頃の習慣が成長してからの習慣に与える影響が殊更大きいものであります。また、成長期である子どもの頃の望ましい、子どもの頃からの望ましい食習慣は、心身の健全な成長に不可欠な要素でもあり、子どもの頃からの望ましい食習慣を身に付けることは人々の心身の健康につながり、ひいては社会全体の活力を増進するための礎となるわけであります。食は人間が生きていく上での基本的な営みとの1つであり健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものであります。しかし、近年食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴ない、偏った栄養摂取等の食生活の乱れや肥満傾向の増大、過度の痩身等が見られるところであり、また増大しつつある生活習慣病と食生活との関係も指摘されています。このように望ましい食習慣の形成は今や国民的課題となっています。特に成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むためにも欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要であります。また、朝食欠食、偏食等現在の子どもの食生活は極めて憂慮すべき状況にあり、体力の低下など大きな問題になっています。国や自治体が実施した学力関係の調査で朝食を取る児童生徒が取らない児童生徒に比べて点数が高いとの結果が出されております。望ましい食習慣の形成が学力向上につながる。そのために栄養教諭が学校における食育推進の中核的な役割を担う大事な存在になってくるわけであります。食に関する問題は言うまでもなく家庭が中心となって担うものであり、家庭が果たす役割は最も重要であり、家族一緒の食事は家庭教育の第一歩であると共に、大切な家族のコミュニケーションの場でもあります。食生活は子どもの身体的発達のみならず精神や社会の発達など心の成長にも大きな影響を及ぼすものであります。

質問に入ります。食育に関する指導体制、推進は各学校、保育園どのように行っているのでしょうか。

教育長

食育に関しましては、大変大事な教育であるというふうに私も捉えております。現在各学校、保育園におきましてはですね、学校におきましては学校の栄養士、また保育園におきましては町の栄養士を中心として、連携を取りながら教育を進めている状況であるというふうに思います。で、学校の中におきましては、例えば給食委員の生徒を通して食育を考えるとかなですね、あるいはどこの学校でも大概給食習慣

というようなものを作っておりますので、その習慣の中でのいろいろなイベントをとおして食育を伝えるとかですね、あるいは給食の時間に今日の材料について、調理について、味付けについてというようなことを栄養士が放送をして皆が聞くとか、そんなようなことを行っております。そしてまた、最近は食育というようなことが大切に考えられている中で生産者を学校にお招きして子どもたちと交流をしながら食事を頂くとかいうこともやっておりますし、5年生は教材の中に米作りというのがありますので、1年をとおして米作りをする。それも大切な食育かというふうに考えますし、また地域の名人をお呼びしてそば打ちをするというようなことも考えておりますので、そういったことから、食育を推進するようなことが大切かと思っております。

16番(成瀬)

では、じゃ授業で食育のことについても、やっぱりもしているってことでありますかね。じゃあの食育の推進の必要性ということも、しっかり学校では考えているってことでありますでしょうか。さきほど述べましたけど、朝食欠陥、朝食べてこない生徒も見受けられるってことですけど、そういう生徒への指導はどのようにされておりますでしょうか。また、保護者への指導、指導って言いますかね、そんなような対応ですかね。

教育長

保護者との対応につきましては、主にPTAの機会でありますとか、授業参観の時の懇談会ですとか、あるいは特に必要があれば個々にでも連絡し合いながら、「お母さん朝飯食べさせてやってよ。」というようなお話しはしていると、いうふうに思います。

16番(成瀬)

学力・体力の低下の要因とされる夜更かし、朝寝坊、また朝抜きがあつた、悪循環になってきているわけです。それを断ち切るために「早寝早起き朝ご飯」っていう規則正しい生活、リズムを作っていこうということが今推進されておりますが、学校でもそのようなことを各家庭にもサポートをしていただけたらと考えております。

次の質問に入ります。食事を作るという意識を子どもの頃からつけるためにも、地元の食材で児童生徒が自分たちの食べるお昼ご飯を作るという経験をできるだけ多くとっていくという考えはないでしょうか。月1位。でそうしますと、家に帰ってまた子どもたちが家族に作ってあげるっていう経験をしまして、それが食育っていうことにつながっていくのではないかと思いますけども、その点どうお考えでしょうか。

教育長

月に一回ずつご飯を作る時間をとるということは、非常に難しいかと思えます。指導時間が全て学校では決められておることでもありますので、これをやるとするとかなりの時間をとると思えます。5分や10分ではできませんので、したがって日常的にあるいは月1回というようなことはかなり無理があるかと思

います。ただしですね、授業の中で例えば家庭科の授業の中でですね、調理実習をする時間はありますし、だから何時間かはそういう時間がありますし、また学級の中では総合的な学習の時間を使えば、利用すれば食べ物を作ることも十分に出来ますし、あるいは地域の人に来ていただいてそば打ちの体験をして、今日は食べようじゃないかというようなことも、やろうと思えば出来ないことはないと思いますので、月1回恒常的にやれということは大変無理があると思いますけども、やり方によっては何回かは出来るというふうに思います。

16番(成瀬)

学校給食の見直しについて、さきほど根橋議員からも質問がありましたけど、私の方から重ならないように質問させていただきます。検討委員会であの民間委託と集中化の場合が検討されておりますが、これに対して反対も多く出ているようでありますけど、この2通りのメリットと課題はどうなんでしょうか。お聞きします。
教育長

センター化ということになりますと、新しくセンターを作らなければいけないということがありますので、これはもう施設を作るだけでものすごい金がかかるというふうに思います。一部集中化というような形でありますと、さほど金をかけなくても出来るかと思えます。金の面で言えばそんなことが言えるかと思えます。

あと、食育に関してはどちらにしても栄養士が学校と連携しながらきちっとやっていくと、こういうことかと思えます。

16番(成瀬)

民間委託とか集中化っていう状態にもってきますと、あの生産者の顔とか作っている人の顔が見えない給食になってしまうと思うんです。であの、こういう点、例えば献立のことで、あのあまり口出し出来なくなっちゃうのではないかと思いますけど要望とか、そういう点では問題ないでしょうか。

教育長

合理化を進める中で一番大事に考えていることは、どういうふうな形になるうとも子どものところへしわ寄せをさせないということは、一番大切に考えていきたいと思っておりますので、何らかの形で子どもの所へしわ寄せが行くということはないように考えていきたいと思っております。

町長

給食の方ではないんですが、さきほどのいじめの問題について町の方から答弁をさせていただきます。それぞれご説ごもつもの中でありまして、教育は学校教育と地域教育と家庭教育とあります。議員も冒頭にお話しなされたように、大人のいじめもあちらこちらにある。子どもも大人の後ろ背を見ながら育っているという部分も沢山あるわけでありまして。そんな中で沢山の原因がある中でもう1つはあの、家庭教育も大変問題である。今は家庭教育も非常に千差万別で前のようにある一定の範囲内で教育がなされているんでないということでありまして。そういう中で過放任、兎に角放りっぱなし。あるいはまた過干渉。うるさい親でいちいち鉛筆の上げ下げまで言う。こんなようなところから、いじめる子、いじめられる方が比

較的多く出るようであります。逆に過保護、溺愛っていうんですか。これも行き過ぎてますと免疫性だとか、抵抗性が大部欠落しましていじめられる子も生まれるとも言われております。したがって、いろんなこれから防ぐためにということでありますので、大人の方も十分注意していなければなりませんし、学校教育、地域教育、家庭教育を結ぶ掛け橋はPTAでもあります。ま、そういったことで町の方からも、辰野町におきまして本当に由々しい問題がいつ起きても不思議じゃない状況下にありますので、広報それら等を使いながらPTAの皆さんにも協力いただきながらPTA自体も研修していただきながら、少しでも減らしていくようにしたいと、こんなふうに思っておりますので付け加えておきたいと思っております。以上であります。

16番(成瀬)

栄養教諭の配置の取り組みについて質問します。平成16年5月14日にあの、栄養教諭制度に関する学校教育法等の一部を改正する法律が国会で可決されておりますが、平成17年の4月から栄養教諭制度がスタートしております。栄養教諭は学校内における指導に留まらず、保護者への助言また地域社会や関係機関と地域の食育について連携を図ることなど地域の食育向上のための中核として大きな役割を果たすことが期待されております。栄養職員と栄養教諭とは違うわけでありまして、栄養士の栄養教諭免許取得の推進の考えはありますでしょうか。

教育長

現在栄養教諭については日本中に資格を持っている人が非常に少ない状況でありますので、国でも県でも資格を取るようということを進めております。町でも栄養士さんが資格を取りたいということになればですね、本来資格をとるのは休みを取っていくべきかと思っておりますけれども、学校の業務に大変関係のあることでもありますので、職免で是非行ってくださいよと、というような対応で栄養教諭の資格者が、有資格者が増えるような形を考えていきたいと思っております。

16番(成瀬)

各学校への栄養教諭の配置の考えは、あの、町は是非やっていきたいというような考えはありますでしょうか。

教育長

大いに考えてはいますけれども、只費用の問題もありますので、配置をするのは県や国の費用が大分あります。したがってそちらの方、県や国の方で配置を考えているところがございますので、町の費用でこの栄養教諭を配置するということは多少無理があろうかというふうに考えています。

16番(成瀬)

そのとおりでありまして、この栄養教諭は県からの派遣、配置になるわけですね。その県へ強く要望してくってようなことはありますかね。はい分かりました。

あの、今家族が揃って食事をする家庭が減ってきております。会話もない時代、一人で子どもが食事をしているっという家庭も多くなってきております。で、ある新聞にこのような記事が載っておりました。「日頃からそのお母さんが食事は子どもと一緒にする。会話をする、食事をしながら会話をしてくということ、母親

が心がけている。」ということで「そういう中で、母親が子どもの変化に気が付いた。」ってことなんです。その子どもは学校でいじめにあっていたということなんです。だけど子どもは親にそのいじめられていることは言わなかったわけなんですけど、一緒に食事して一緒に会話する中で子どもがいじめにあっているってことに、親が気が付いて母親が早期に対応し、担任との話し合いの中で徐々にそのいじめに対する問題を解決されたという体験が載っておりました。きちんとした食事、手作りの食事、会話のある食事は体の栄養と同時に心の栄養でもあります。さきほどの学校給食の件でもそうではありますが、いじめと食育はつながると思います。食育に対しての教育の強化に力を入れていただきたいと考えて質問を終わります。

議長

ただ今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお、再会時間は午後 1 時 30 分、午後 1 時 30 分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩 12 時 40 分から

再開 13 時 30 分まで

議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位 5 番、議席 6 番山岸忠幸議員。

【質問順位 5 番、議席 6 番山岸忠幸議員】

6 番（山岸）

それでは、まず交通情報の発信ということについて質問をいたします。まあここで交通情報といっても主に道路の交通情報のことであります。皆さんもご存知のように辰野町町内の幹線道路としては、天竜川を挟んで西に国道 153 号線、東に主要地方道の伊那辰野線とそれにつながる下諏訪辰野線があります。またその 2 路線を結ぶ形で東西につながる路線が何本が通っているわけでありまして。こうした道路環境の中で、いったん全面通行止めといったような事態になると大変な影響が出ることは、この 7 月の災害でも痛感したところでありまして。また現在も 153 号線の舗装工事が行われ一方通行の措置が取られる中で、かなりの距離の渋滞が発生しています。またこうした渋滞を避けるために思わぬ道に入り込んでしまって身動きできなくなってしまう、あるいはまた事故を起こしてしまうといったような事例も過去には何回か起こっています。こうした状況を回避するには、たとえ交通規制が入ったとしても、それに替わり得る道路があれば最高なんですけども、現実的に辰野町ではそうした新しい道路というものは不可能であります。そうした時に、道路利用者に行政としてできることは、迅速、的確にこういった交通規制が現在町内にあるのか、またそれに伴ないこういった迂回路が確保されるのか、といった情報を伝えることが大事なことだと思います。そこでまず、お聞きしたいんですけど、現在町ではこうしたこのような道路の交通規制の情報をどのような形で発信しているのか、

その点をお聞きします。

町長

では質問順位 5 番の山岸忠幸議員の質問にお答えを申し上げます。町の交通道路情報だということではありますが、先日の 7 月の災害等は国県道に関しましては伊那、県の方でその規制をやっておりまして、なおしたがって同時に情報が出るようになっております。若干あちらこちら一斉になりまして、伊那建、松本建、諏訪建この 3 建設事務所の連携が大慌てだったのかどうか知りませんが、少し遅れたり早かったりというふうなバラバラであり、片一方止めても片一方から入ってきちゃったりして、交通渋滞もあったことも否めない事実であります。このことに対しましては、その災害が少し、ま、一週間位経ってからですかね、町としましては伊那建設事務所の方へ的確に早くしていただかないと麻痺というよりも、渋滞を起こし、Uターンして戻るに戻れない状況があったというようなことは、よく強く言って早的確に話すようお願いをしているところであります。町道関係に関しましては特に必要があれば交通止めの印はいろんな方法でもって行なっているところであります。有線放送を使ったり、地域に区長さんを通して回覧まわしたりということではありますが、いずれあの、緊急災害時ということになりますと、辰野町の場合は今の有線もそうですし 36 チャンネルでも緊急テラップを、テラップだけでございますけども、下へ入れることも可能でありますし、また同時に 9 チャンネルって言いますが、LCV と先日災害時の緊急情報提携をいたしまして、これはもう少しリアルタイムで絵等も実際にその場所の絵といいますか、映像なども含めてそういった情報も流してくれると。勿論災害場所があれば災害場所の方もそうではありますが、そんなふうには現在やってくれるということになります。名前とか、名前が町道関係になりますと 1500 何号線とかですね、そんな形になりまして、なかなか分かりにくいのも事実ではありますが、そういったこともできるだけ分かりやすく、そうかってあまり詳しくあの店の前からこの店の前なんて言っていると訳が分からなくなっちゃいますので、直接関係ない人にも分かるように、まあ聞きやすく、それから関係のある人はなお分かりやすく、短い言葉の中で何号線、その中のどこの店を通る所とかですね、どここのコミュニティーの前だとか、を通過するものであるというようなことで、表示をしながら的確にお伝えをしていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

6 番（山岸）

今の町長の答弁にもあったように、場所を説明するのに文字であるとか言葉であるっていうのは非常にこう分かりづらいわけですよ。辰野の役場前と言えばすぐ町民は分かるんでしょうけども、ある程度新町の国道でも「じゃげな」の所から新町の交差点と言ってもなかなかちょっと分かりづらい部分があるし、町民以外の他市町村の方であれば余計もうそのことは分からないという部分は多いと思うんですよ。その町長の答弁の中で路線名を言っても分かりづらいということもありました。現在そういうことで私あの、この道路情報を町のホームページを使って、もうちょっと分かりやすく出来ないかっていう提案をするわけなんですけども、これ今

日現在の町のホームページに載っている道路通行制限というものなんですよ。ちょっとこれ、これを調べるっていうか、このページもちょっとせこいと思ったんですけども、私達一般質問の通告を出すのは7日締め切りだったんですよ。7日の朝まではこの通行制限の記事っていうのは、もう通行制限の終わった記事、11月何日かまでの通行規制の記事しか載ってなかったわけなんです。で、私が一般通告でこういうことをやりますと言ったら、慌ててこう今現在の通行規制を載せると。これもちょっとやり方姑息というか、何かいやな感じを私は受けたわけなんです。これ、ま、それはそれとして、ここに載ってるのは路線名、それから制限箇所、で前面であるとか片側であるとか、それとあの期間。いつからいつまで、何時から何時までと。理由としては、冬季期間の閉鎖であるとか上水道管の取り出し工事であるとか、災害復旧工事のためであるとかということが載っているわけなんです。で、ここでちょっとあの、そちら理事者側にいる方皆さんに聞きたいんですけども、皆さんここで町道55号線一ノ沢ってのは分かる方います？町のこと一番良く知っている皆さん方いるんですけども、水道建設課長はご存知ですか。町道55号線一ノ沢と言われてすぐ分かりますか。

建設水道課長

そのことに、町道55号線一ノ沢、それは承知してますが、私にも分かりかねる町道はあります。番号だけ言われた場合には。

6番(山岸)

ということはあの、皆さん一番町内のことを知っている方達。私ら議員も恐らくこの町道55号線一ノ沢という場所を聞かれても分からないわけなんです。これは分からないってことは、情報じゃないんじゃないでしょうかね。いくら流したって分からないんです。そりゃ調べれば分かりますよ。これを持って、じゃ建設水道課へ行って「ここはどこですか。」と聞けば分かります。だけど、流されても分からないし、流す方でもどこのことか分からないよう流すっての、これ情報と言えるでしょうか。町長。

町長

言葉尻を捉えるわけじゃありませんが、それも情報であります。ただし時間のかかる情報で、おっしゃるとおりすぐ分からない情報かもしれません。それでご質問の要旨は一つよろしく申し上げます。早めに。

6番(山岸)

そういうことで、あの情報として流すのであれば分かる情報を的確に出して欲しいわけなんです。今あの、まあさきほどの議員の方達も情報の発信というようなことをね、様々な立場であの、促したり、あの要請したりしてるわけなんですけども、この情報の発信、あの特にこういう交通規制なんか町民だけでなく、町外の方でもね町のホームページであればすぐ分かると思うんです。これをあの、一番分かりやすいってのは、地図をホームページ用に持ってきて、その地図の中でここが全面通行止めですよ。これが片側通行止めですよ。全面通行止の所はじゃあ、赤い線を入れとくと。片側だったらじゃ、黄色を入れとくとか。それに対するこう迂回路はこ

のルート、青い線なら迂回路入れときますか。そういったことはどうですかね、まちづくり政策課長、技術的に今の技術、辰野町の情報技術できないことでしょうか。

まちづくり政策課長

ホームページを管理をしているという立場での質問だと思いますけども、現在通行止めにつきましては、道路を管理されている伊那建設事務所、あるいは建設水道課の方からデータをいただいてホームページへ載せております。それで新しい一番最新のデータが入ったところで既に期間が過ぎていてもあるものを置き換えていくという形で管理をして参りました。確かに今言われましたように、町道 55 号線とかという形での呼称については、かなり難しい、あの分かりづらいということでありますので、図面、正確な町図でなくても方法はあろうかと思っておりますのでそんな形での対応を進めさせていただきたいと思っております。

6 番（山岸）

前向きな答弁いただいて嬉しく思うわけなんですけども、あのこれあの地図を載せるについては、既存の地図会社の地図ソフトをなんか使うと著作権の問題なんかも発生することもあるだろうと思えますし、私なんかもパソコンに関しては専門家じゃありませんので、よく分からないんですけども、今の時代ちょっとお聞きしたところによると、既存の地図ね、辰野町の地図それあの職員がマーカーでもって通行規制の箇所を入れると。それをあのコピー機で PDF ファイルへコピーしてそれをパソコンに入れればすぐホームページ上へ流せるんじゃないかというようなことも、ちょっと技術的に聞いております。そういうことをあの辰野町へ情報化推進委員会でしたかね、そういうことを検討している委員会があるわけですよ。そういう中で専門的な立場で、検討していただいて是非これあの前向きに進めていって欲しいなというふうに思います。次に、次にというか、この情報の発信という形で、通告とはちょっと違う交通情報ではないんですけども、まさきほども言ったように 2、3 の議員の方から町の情報の発信という形で町長もこの会議の冒頭挨拶の中で、町のホームページへのアクセスが 100 万を越えたということをおっしゃってました。辰野町何らかの興味を持って頂いてあの、町のホームページへアクセスしてくると。そういった時にね、あのもう期限が終わってしまったものを、そういう何て言ってもいいかな、賞味期限が過ぎた品物をね、店頭に並べて置くようなことをしないでね、それを見たらね、見た人達ってのは「なんだ。」と思えますよ、これ。ちなみに町長のあの、今週の行事でしたかね、こういうあれが載ってますよね。町長の日程が。そういうページありますよね。覗いたことありますよね、町長も。であのこれ今朝のあのその町長の今週の行事のページなんですけども、ここに載ってるのは 11 月 27 日から 12 月 5 日までなんです。今週の行事じゃないんですね。先週、先々週の行事が載ってる。町長の日程じゃなくて町長の日記になってるわけです。何をやってきたか。あの、ホームページから入ってこういうのを知りたいと思うのは、町長にアポイントを取りたいと、アポを取りたいと思って何時空いてるかな、こっちの都合とどうかな、という形で、ある程度重要な方達が、あの接触ってか、調査ってかね、これを覗きに来るんだと思います。覗きって言い方おか

しい。調べに来ると思うんですよ。そういった時にこれからの日程が何にも入っていない。過去2週間、1週間前の日程が載っていると。これではね、本当に、こんな町か。こんなことかえ、と。辰野光ケーブル入ってるじゃないか。だけど中味はこんなものかと。いう感じを受けます。まそこらへんあの、それぞれの課でホームページ持ってるわけなんです。そこの課長皆さん方が、このチェック体制っていうかね、そこらへん、もうこれは交通情報の発信っていう形からちょっと逸れて申し訳ないんですけども、そこら辺はあのどうなっているのか。各課から直接は今町のホームページ行って各課からそこへ書き込むってことは出来ない状態なんですかね。各課からその情報センターへこういうのを載せてくれっちゅってそこの職員が全部書き込むという形でやっているんでしょか。そこらへんの町長の情報が遅れてるってことに対する考えと、その技術、技術じゃなくてあの、各担当課の課長達はどのように自分の課のこのホームページの記事をチェックしてるか、その2点をちょっと答弁お願いします。

町長

通告外でありますけども、私の予定だってことになれば、こりゃ答えなければいかんと思ひまして。こういうことであります。一週間に一遍毎週金曜日の日に次の週の予定を秘書室で作っております。それで、例えば金曜日にならないと来週のものが出ないということです。したがって今は、結局現在歩んでいるところと、というよりも今はあれですかね、土日位から、あ月曜日から始まって幾日になっていきますか。それでなお、あくまで参考でありまして、その後変更が一杯入ってまいります。ドンドンと他の行事も入ったり、空白の所も入ったりあるいはダブって入ってきて優先順位が違ってくると入れ替えるってことがありますので、じゃ例えば1箇月先の分も作っておけばいいじゃないかって言いますが、それは不可能であります。せいぜい一週間に一遍ぐらい。なお、済んだものって言ひましてもさきほどの原理で次のものが出ない限りはそのままあるものですから、町長日記という形に一部なろうかなとも思うわけでありまして。さて、もう1つはいろんなホームページの中に済んだものという形で同じようなこともあるわけですが、前に私が一番びっくりしたのは町の36チャンネルでやってる農水の予算をいただきましたので、1キロメッシュの天気予報があります。あれがもう天気がすんだ後やってたということで、これはちょっと本当に変だろろうということで、少し代えさせて、代えさせてと言ひますか、システムを代えて、またあのそれが晴れだといったら実際には雨降ってたというようなこともあったようでありまして、結果を住民の皆さん見ている中で後ろ見てるといふこともあって、苦情もありましてその辺は直したとこであります。しかし、全部のホームページをこれを管理するっちゅうことになる、1人専用ですね、掛かりっきりで居るとかですね、沢山そういった日付を入れたものがありますので、大変なことになろうかと思ひますが、技術的にそんなにあの、人件費も張り付けにしないで済む、なんか上手く町のホームページとして恥ずかしくない程度の日程を修正できるようなふうには検討はしてみるように担当課の方へ申し付けたいと思ひます。そんなとこで一つよろしく願ひます。

6 番（山岸）

交通情報の発信という、それに含めて情報の発信ということではそういう形で前向きに取り組んでいただきたいと。で、もう1つあの交通情報なんか発信する場合に、前も言ったように知りたいものは路線名なんか知りたくないんです。知りたくない、どうでもいいことなんです。で、工事の理由もどうでもいいんです。舗装工事だとかね、災害復旧のため通れない。そんな理由もいらないんです。だからその利用者の立場に立ってね、役所の人間の考え方じゃなくて利用者の立場に立って必要な情報というものをあの、いろんな方からね意見を聞いてあの、良いものを是非作っていただきたいなと思います。

じゃ、次にあの質問に移させていただきますけども、この7月の災害によりあの、亡失した境界杭の復元ということについて、2点目にお聞きするわけなんですけども、この7月の豪雨災害ってのは町としても、今までにない経験の、経験と言うか規模の被害を受けたわけなんです。まあ今現在、その復旧の真っ只中で、町単の災害復旧の入札も随時行われている最中であります。そこであの端的にお聞きしたいんですけども、この災害復旧工事でなくなってしまった道路水路と民地との境界杭、これの復元ということも災害復旧工事の中に含まれるのかどうか。ということをお聞きしたいわけなんです。そういうのも、ご承知のように辰野町では現在小野地区と辰野地区を除いて全て地籍調査が済んでいます。この地籍調査で道路や、水路と個人の民地との境に、ほとんどの点に境界点というのは、プラスチックの赤い杭なんですけども、それが、なりコンクリートの杭なりとかそういう境界標っていうものが設置されてきたわけなんです。これを地籍調査の作業でこういう境界点を1点1点決めるっていうのは本当に長い時間と労力と費用をかけて設置してようやく今地籍調査済の結果のデータとして今残って町の大変な宝になってるわけなんです。で今現在は座標値として手元にはあるわけなんですけども、これがあの現地へ行くとあったはずの杭がこの災害、土砂で埋まってしまった場合もあるでしょうし、土砂と一緒に流されちゃったと。河川の決壊なんかでもう杭があった土地そのものがね、川の中へ入って分からなくなってしまったといった状況のところはかなり数あると思うんですけども、地籍調査が済んだところで今回の災害によってなくなってしまった民々の境は致し方ないとして、官民の境ですね、この境界点数恐らくちょっと、概数でいいですから教えてくださいって通告書に書いたんですけども、分かればどの位の点数、あるいは延長で言えばどの位になるのかと。それと、先ほどお聞きした災害復旧工事の中にこの境界の復元ということも含まれているのかその2点についてお聞きします。

町長

概要をお答え申しまして、あと課長の方から詳しくお答えいたします。ご指摘のとおり災害の中で今のような境界柱等が境界杭等も実際なくなってしまった。そのまま復元されていない所もあるということは承知いたしております。地区数で約30有箇所、その中に何本ということはまだ的確に掴んでおりませんが、今後に対しましてはできるだけ必要に応じて復元をしていきたいと思っております。いずれにしまして

も、復元はできる体制にはなっております。図根点とか基準点、それがなくてもまた電子化されておりますので、そこへ全く同じ所へ必要に応じて落とすことはできますのでと思いますが、課長の方からお答え申し上げます。

建設水道課長

いろいろな災害もあったわけでありまして、官民界と言いますと公共土木の施設の災害が関連が多いんじゃないかと思っております。全体では公共土木施設、町単は別にしまして71箇所あったわけでありまして、その内の30箇所位について地籍調査済みの区域内の災害がございました。地積図を持って行きながらどの辺へ復旧するのかということも調査しましたわけでありまして、その30箇所の内の21箇所について杭があったものがなくなっているんじゃないかと、こんな所がありました。延長につきましては、約2,200mの範囲で杭がなくなっていると思われましても、その中に何箇所あったかどうかは確かではございません。後の30箇所の内9箇所については杭はなかったんじゃないかと、こんな判断をされるわけでありまして、今回の災害復旧の中で合わせてその杭を全て復旧するというような予定にはなっておりません。町長の言いましたように必要に応じて復旧を今後復旧をしたいと、こんなふうに思っております。以上です。

6番(山岸)

今の答弁ですとこの災害復旧の中では境界杭の復元まではしていかないと。あの、ま、当然あの道路は道路として通れるように、水路は水路として流れるように復旧する、それ一番大事なことなんですけれども、できればあの今大体のこう土建業者さんでも光波測距儀等は持っていると思うんですね。光波測距儀があればある程度遠く災害地から離れた図根点なりからでもあの、引っ張ってあのある程度こう簡単にあの、どっちにしろ復旧工事するには民地と官地の境界がはっきりしていなければできないわけですね。構造物を作るにしても。例えば水路のU字溝作るにしても民地へ食い込んじゃまずいわけなんですよね。そういうことであの、地籍調査のデータってというか、資料持って現地の方へ行ってどういうふうに復元するか、あ復元じゃない、工事をするかっていうことはやると言っていましたんで、まあ、どうゆう図面を見てどういうふうにあの、工事箇所を決めるのかちょっと分からないんですけども、できればあの、テープなんか引っ張っているよりも光波でもってね、やってしまった方がより正確に道路工事をするにしてもね、はっきりした境界が分かってこっからこっちは民地で入れないんだと。でまあ、今工事するに民地からじゃ除けてU字溝入れようとした時に、将来に亘ってねそういうのってのはデータでは町役場で持ってますよ、XY座標値でここだっただけのは持ってますけれども。現場の住民達ってのは、構造物がそこにあると、その構造物が官民の境だっというふうに思いがちなんですよね。じゃそこから30cm逃げて構造物を作りましたって言うても、長年使用している間にはなかなかそれを、なんて言うかね、長年使用っていう形でもってそういう構造物までが自分の土地だっという思いになりがちなんです。できればあの、このこれから、これからっていうかまあ、入札する事業もあると思うんですけども、そういう中に災害復旧、災害復旧じゃなくてあの、亡失した

境界点の復元ということも含めて発注できないかどうか、ちょっともう一度お聞きします。

建設水道課長

あの、さきほど申し上げましたように必要な所しか災害の復旧費の方には、そのお金は盛ってございませんので、いずれ必要な時としか今はお答えできません。

6番(山岸)

その件に関してもう1点だけ確認、確認っていうかお聞きしたいんですけども、今復元しないといたして、町の方では復元しないと個人の方からですね、個人の方から家の土地と水路が前あったけど今度の災害ですごく分からなくなっちゃって、それだけでもある程度自分で復元したと、復元っていうかね、畑なり田んぼを復元したと。そういった時に境界をはっきりしておきたいんで、あの道路と家の土地との境界をはっきりさせてくれと、杭を入れてくれと役場に要請があった時の対応はどうかおつもりですか。

町長

必要に応じてっということをさきほど言いましたので、今のようなことは必要が出てきたと判断いたしまして、基準点、図根点がなければ町の方でそれ入れますし、そこから測ることができるようにはしていきたいと、こういうことであります。一斉にっいいますとこれはえらい本数になると思われまので、場所だけでも30何箇所ですから、掛ける何十本っていったら、災害の中には本当の主要箇所しか入っていませんので、そういったものに対しては、今後段々と、こういう意味でありますから、ご理解をいただきたいと思えます。必要に応じてやります。

6番(山岸)

町民からの道水路と自分の土地との境界を復元してくれっていうのも、必要に応じてだという答弁だということで、あのこれからそういう要請があった時には速やかに役場の方で対応して欲しいと思えます。

最後にあの、教育に関してをお聞きするわけなんですけども、この件に関しましては前お二人の議員の答弁もありましたし、またあのタイミング良くっていうか、昨日のたつの新聞でも「7教育長が語る今のいじめ」という記事の中で教育長のお考えも出ておりました。そこでもう重複することは一切お聞きしませんので、私の質問通告事項にありました学級崩壊ということについてちょっとお聞きしたいんですけども。ひとつ、一昔前っていうか、ちょっと前までは学級崩壊とか学校崩壊っていうのは、非行だとか校内暴力といったことで、学級経営が上手くいかない。学校自体無秩序な状態になってしまうというような状態を言ってたわけなんですけども、今の学級崩壊ってのは、ちょっと様子が違うと。前はその反抗、いろいろ学校とか社会のね規律とか秩序に反抗するっていう形でね、そういう非行とか暴力みたいな形で出てきたと思うんですけども、今のはそういう規律とか秩序にもう無関心だと。いう形でなんですかね、規則守らないでもいいみたいなね、守らないでもいいじゃなくて、無関心だと、そういうこと。で授業中에서도出てってしまったり、授業を集中しなんだりとか、先生の言うこともなかなか聞けないと。なかなかこう

学校の授業がうまくまとまらなかったり、学級運営が上手くいってないというようなことも多少耳にするわけなんですけども。そこらへんの町内の学校の状況ってのはどのようになってるか、お聞きします。

教育長

ご指摘の学級崩壊についてでございます。私はこの学級崩壊の定義っていうのははっきりしたものがないので、自分の考え方や今までの状況でお話をさせていただければと、こんなふうに思っておりますが。先生と児童生徒の信頼関係がまず崩れるということが、ことの始まりかなと、こんなふうに思いますが。その信頼関係が、崩れるということ、それがためにですね、授業や学習が成立しなくなってくる。成立しづらくなってくるというような状況。そして、規範意識がですね、道徳性、ルールといったものを守らなければならないという意識が非常に希薄になってくるということですね。で、そういうことですから、学級の中にですね、我儘とかいじめとかですね、ルール無視とかですね、差別とか暴力とかいうようなことが横行してくる。でさらにですね、学級の集団の中にはですね、自浄作用ってのがあると思うんですよね。自ら、集団が自らを美しくする、綺麗にしていく。浄化していくっていうですね、一人ではできないけども皆がいれば何とか皆で守りあえるよっていうようなそういうことではありますが。そういう自浄作用がですね、効かなくなってくるということがあるかと思えます。したがって、差別や暴力やいじめをみてもですね、お互いに無視をし合ったり、自分のところへ被害が及ぶのを恐れて傍観者に成りすましていたりというようなことが起こってくる。そういうようなことが、段々段々進行してくると学級集団としての体をなさなくなってくると。めちゃめちゃになっちゃうと。こういうことかと思えます。しかしこれも、いずれもですね、程度の問題もあるかというふうに思いますので、本当にどうしょうもない程になってしまえばこりゃ大変なことだと思いますが、多かれ少なかれ多少のこういった傾向がないわけではないというふうに報告を受けております。そういうところも多少はあると、こういうことであります。

6番(山岸)

ということで、町内では学級崩壊が進んでいるというような傾向、傾向てまあ多少はねあるとしても、進んだあれはないという解釈でおられるわけですか。あの私もちょうど中学生も小学生もいる親であるわけなんですけども、学級崩壊ということになってしまうと、一番あのこう子どもの時代にね、大切な友達、あとは先生とのつながりなんですよね。あの良い先生に、良い先生悪い先生って言い方いけないんでしょうけども、子ども達の中にこう良い先生だったと。今楽しく学校へ行って勉強できるという環境が一番必要だと思うんですよね。学級崩壊のクラスっていうのは、その授業を覗くまでもなくその教室の廊下を通ったりするだけでも、そのどういう状況かなっていうのは把握できると思うんですね。ですから教育委員会の方達も進んであの、学校からね報告を受けるだけでなく、委員の方達自らあの、各学校へ行って授業中廊下を通ってみるとか、そういったことであの、独自のね判断っていうか、そういう情報収集ですか、そういうことを是非これからも進めていって

いただいて、辰野小中学校の良い環境であるところに目を光らせて行って欲しいと思います。以上で終わります。

議長

進行いたします。質問順位 6 番、議席 12 番桜井はるみ議員。

【質問順位 6 番、議席 12 番桜井はるみ議員】

1 2 番（桜井）

あらかじめ通告してあります、ついて質問いたします。まずあの、医療に関する法律、社会保障の施策が変えられてしまいました。でこの間ですか、国会で 6 月 14 日に医療制度改革関連二法を自民・公明の二党で強行採決されました。これはあの高齢者の患者負担を始め、さらなる医療改悪でありこの成立された内容を認識するためにもちょっと時間がかかりますけれども読んでみたいと思います。また、たつの広報でお知らせされているのですが、本年 10 月より現役並みの所得の 70 歳以上の方の医療機関に支払う自己負担割合が 2 割から 3 割に引き上げられました。また高額医療費の自己負担限度額が引き上げられました。さらに療養病床に入院する場合の 70 歳以上の食費が 42,000 円、居住費 1 万円の負担になりました。また、人工透析をする 70 歳未満の上位所得者の自己負担の限度額が 1 万円から 2 万円に引き上げられました。また、保険給付として保険外併用療養費を支給、混合診療の拡大など、医療に関する改悪はお金のない者は医者にかかれなくて現実が出てきております。この影響で本年 10 月から行なわれた 70 歳以上で、現役並の所得とされる 200 万人の窓口負担が 3 割となり、また小泉増税で 90 万人は 7 月から 10 月の間に 1 割から 2 割へ、2 割から 3 割へと負担が増えてきております。療養病床に入院する患者 70 歳以上の食費、居住費の負担増が住民税課税の人で月 3 万円もの増になったとも言われております。

さらに 08 年、2020 年の 4 月から 70 から 74 歳の患者負担を低所得者も含めて現行の窓口負担が 1 割から 2 割へ引き上げ、70 歳以上の長期療養を必要とする療養病床入院患者の食費、居住費の負担増等医療を最も必要とする高齢者、重症患者のさらなる負担が盛り込まれているのが現実です。また 65 歳から 69 歳も対象になり 1 箇月の入院費用は 13 万円を超える計算になるとも言われております。また来年は、傷病手当金、出産手当金の額を賃金の 3 分の 2 相当額に決定とも言われております。

今議会にまた提出されていますが、後期高齢者医療制度が創設され、2008 年度から 75 歳以上の高齢者だけの医療制度を作り介護保険と同様、年金天引き滞納者は保険証を取り上げるといふ、高齢者の命と健康に重大な影響を及ぼす医療制度も成立されてしまいました。さらに、療養病床は現在の 38 万床を介護型については 13 万床を今後 6 年間で全廃する。医療型 25 万床を 10 万床削減。合計 23 万床削る計画を打ち出しました。これは 23 万人もの介護や医療を必要としている人々を追いやる、本当に悪質ないじめとしか言いようのないものです。さらに病院にとっ

ては、診療報酬の引き下げ、3.16%が行われ医療区分の低いといわれる入院患者への削減などの方向を出し、病院収入は厳しくなっているものと思われます。

このような中で、辰野病院も例外ではないと思われます。産科医師の欠という事態の中で、患者減が当然起こり、診療報酬の改悪ということが、病院収入に大きく響いてきていると思うものですが、現在の状況についてはどうなのか。さらに18年度末までの収入の見通しについてはどのように見込んでいるかをお聞きします。

町長

概要をお答え申し上げまして、詳細は事務長からお答えを申し上げたいと思います。今病院を建てるのに議員ご指摘のとおり、国の方の医療制度改革、診療報酬の削減という形の中で地方の、あの全部公立も私立もそうではありますが、病院は非常に逆風という形になっております。特に大きな病院はまだまだいいんですけども中小規模のところは大変な騒ぎであります。こういう中で医師不足という形の中でどのようになっていくかということですが、一生懸命確保していくつもりでありますし、産科につきましても早く来ていただけるように交渉をしているところであります。資金外の問題外、ご質問の件に関しましては事務長の方からお答えいたします。

病院事務長

それではあの、病院収入の現況でありますけども、やはり診療報酬の改定と加えて辰野病院の場合は整形外科医が本年6月から1人体制になったということで、その整形外科関係の減収等がありまして、17年度比で10月末では医療収入のみで8,600万程の減収となっております。関係しまして経費についても削減の努力をしております。医業費用では3,200万程の節減、実際あの診療材料等で減っている分がありますのでそういうものを含めて3,200万程の減をしてきております。したがって、それらを加えまして18年度末の収入見込みにつきましては、昨年17年度で1億1,333万の赤字ということがありますので、現在見込みは17年度の赤字1億1,300万よりある程度の額の増額ということで数千万上乗せの赤字を決算をせざるを得ないじゃないかという見込みを現在はもっております。

12番(桜井)

医療収入が少なくなっているってことはもう紛れもない事実ということですが、じゃあの、今後の中でもって努力をされているってことで現実には理解できました。であの、努力されてるんですけど、未だに病院の職員が態度がひどくて気に入らない、とか敬遠する人、また辰野病院があったから命が助かったと感謝される両極端な評価がされております。それらが払拭されない限り愛される病院とはならないと思いますので、医療制度の改悪ってのは病院も患者も苦しめる悪法としか言い様がないんですが、収入の減ということの現実については理解していきたいと思います。

で、次に新病院についてですけれども病院建設に当たっては議会も了承し、町民の声も多くの方からあの場所で良かったという声を聞いております。用地の確保も

進み信州飼料の跡地に建設と決まりましたが、また平成 20 年度開設に向けての検討をしてるところであります、建設についての資金計画についてお聞きします。まず、建設事業については 35 億円を考えているということですが、これで 35 億円で進めることができるのかお聞きします。外にどの位の費用が掛かるのか見積もっていると思うんですが、どの位になるのか説明お願いし、また現在の作業はどこまで進んでいるのかもお聞きしたいと思います。

病院事務長

資金計画の中で 35 億というのは、本年度の当初予算の中で工事費を 34 億 3,900 万ということで、提案してある内容で言われているかと思えますけれども、現実にはそれからあの土地代 2 億 8,400 万増えておりますし、あと医療機器等の内容も全体契約の中で住民説明会、住民の意見を聞く会の中では約 5 億というようなことをしております。元の工事費につきましては現在実施設計をお願いしてありますので、具体的な数字が出てきておりません。あの、具体的な数字が出来ました時点ではまた報告をさせていただきたいと思っています。進捗状況につきましてはあの、ひっくり返し申し上げておりますように 1 月には入札の手続きに入りまして、本年度中に着工して 20 年 3 月完成の見通しで現在実施設計を進めていただいているところで、全く変わっておりません。以上です。

12 番（桜井）

あの、実施設計に入るということですが、あの、前に全協で簡単な図面、設計図を見せていただきましたけれども、あの中で具体的にじゃ外の外観がどうであるかっていうものは全然見せていただけなかったわけですので、その段階では議会にあのきちんと見せていただくようにということをお願いして、あの要望しておきますが。でこの中でもってやっぱり起債の発行があるわけですが、町民の中にはねこの先の前回の実質公債費比率がワースト 3 という状況であったということに心配して本当に大丈夫かとの声もあります。えーと建設にあたってはできるだけ精査し、またシンプルな華美にならないような節約した建物を求めるんですけども、本当に町長も前田議員の説明でありましたけども、外のものを節約しても儉約しても立派な病院を造っていきたいという決意も述べられましたけれども、あの、また医療機器なんか使える医療機器もあると思いますが、全て新しい医療機器にしていくのか、また使えるものは新しい病院へ持っていくのかっていう、そこらへんのところまでお聞きしたいと思います。

町長

ご心配のところはよく分かりますけども、実質公債費比率、くどいようではありますが、急に出た指標でありまして、前もって準備していったわけでなくて不意打ちに遭った見方でありまして、しかしそれ以前にも前にも言いましたように 5 通り位の他の見かたでしっかりいたしておりますし、辰野町の場合単年度は黒字にもってっておりますので心配なく現状はですね、心配なく、またなお実質公債費比率も今後あいつたデータ出すというならば、段々 18% に近づけるように段々もっていくようにしたいと思いますし、締めて現在は健全財政の範囲に範疇にある。苦しいが、健全財政

の範疇にあると、こういうふうにもう一度言い換えておきます。

それと、医療機器をどうするか云々であります。まそのことに対しては常識的な範囲内で進めていくと。現在はまだしっかり検討してありませんので、使えるものは当然使うでしょうし、無駄なことをしていく、ただ新しいものを揃えて喜ぶってことではありませんので、兎に角実質的な内容を良くするように頑張っていきたいと。以上であります。

12番(桜井)

ただ今町長の話まああの、常識的な範囲の中で医療機器をって言いますけどもあの、医療機器も日々本当に更新でより性能の良いものが出てきております。使えるものは是非継続して使っていただけることを強く望みまして、次について医師確保についてを質問していきます。

『辰野病院だより』の6号、8月のたよりでは各科の医師の現状が報告されました。医師の過重勤務の実態が掲載されておりました。さらに小児科医師の危機的状況という号外が11月に出されております。この状況を見ると現在勤務している医師がそのまま新病院に勤務してくれる保証があるのか。また大学に呼び戻されてしまうのではないかと不安も出てきております。建設もそうではありますが、果たして診療科目を表示しても開業できるのかという心配もあります。医師の皆さんの声はどなたも辰野病院を愛していて、地域医療に取り組みたいという熱意の表れと捉えたものですが、どうでしょうか。医師は新しい病院になっても残っていただけるのでありますか、ということをお聞きします。あの、今までの経過の中で病院が古いからとか、あの診察意欲がなくなるとか、そんなような話も聞かれましたので、その点の今後の医師の確保、それから新しいあの、医師の今後についてお聞きします。

町長

さきほどの質問で新しい機器が大分出てきている。しかし使えるものは使えということ、古い機械でやってけということなのか。どうなのか、ちょっと意味が分からなかったもんですから、質問じゃないようですからいいですけど。新しい機械がドンドン出ているから、新しくして良い医療をしろって言うのか、そのまま出ても右向かずにそちらへ向かずに古い機械で対応しろということなのか、その辺がちょっと分からなかったんですが、あのもし次の質問がもしあるようでしたらその中の質問の中の項目として入れていただければ結構だと思います。こちらが聞くだけですけど。

今の、医師の問題であります。医師不足ということでもあります。今の医師がずっとやってくれるかということでもあります。現在は病院一丸となって新築に向けて進むわけあります。いちいち「あなたはずっといてくれますか。」なんていう確認はいたしてありません。常識範囲内で進めているところであります。しかし非常に厳しいことは事実でありますから、また現在でもまだまだ医師を欲しいわけありますので、いろいろあの手この手で医師を探しながら、また一人でもお医者さんが他へ行ってしまわないように医師が潤沢になるまでは歯を食いしばって頑張っていきたい。こんな考えであります。以上であります。

12番(桜井)

さきほどの町長ですが、あたらしい医療機器もありますけれども使えるものは十分に使っていった欲しいということで要望しておきます。

それからあの、本当にあの『病院だより』出されていただきましたけども、お医者さんそれぞれの科の先生方、いろんな切実にそれぞれの率直な意見を出されております。整形外科常勤一人になりました。小児科どうでしょう、内科についても大変だと、いうことでありますが、これで本当に現実今どんな状況なのかあの、過重負担なのかっていうことについて、あのちょっと事務長の方からお聞きしたいんですけども、どんな具合でしょうか。

病院事務長

医師の勤務は非常に大変な状況だと思っております。特に小児科の医師、整形外科の医師は一人体制ということになると辰野病院の場合は専門科毎にオンコール体制をひいておりますので365日オンコールという形になります。ですから、整形外科につきましては第3の土日については信大から当直含めて全部お願いをしておりますし、小児科につきましては、1と3の土日については、常勤の医師についてはあの、診察にはあの、緊急があっても対応できないので他の病院へ紹介する場合がありますし、当院の当直の医師が診察して必要と考えた場合に他院へ紹介しますというような体制でやっております。非常にご苦労かけております。またあの、当直についてもそれぞれいる医師で交代ということでもありますので、あのいろいろ大変な中でありましてけれども、その中で少しでもあのこう、コミュニケーションをとったりしながら、精神的なあのこう、ケアっていうか、この和みをとっていただくような話をしながらやっていたいという状況であります。以上です。

12番(桜井)

あの本当に小児科の先生の訴えも切実なものがありまして、小児科あの、産科がなくなれば小児科もなくなっちゃうっていう傾向も出てきているわけですよ。ですからあの、本当に献身的な努力で体を壊さなければいいなと思う位の頑張りをしていただいているっていう点では、今後も是非お願いしたいってこともあるんですけども、実はあの医師確保の努力についてなんですけどもあの、先月11月6日ですか、あの全国の市長会で医師の確保対策に関する緊急要望というのを出しまして、その中では政府の新医師確保総合対策の発表があったけれども、その中では長期的には一定の効果はあると、医師の確保するんだけども。また、地域における差し迫った現状は一刻の猶予もならない。そして産科、小児科等不足する診療科について緊急的な措置をと求めております。また、都道府県の地域医療対策協議会を活用して医師の確保の調整を行なうよう国においてもこの取り決めが円滑に進むよう權益を越えた医師偏在の調整や、医師派遣制度の確立を図ることの切実な要望を行なっています。日本中が医師の確保に奔走しているんでありますが、町での努力の中では、医師確保についての見通しはどのようであるのでしょうか。また、減ったことについてお聞きしますが、お願いします。

町長

医師確保のなんですか、見込みですか。見通しですか。見通しはさきほど来言っ

いるとおりであります。大変厳しいものがあります。一生懸命努力しているところで、なおですね、あの、今議員ご指摘のようないろんな各地で動きがあるわけですが、村井知事になってボイス 21、あ 81 が上伊那でありましたし、その前に県の町村会の理事者会でも知事及び全部長との対談会がありまして、そういう中でも話題が出ております。是非各県に地域医療を進めるために、各県に必ず医学部を置くというふうになって、各県に全部あるわけであります。国立大学があればその医学部になるわけですし、なければ単科医科大学になっているわけではありますが、それでその地域の医療をやるのである以上、地域の枠をもう少し広げてもらいたいというふうなことをお願いいたしたところでもあります。なかなかさきほどの偏差値の問題なんか教育問題も出ておりますけども、長野県人が受かりにくい。結局ペーパーテストに合格するだけの訓練がなされてないということになっちゃうんですかね。能力あるない別で。それであっても、2、3点でもって100人位が違っちゃうわけですから、2、3点、900点満点のあるいは1,000点満点の2、3点ってのは別にこの能力にそんなに大きな影響全くありませんので、そういったところで4、5点の中でという具体的なことは言いませんけども、枠を本来でしたらやはり、長野県枠半分位は50名とかですね、それが無理であってもとりあえずは30名とか、今現在だと長野県枠で、長野県枠と普通に合格者も入れてって見ても、2割も居ないというような状況でありますので、そうしなければ「残れ、残れ。」って無理な話でありますので、そんなことも進めさせていただいているところであります。それよりなんより、臨床医の研修医制度、我が母校でなくてどちらでもいいなんていうことを急にやってしまったんでこんな状況になっているわけありますので、早く都会が溢れて田舎へ戻ってくれればと思ったり。いろんなこれは辰野ばかりじゃなくて、地方、既に大都会の所でありまして、埼玉県辺りでもなくなってきたるちゅうような状況ですから、地方中が大騒ぎになると思いますので、そういう中で医師確保がデータ的に増えてきてればありがたいなと、地方へ回ってくればありがたいなと、こんなことでもあります。女医さんの問題も前にお話したかと思えますけども、立派な女医さんもいらっしゃるんですが、どうしても女医さんですと結婚されると子育て期間、一線を去る。そのまま本当に辞めちゃう人もある。もったいないみたいであります。いずれ子育ての子どもが小さいうちは勤務医は無理であるってことあります。日本の25万人医師が居るというカウントの中にそういった休んでいるお医者さんも全部入れて、同時にまた高齢で80、90歳になってももう医療はしてない方もそのカウントに入っている。こういう中で諸外国と比べてどうだなんてやっていますから、全然そのデータ自体に大きな問題があるというふうに思っております。大きな問題でありますので、そんな大きなこと言ってもいけません。取り敢えずは町の方は出来るだけ確保してくと、こういうことでご理解をいただきたいと思えます。

12番(桜井)

町長のできるだけ努力ってことでありますが、本当にあの、現在医学を学んでいる方達とか、お医者さんの子どもさんでどっか他で開業している人達とか、そうい

う方に本当にできるだけ声をかけて是非地元の医療に係って欲しいっていうことも是非またこれからも頑張って運動して欲しいと思います。

ちょっと聞くの忘れてちゃいまして、4月から小児科どうなって、やっぱりやっていただけるのかってのを落としちゃいましたのでそれお聞きします。それとも一つ産科の医師、助産師さんの活用なんですけれども、産科がなくなりまして多分助産師さんが地域に沢山いらっしゃると思います。昔は産院っていうものがありましたけれども、そんなようなもし、自分達が組を組んでお産の場に立ち会っていきたいって声がありましたら、そういう声を本当に援助ってか、そういうの助けてあげれば本当に自宅出産とか、産院出産とかってこともできますが、現在そういう助産師さんのあの、自分達でお産の場に立ち会いたいっていう病院の中の要望はありますでしょうか。あればその方々に是非あの援助をしていただきたいと思いますが、それについてちょっとお聞きします。

町長

助産師の前、小児科って言いました？あ、その言葉が聞き取れなくて。あのこの通告書によりますと、小児科の医師が4月から居なくなるっていうように書いてありますが、そんなことはどっから聞いたのか、聞いておりませんし、そんなことはありません。一人も居なくなっちゃうって意味でしょ。これは。そういう意味ですね。それはないです。ですから、それはあのあえて言わなくてもいいと思いますが、次に助産師で産院ができるか、その援助を町ができないか。とこういうことでありますが、お産ですから普通分娩であれば助産師さんがいて一生懸命やってくればいい赤ちゃんも母子共に健康に産まれると思いますが、万が一、万が一帝王切開とか、医療の加療の必要、加療と言いますか、手術の必要が出てきた時に医師がいないと大変なことになると、いうことでありますから、なかなかこれが理論的には良くて、実際に進めないのはそういう理由であります。どこかあの、産婦人科医と提携しながらそういうことができればと思うんですが、辰野の民間の産婦人科の方も産婦人科は大変だということで今現在は他の科をやっているわけでありまして、お休みになっているものですから、なかなか思うようにいかないところであります。いずれあの産婦人科の方も辰野病院も絶対必要でありますし、岡谷病院も沢山こちらの方も産まれていたわけでありまして、地域性人口性によって岡谷の方へ集結されて辰野病院が現在いなくなっております。ただ婦人科だけいるわけでありまして、もう一人医師がいれば産婦人科開業できる。開業って言いますか、開医ですか、開科ですか。開科ができますので、再科ができますのでそんなふうにも考えているところであります。以上であります。あとあの事務長の方からお答えします。

病院事務長

さきほどの小児科の関係はあの号外で出した中に高木医師が4月からの体制がはっきりしておりませんので、4月以降のことを期待され、あの細かい期待、いわゆる就学指導とかそういうところに期待されても困るということを書いたのを、そんなふうにとられたかと思えますんで、その新聞をまあよく読んでいただければそういうことは現在ははっきり4月からいなくなるとかそういうことは全く言っておりませ

んのでお願いします。

それから助産師についてはあの今町長申し上げたとおりですけども、具体的に辰野病院に関連した助産師でそういうふうにして私がついていう人は現在のとこいません。やはり独自で助産師だけでっていうのはまだ自信がないってことでありますので、そういった方がおればまたお願いをしていきたいと思っておりますけども、現時点ではちょっと無理かと思っております。

12番(桜井)

えーとあの、助産師については是非産院なりお産の施設ができることを強く望んでいきますけどもあの、県の方にね医学生についての修学制度があります。それに抗して町も是非貸付金制度を設けた医師の養成に向けての取り組みを求める、そんなことも制度を設けることもしてほしいものです。是非この制度の創設を求めるものであります。また、将来に亘って医師の養成ということでは、町立病院を持つ町の責任としても進めていかなくてはいけない問題と考えております。是非それらの点も進めて欲しいと思っております。

またあの、リハビリについてとか地域医療の充実についてってことでもって、今後の医療の中では医療機関から退所されてしまうって問題も起きてきております。さらにあのリハビリにおいても、長期リハビリが必要な人、日数制限が課せられてくるという矛盾が起きております。で、病院としては地域の医療、介護に関してはこれからは大きな期待と要望が起きてくると思うところですが、病院の今後の方向に、中っていう病院の説明会の中にもありましたけれども、訪問介護ステーション、訪問リハビリステーションに力を入れていくとの説明がありました。現在でも続けられていると思うのですが、この事業の拡大とそれに関して、看護師増員の体制は整えることができるのか。今後の計画についてはどうなのかを質問いたします。

町長

訪問介護サービスと、訪問看護サービスとありますが、辰野で今進めているのは看護の方じゃないかと思っておりますが、そちらの方でしたらこの10月から土日、及び24時間体制でスタートを切っているところであります。なお、訪問リハビリステーションもPRしながら利用者増に向けて需要が沢山ありますので、しっかりしていきたいと思っておりますが、ただ訪問リハビリステーションなんてのはありませんので、これは現状では作るということではありません。訪問リハビリについてであります。事務長の方から詳しいことがあればお答え申し上げます。

病院事務長

訪問介護ステーションにつきましてはあの、町の訪問介護ステーションを病院の方で受け持つという形で町の訪問看護ステーション、病院のスタッフと一緒にやっております。訪問リハにつきましては、やはりあの介護、医療保険から介護保険へ移られた方の訪問リハについても力を入れながら既に取り組んでおりまして、新病院体制の中では通所リハ等も含めてやってきたいというふうに意見を聞く会等で説明してきておりまして、その内容で現在も準備を進めているというところでありまして、

12番(桜井)

えーと、訪問介護ステーションでしたね。あの、今医療制度の改悪ありまして朝日新聞に出ていたわけでありましてけれども、千葉県の市原市ですか、訪問介護ステーションで看護師さんが病院連れてかれちゃった。てっかあの、病院制度、医療制度7対1とか10対1とかってことで連れてかれちゃって、それからあの医療制度も改悪でもって赤字になってきちゃったと、休止せざるを得ない。ということも載ってまして、それから島根県の病院では併設のステーションまた閉鎖する。これも診療報酬の改定。それから赤字続きってことでもって今年限りでもう止めるっていう、その医療制度の改悪の中でもって本当に介護、あるいはリハビリを必要とする人達がリハビリを受けなくなってきている状況ってのがきているわけです。これあの、本当に制度のもう本当に改悪それを元へ戻すっていう限り、本当に今後の中では病院にうんと力を入れてくんだけども難しいんじゃないかなっていう状況もきておりますけれども、その点についてまあそれでも是非やってほしいってこともありますけども、どんなあのまあ50人あのこの前の説明では退院された方あの、リハビリを自宅で、あの行ってあげるってこともありましたけど、介護保険の中ではそれが外されちゃうって方もあるわけですね。そういう方達に対するケアってのは今どのようにしてるんでしょうか。病院の方では。

病院事務長

えーと、まあ言葉の言い回しでありますけども、本当に制度上できちっと全く対応できないって外される方については病院としてもどうしようもないと思ってます。ただあの、医療の方から介護保険で訪問リハや通所リハ等に対応できる方、その方についてはそういった工夫をしたり、本人の希望等も話しながらいろいろ工夫をして、まああの、医療でも病名が変わればまた続けられるとかいうこともありますので、そういう工夫をして最大限あの、患者さんや利用者の希望に応じられるように勉強しながら努力しているということでもあります。

12番(桜井)

あの次に移りますけども、介護老人施設福寿苑とそれから両小野国保なんですけども、やっぱり制度も変わってしましまして、あの施設から出されてしまった療養病床がなくなっただけでもって、あの患者さん達が大変困惑されていると思いますけども、この制度の改革、改悪によって病院から出なくちゃならない人とか、っていう方達のケアっていうのはどうにされてきてるんでしょうか。両方の病院についてのお答えをいただきたいと思います。

両小野病院事務長

10月1日から複合病棟なくなりまして、35床一般病棟になって現在進めておりますけども、患者さん及びその家族との話の中で制度の変わったことによって退院した患者さんは一人もおりません。継続して入院していただいております。

12番(桜井)

あの、本当に医療制度でもって改悪によって本当に病気の方達、お年寄りの方達が医療のその本当に医療を求めるといところから、追い出されそうになってい

るって点も、もう国の中本当にいろんな悲鳴が聞こえてきているわけですので、病院の中でも本当に困っている、あるいは医療求める人達に対しての手厚いその制度に、中の枠、あるいはちょっと外れたってか、そういうみれる範囲のところは是非みていただきたいと思います。

次保育に関して質問をさせていただきます。税制改革において税源、2006年ですか、税源移譲に伴なって所得税、住民税の税率の変更がされました。また個人住民税の税率が3段階から、一律10%へフラット化されました。これによって住民税課税所得の人が200万円以下では、標準税率が5%から10%、また700万円を越える人は13%から10%に引き下げられたっていう中で、まあ所得税も上がるから保育料もそれに抗して下げてあげようじゃないかっていう、その今年の3月保育料の運営委員会の中で決めまして7月から医療費、その保育料が変えられてきたってことですが、減額っていう中에서도ってね、やっぱり子育ての中では本当に保育料が家計に重くのしかかってきております。で、保育園のね、あの朝日新聞ですか、実態調査をしましたら5年間実態調査したんですけども、出産1年前に常勤の母親32.3%と、で出産半年には15.何%に減ってしまったと、5回の調査でもってパート、アルバイトに代わった母親は3.8%から5年間の間に22.2%と増加したってことで正規雇用が大変難しくなっていると。そん中で負担に思う子育ての費用の第1はってのが保育園、幼稚園にかかる費用っていうのが80.7%ってことで、辰野町でもお母さん方から保育料が高くて大変と、減額して欲しいって声があります。また今年度定率減税の10%、あーなくなるってことでってそれが所得、町民税に降りかかってくるわけですが、保育料が上げてしまうのか、是非上げないで欲しい。ってこととそれから、極働く一番働く世代のところ、それを是非あのまあ300円位負けた、安くしたわけですけども、もうちょっと検討して欲しいっていう要望っていうかそういう声もありますが町としてはどんなふうにお考えでしょうか。

町長

概要をお答えして担当課長からまたお答え申し上げますけども、保育料の値下げは今年度公約どおりやったつもりです。ただ定率減税ってのはまた別個に動いてますので、国の方でそれが廃止になったわけですから、当然所得金額が上がりますと、それに換算されていくくらいというふうになってくんじゃないかと思いますが、いずれ保育料は一年遅れますので20年度からもしその分が国の今廃止になったことによって自動的に上がっちゃうってのは20年度からなりますので、それまでにまた運営委員会外もありますので、検討はしてみたいと、こんなふうに思っています。以上であります。課長の方からお答えします。

教育次長

今保育料の関係の改定の話ありましたけども、町議さん4月と申し上げましたけども、7月に改定されてますのでご承知願いたいと思います。それで今回の改定につきましては、A B Cの階層は値上げをしてということの中で、それからD1からD3までは階層の幅を広げたというようなこと。それから一番高いD4ですけども幅を狭くして負担軽減をしたというのが実態であります。それで階層の状況です

けれども、所得税額が 2,400 円。この以下の方につきましては、ただあの 16 年度所得税を 6 月まで使ってまして 17 年度からは 17 年度の 7 月からは 17 年度の所得税を使ったということで、ちょっと完全なる対比はできないんですけども、所得税の金額が変わった方がおるといような状況の中では完全に対比できませんけれども、さきほど言った人数的には C 階層が 48 人から 52 人ということで増えておりまして、また D1 の階層ですけども、これにつきましても 16 人から 51 人。それから D2 の場合は 122 から 213 人。それから D3 の場合は、これにつきましても、194 から 189。D4 は 148 から 40 というようなことで減っております。全体的に言いますと、今まで平均的な人数が多かったところが D3 階層ですか、でしたけれども、1 ランク落ちまして D2 が 213 人ということで一番大きな人数になっておりまして、全体的にはそれぞれ減額されてるといような状況であります。

議長

進行いたします。質問順位 7 番、議席 14 番飯澤將武議員。

【質問順位 7 番、議席 14 番飯澤將武議員】

14 番（飯澤）

私は住民がもっと元気になる町にするには、という若干曖昧なテーマでございますけどよろしく申し上げます。あの町の皆さんから、「この辰野町はどうなっていくのかな。」という問いかけを最近ちらちらと聞かれることが多くなってまいりました。財政が厳しいことが前面に出て、この町の行く先に、町の勢いに不安を感じる町民が多くなっていることかと思えます。そこで、町の活力を多面的に捉えて、合わせて、矢ヶ崎町長が重点的に取組もうとしています企業立町について、深めてみたいと思います。成熟社会・高齢社会・人口減少社会を迎えた日本らしいこの生き生きとした状態を地域や自治体で模索して、創っていかねばいけない時代を日本が迎えているのではないかなというふうにも考えるわけであります。この住民の不安は、日本という国が成長期を終わり次の段階に入ったこの不安定な過度期の反映かもしれないとも思うわけであります。

冒頭に述べましたように、町の将来に不安を感じている町民の皆さんが増えていて、どうもこれは私だけでない他の方にも聞いてみるとそんな感想もあります。この点について矢ヶ崎町長どのようにお感じになっておられるかまずお尋ねいたします。

町長

質問順位 7 番の飯澤將武議員の質問にお答えいたします。町の将来が不安であるから一生懸命皆がやっているわけでありまして、今日本中どこでも不安なくて大手ぶるいでいけるなんて所ないんじゃないでしょうかね。これはあの全国的にやはり国が大きな借金をしているということ、それから企業がさきほどなたかの質問にありましたが、輸出立町でいったというふうなことでありますが、必ずしもそうではない。やはり日本人の器用さと簡単に申し上げますとですね、日本人の器用さと

それから加工能力、そして賃金の安さ、これが日本大国を作ったわけでありまして、今そうでない時代に入りつつありますから、そういう中でのまた日本の生き方、模索をしなければならないということでもありますから、企業の方ももっと安い所へ行っちゃっておりますし、しかしまたフィードバックして大事なもの、先端あるいはまた頭脳集団のような企業はまた日本へ戻るっちゅう動きもちょっとはあるようではあります。ということでもありますけども、まあそういった意味で景気もいくらか回復ぎみっていうんですけども、まだまだ末端へは届かないわけではありますが、そういった意味でいくと日本も合わせて大不安じゃないかと思えます。ただ日本の、前のイタリアだとかメキシコと比べてちょっとまだなんとかなるなと思われるのは、日本人は一生懸命皆考えているということと、あの日本の国債 800 兆に近くなってきてますが、それは国内からの借金であってメキシコやイタリアみたいに外国から借りてないっていう、そこだけが少し救われる点かなとも思ってます。合わせて辰野町自体も一年毎の決算で見えますと、借金の返すための借金はしてませんし、ちゃんと計画どおり返して、そして本当は安い利息の方へ乗り換えたい位ですけど、そういったことも駄目で従って条件変更なんてのさきほど話がありましたが、辰野町の場合はなかなかできずにそのまま高い金利は高い金利で払ってるんですが、ちゃんと返しながらか黒字決算もやってますし、苦しいながらも健全財政の範疇ということでもあります。そういう中で、不安、不安って言いますけどどういうことです。潰れちゃうっていう意味ですかね。自立の時にはその位の覚悟をお互いに皆が合ったはずであります。まして、それ以上に国の方の交付金、交付税がドンドン切り下げられてると。税源移譲の名の下に。税源移譲で来る分、そして切られる分。大きく切られて少なくしているというふうな現状でありますから、大変こんなことがいつまでも国の方も続いているのかなと思ってそれこそ地方六団体で一生懸命頑張って陳情しなけりゃいけないと思っております。国の方がもう少し小さくなればいいですね。国なんての全然税金を集めて再分配やってるわけですから、いつも言ってるように国防と法律とそれから金融とその位のことをやってあとは税源移譲、権限委譲そしてそれに伴って税金もしっかり地方へもっていかないと地方がやってけないと、こういうことでもあります。不安感じられるかどうかっていうことでもありますので、そんなことでもあります、それにめげずそんなに不安を感じないでいけるようなふうに早く軌道に乗せてきたいと、こういうことでもあります。

14番(飯澤)

確かにこの問題ってのは、行政だけでどうにかなるというもんじゃない部分多いわけですね。まして、あの行政も頑張ってもらわなきゃいかんと思うわけであります。あの、11月22日にあの町の商工会の役員の皆さんと、議会の経済建設常任委員会の皆さん等で懇談会をいたしました。この時のテーマは「町の活性化」で、時間切れもありまして十分ではなかったわけですが、議会の機関があつた住民団体と意見交換をしたということも大変重要であったと思っております。貴重な機会を提供して頂きました。商工会では10月の理事会でこのテーマの「町の活性化」について話し合い、意見の取りまとめを行ってまいりました。ま、町の職員の方も同席されて

おりましたので、内容についてはご承知かと思えますけれども、5 つ程の項目でありました。道路の問題、市街地の活性化の問題、3 点目が地域・自然を活かした街づくりの問題、4 点目が少子化問題と 5 つ目がその他についてでありました。そういう中でも町の元気について非常に心配した声があったわけでありまして。ま一つ提案なんです、大変有益でありましたので、行政としてもですね各種団体、あるいは市民ボランティア団体、グループ等にも同様の取り組みをこうお願いしてですね、もっと元気な町を作るには、行政と住民が何ができるかと、お互いに何ができるかというような話し合いも今後してみたらどうかということをご提案をしたいと思います。合わせて午前中にもありましたように町民会議のような取り組みを、あれだけで終わらせずに、今後も続けることが必要だろうと思うわけでありまして。矢ヶ崎町長の 3 期目の公約にもかなうものでありまして、いかがでしょうか。

まちづくり政策課長

えー、今質問をいただきまして各種団体あるいはそれぞれの立場の方々お集まりいただいて、何が住民にとって何ができるのか。あるいは行政は何をやらなければならないのかというあたりの意見交換を、ということをございましたけれども、現在町では、まちづくり委員会という委員会を作りまして、議会からも代表の方出ていただいておりますけれども、各種団体参加のもとで、毎月一回は会議を開催をいたしまして第四次総合計画の後期基本計画を着実に推進するために協働のまちづくりの理念を今、理念あるいは要綱といいますか、それを検討いただいているところがあります。協働のまちづくりの原則というふうな形での提案をいただける段階になっておりまして、そこらへんを町といたしましては、当面今年の段階では尊重をしてみたいというふうに思いますのでよろしくご願ひいたします。

14 番（飯澤）

えーと、次の質問に入ります。あの、この辰野町に住む皆さんが、まちのこの活気を自分達のものと感じられるような、こういうそのまちづくりが非常に大事だと思うわけでありまして。今進めている行財政改革についてはあの努力は評価するわけでありまして。しかし、午前中にもいろいろありましたように、削るだけがこう改革目標と見られれば、住民は「お金がないから、どうにもならない」と、この町に望みを託せなくなると思うわけでありまして。また現にそういうような感じも一部にあるわけでありまして。私は予算を削るだけが改革ではないんだというアナウンスをもっと町長自らしっかりを一つ出して欲しいと、いうふうに思うわけでありまして。いかがでしょうか。

また、パークホテルなどの町が持っている施設の経営が、健全化することは当然でありますけれども、そのことが自己目的になってはいけないと思うわけでありまして。例えば、これから忘年会のシーズンになるわけなんです、公の施設が納税者である町内の事業者の経営を圧迫するというようなことになれば、本末転倒になるわけでありまして。さきほど町民会議の話が出たわけなんです、あの活性化についてのこう前向きな提案も当時幾つもあったと思います。そういうものもさらに引き続いて温めながら、住みよいまちづくりへの町民の希望を反映させるという努力を今

後とも継続して欲しいと思うわけでありまして。ご所見をお尋ねします。

町長

一問一答でありますので、一々しっかり聞いてなきやいけないんですが、所々ちょっと聞き取れない所があったり、難しい部分もあったわけでありまして、大体あの前後概要の方から想定してこちらの方でお答え申し上げますが、さりとして答えるっていてもどういうことなのか、予算を切るだけでなく何とか他の方法を考えるっていうふうに捉えましたが。今まではもうご存知のとおりでありますから、87億円っていう私の時代の日本の、日本じゃない辰野のピークでありましたが、それから5年位経ってもう70億円という今年も来年に向けて70億円というもう17億も下がったような予算を大変難しいながら組んでいます。したがって、高度成長の時のようなあれもこれもとか、市町村間の競争とかこういう時代でなくて、あれかこれかを選別してやってかなきゃならない時であります。したがって、極端なことはともかくこの住民の皆さんの世論また大多数の希望という形でAならAというものを選んだ場合はBの方は少しこれ予算がカットされるってのは当たり前のことです。是非一つ、そうしなきゃ総枠が成り立ちませんのでご理解を頂きたいと思っております。予算を切るんじゃなくてなんか良い方法があればまた教えていただければありがたいと思っております。そんなふうな意味に今の質問を捉えましたがいけないでしょうか。

14番(飯澤)

えーと、今あの三期目の中で以前ワークショップ等を取り入れるということも約束されてきましたし、また庁内でその手法についての勉強会等もされてきたわけがあります。今後そうゆう、まいわゆる住民の皆さんと一緒にまちを作り上げていくということの具体化をですね、今の課長の方からの話ありましたけれども、折角あの町民会議の時あれだけこう私は盛り上がったと思うんですね、皆。町民の皆さんその気になって大勢が参加してきたと。その空気は非常に私は大事だと思うんですね。これについては具体的に今後どのように考えておられるか。もう一言お願いします。

町長

具体的にはまた課長の方からお答えいたしますが、大局的には第四次行財政改革を作りまして、まちづくり委員会で住民の皆さん方の声を聞いたり一部ワークショップを使ったりして、今大綱でいよいよプログラムができたところでありますので、それに乗っ取ってスタートしたばかりであります。したがってまたここで考えてみてもまあ、また時期をみまして今そういったこともとても大事でありますので住民の皆さん方と、あるいは部分でここの話し合いとか、そんなこともしてかなきゃならないと。取り敢えずは病院の方へ集結して、全部ってお金じゃありませんけれども大きい考え方は病院。それから橋とかですね、また耐震構造の学校とか、住宅団地とかいろいろありますので、そんなところへ終結しますが、他の方は今後に向けてまた必要があれば他のことも相談したい、こういうことでもあります。

まちづくり政策課長

えー、第四次行財政改革大綱を策定いたします時に、町民会議をお願いをいたしました。これにつきましては、あの一定程度ご意見をいただきまして反映したもの、あるいは反映しなかった意見等あるわけでありまして、第四次行財政改革大綱を作らせていただきました。ああいう形での町民の意見を聞く機会をっていう提案でございますけれども、その問題って言いますか、課題によって当然そういう手法、あるいは物によってはワークショップの手法を入れることもあるでしょうし、そんな形での町民の行政への参画を促進をしていくのがこれからの辰野町の進む道でございますので、当然検討をしております。それにふさわしい、目的にあった手法を行政としても検討をして導入をしていきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

14番（飯澤）

えー若干後退をしてるのかなー、という感じを私はあの受けるわけでありまして、次の3点目の質問に入ります。

総合的な活力、いわゆる産業力とでも申しますか。の創出が大切だなということではありますが、こりゃまあ言うまでもないわけでありまして。あの総合計画でもですね、第4章の21世紀に伸びる産業、全ての町民が生き甲斐を感じられ、活力ある辰野町を維持しつづけるためにということで大きな項目として計画をされております。私はこの中で例えばでありますけれども、商工業ではですね、既存企業へのバックアップについて、もっと業者組織などとも連携を密にして欲しいと思うわけでありまして。農林業では、さきほども出ましたように観光資源として見直すことやですね、特産品の開発等を強く望むわけでありまして。また、商業ではご存知のように中心市街地が大変な、特に下辰野商店街の現状は、辰野町のイメージとしても課題であります。今後のまちづくりへの課題としてどう位置づけるか研究の問題だと思っております。サービス業についてはですね、ほたる祭の波及効果を私は最大化することが必要だと思うわけでありまして。そういう点でバランスの取れたこれから産業振興ということについてご所見をお尋ねをいたします。

町長

大変答弁に困るというよりも、難しい、答弁の難しい質問であろうと思っております。要は、言わんとすることはバランスの取れたような発展をするということですが、それでいいですね。それに対してどういうふうに町は思ってるかということですが、今議員が言われましたように工業、農林業、商業、サービス業これ全部合わせて私は企業と言っております。農業も法人化すれば企業でありますから、企業立町はそこありますから、そういった意味でバランスのとれた発展をしていきたい。いただかなきゃならないと、こういうことでもあります。特にその中で議員のご指摘の商店街の問題であります。今までの中心市街地ってものは、この町を見ても特殊なところ以外は同じようなこのスタイルになってきております。これは結局アメリカあたりから大型店の日本が流入してしまったということで、別に悪くはないんですけども、そういったことに対しましてそれに拍車をかけてモータリゼーションの時代であり、郊外店へ行く時代であります。しかしそのまた郊外店

も、中心地の方へまた戻りつつあるってというような動きが日本中で出てる時であります。まあそういう意味でなんとか町の辰野町のそういった中心部へもですね、やはり中大型店、中型店以上のももまた来ていただいて核となってまた発展できればと思いますし、来なきゃ来ないでそのやり方もまたいろいろあるわけありますので、是非一つ高齢化にもなってきておりますからドンドン配達、あるいは商品説明に行く、このことがとても大事なことであります。奥さんと一緒に例えば店で留守番するよりも、奥さん待っていれば旦那さんは売りに歩くと、これもとても大事ですが、なかなかやってくれないんです。こういう中で、また商店も買いに来てるでしょうし人と人とのコミュニケーションもドンドン作られてくってというのが、個人商店のいいところであります。大型店でなかなかこの個人と人と人とのコミュニケーションって言いましても行ってみる度人が変わってますし、あの変わっているというの大勢いるので交代してレジにいるとかですね、そんなことでありますから是非そういった良さをもっと出し合ってまた商工会の会長さんの方へもお願いいたしますけども、共にまた発展できるようなふうをお願いを申し上げたいと、こんなふうにも願っているところであります。バランスの取れた企業の発展といえばそのぐらいであります。勿論農業にもサービス業にも、ほたる祭の波及効果ってサービス業どこら辺をちょっと言ってらっしゃるか良く分かりませんが、まあほたる祭は商業にも関係いたしますし農林業特産物さきほどの答弁でも少しお話申し上げたとおりでありますので、そんなことも検討しなきゃならないと、こんなことであります。ましかし民活の時代ですから何もかも行政が主導になってやってくちゅうことじゃありませんので、民間の中で立ち上げていただくのはありがたいんだよと。というようなこともまあ町として民活を期待するということも披瀝してかなきゃならないと、こんな時代であると、こんなふうには思ってます。

14番(飯澤)

えー今町長の言われたのは分かるわけなんですけど、当然民間の事業者あ民間が頑張らなきゃいけないことは事実であります。やはりだけでもやっぱ行政もこう基本計画に載せながら方向をもってるわけありますので、一緒になって実現のために具体的に手を打ってくということと、あとあの、資源がないとかいろいろありますけれども例えばあの上勝町とか小布施とか湯布院とかみんなそれぞれ最初からいろいろあってああったわけじゃなくて、ある資源を開発して磨いてきたと、いうことであります。またほたる祭についてなんですけど、あれだけの投資をしているわけですので例えば飲食店なんかでもほたる祭にはどれだけの、この波及効果があるかということを見ると非常に少ないわけですね。これやはりもうちょっと工夫をして欲しいと思うわけあります。

次に4番目に入ります。老若男女が生き活きとしたまちづくりをということでありまして。特に若い世代から辰野町は政策施策が薄いというような声があります。この町で子育てすればこんなに素晴らしいというような施策と情報の発信が必要だと思っております。箕輪町なんか比較的新しい政策、あの付加価値のある子育てを打ち出しておるわけなんですけど、こういう点についてもこれから努力をして欲

しいと思います。また、高齢者については、施設は整ってるわけなんですけど、これからその中味をその運用をどうしてくかど、ということについて努力が必要だと思えます。特にボランティアグループ等と連携を緊密にする努力が必要だと思うわけあります。また、これから人材が非常に不足してくる時代だと思えます。かつてのあの、違っとう人材の育成が大事だと思うわけあります。これらの点についてご見解をお願いいたします。

町長

段々質問が難しくなっけきちゃっけこちらもわけ分からんとこでありますけど、言わんとする気持ちは分かつたつもりでお答えをしたいと思います。老若男女全て若い人たちが、この町は住みやすいと思われようなまちづくりを考えていけというこど、子育て世代でありますから子育て支援センターは近隣では辰野町が一番多い登録を得て、今一生懸命頑張っけお母さんたちが交流を深めているところありますし、町外からも大勢来ているところあります。そんなこどで一助にしなごらまた企業に對しましても企業理念がはつきりするようないメージ作りもしてかなきゃならないと思えますし、高齢者の施設は整ったがというこどでありますけど、活用のソフトを民間、あ住民と協働でというようにと書いてありますけど、住民のやる気を起こすというこどですが、高齢者の施設は整ったが、民間でやる気を引き出す、ちょっと意味が分かりませんけどもいずれにしましても施設も出来たこどですが、またついでこの間は第2グレースフルがまた特殊なあの施設としてオープニングしてくれました。これ民間活力の中の社会福祉法人であります。こういった所などと連携をとりながらまた住民の皆さん方と生き生き活躍できるようない町にしていかなきゃならないと思えます。いちいちこれ質問というよりもごもつものこどでもありますので繰り返しを言っているわけありますけど、今後人材ってこどは確かに大きな問題になるうかと思えますので、こういう中でも景気は悪いと言いましても特に長野県の中では上伊那は企業が多い所でありまして、ちょっと人手不足になりつつあるというようないこどであります。辰野の人雇っけくれっけ言いましても募集しても新しい会社の所へ辰野の人があまり受けに来ないというようない現象も一部あつたりいたしてあります。是非一つそんなこども、辰野は三方向から来れる所でありますので、どっから来てもらつても構いませんので。結果的には定住人口へ結びつくと信じてありますし、また学校出られた方も企業があつて就職可能な職場もあるわけありますので、間口を広げていただくようないお願いをして共に活性化できるようにしたいと、こんなふうない思つてあります。

14番(飯澤)

特に人材育成、別に町ができるというこど具体的に何ができるというこどではありませんけども、あのかつて、昔はあの農村青年会というようない形でありまして、そこがあ町のリーダーを養成してきたと思うわけあります。またその後労働組合の青年部等が盛んな時代はそういう中からいろんな人材が出てきてあります。今、まあ青年会議所等も頑張っけおるわけありますけども、行政としてもそういう新しい人材を育てるようない努力を一緒になつて考えて欲しいというようないこどを

言ったわけでありませう。またあの、若い世代、子育て世代に対するあの、支援ということに言えば子育て支援センター確かに機能してきております。しかしまあそこだけでなくてですね、あの保育園にしる幅広いところでもって辰野町の子育ては素晴らしいと言えるようなことをして欲しいと思うわけで思っています。特に若い人たちがどうやって辰野町にこう住んでもらえるか、出て行かないでもらえるか、そういう点でいえばこれから若者を町に住んでもらうある意味では地域間の競争に入ってくるような気がするわけでありませう。さきほどの質問でもホームページの話もありましたけれども、やはり皆各自治体が意識して若者を入れようという努力をしておりますし、自治体によっては若者定住促進というようなことも非常に力を入れてるわけでありませう。そういう意味で発言をしたわけでありませう。

次の質問に移ります。次にあの企業立町の可能性と限界ということでありませうが、辰野町は企業立町ということで精力的に企業の誘致に力を入れて、一定の成果をあげてまいりました。一時はどうなるかと心配した後山の工場団地も目途をつけ、南パルの跡地も進出企業が確保できました。今後も、優良企業の誘致に精力的に取り組んで頂きたいと思うわけでありませう。

しかし、私は、辰野町が企業の集積で財政的に自立できるとは思っていないわけでありませう。そこで、矢ヶ崎町長が掲げるさきほどはまあ企業には農業団体も入るとことでありませうけれども、企業立町は辰野町の財政にどのようなところまでいけるのかそういう想定をされてるのか、想定をされて取り組んでおられるのか。その為ですね、今後どのくらいの誘致が必要であり、例えば工業だったらどの程度の用地が確保はどうかと、というような点についてのお考えがありましたらお尋ねをいたします。またこれだけ大きな政策でありませうけれどもその実行には目指す到達目標、このくらいはというようなですね、目標。あるいはそういう段階で辰野町はどういう状態に財政的にもどういう状態にもってくだというような問題。それをまあほほどのくらいの間というような、そりゃ当然あの確定できるものでありませうけれども、政策でありませうのでお考えがありましたらお伺いをしたいと思っております。出来るだけやるということになっては私はいけないと思うわけでありませう。当然あの、誘致のための優遇策、これも時限立法的な性格でなきゃいけないのじゃないかと思っております。当然行政の公平性という点からいっても、いつまでもということではないような気がするわけでありませう。これについてのご見解もお尋ねをいたします。矢ヶ崎町長の企業立町の目標とする町の姿を町民に明確に示すことは、町の人がこの町に住み続ける勇気をつけることにもなります。よろしくお願ひいたします。あ、それからもう一つ、法人事業税今ちょっと細かな数字もってませうけれども、2割から3割の間だと思っておりますけれどもこれについてもですね、政策目標としてどの位まで上げていくおつもりかお願ひいたします。

町長

企業立町に関しましての一つの目標はどうなのかということでありませう。企業はいずれバランスよく発展する中で当然普通であっても誘致はしてかなきゃならないということで、こんな時代ならなくても前職の皆さんがですね、後山工業団地造り

ましたので、私になったら全然埋まらない状態で受け継いじゃって私も忘れてましたら皆に怒られて企業、行政は継続だということで大慌てで日本点眼薬ご無理でお願いをしてきたところでもあります。しかしそれは普通の段階でも進んでいるわけですが、これほどですね、さきほど来言ってますように日本中のあの地方公共団体が交付金を切られるとは思っていませんでした。去年、一昨年状態で今年また1億円近く今年より来年切られるというようなことで想定できるかっとできないんですね。そうなりそうで本当に困ってるんですけども、ですからそれを埋めるにはどうするかっていうと、例え一部であっても企業立町でいくよりしょうがないっていうように、どこの誰が考えてもそうなるんじゃないですか。他に良い方法があれば、ま急に観光でも始まって大勢お客さんが来て宿泊その他などしてお金が沢山落ちるならそれもまたいいでしょうけれども。さりとて急に観光もっていうわけにいきませんので、まずは誰が考えても経済優先、全てに優先って意味じゃないですよ。経済がないと成り立たない分野が非常に沢山ありますので、学校教育だってそうです。そういうとこまで全部いっちゃうわけですので、基本どおりそれを進めているわけでありまして、目標がどうのこうのって言いましても、また目標をかかげりやまた下がるということですから、できるだけっていうことになる。さきほど言った議員の言われたできるだけに輪をかけてさらにできるだけですね。これで良いと思えばまた下がるんですから、「町長この間こう言ったじゃないか。」もう一年経ちやまた変わりますね。上がってくりやまた別ですけども。そういうようなことの大きな目標でできるだけということでもあります。しかし、農振法と埋蔵文化で辰野はそういうことしにくい所であるということも、十二分に我々も腹に留めながら進めなきゃしょうがないと、こんなふうに思います。

それと優遇税制のことではありますが、当然いつまで続けるかということではありますが、もうしばらく続けていきたいと。はっきりこの辺まででよるしいということが見えるまでは続けざるを得ないと。優遇税制って辰野町だけやってるふうにも見えますけどもどこもやってますよ、全部。辰野の優遇税制なんかまだまだそんなに企業にとっては「ああ有り難い。すごい優遇税制でありがとうございます。」ちゅうほどじゃないですね。中間位か、それ以下か。もっとすごいことやってる市町村一杯あります。ま、しかしそういったあの、条件整備だけで会社なんか来てくれるとは限りませんので、条件整備も一つ。その他にも何項目もいろいろありまして来ていただくわけでありまして、そんなふうにごちゃごちゃとお考えいただいてもう暫く続けさせていただきます。え、この通告書には誘致によるメリットの最大化策は、ということではありますが、メリットの最大化策、これからか。ちょっと早く言っちゃってすみませんでした。じゃこれはカットいたします。だって終わっちゃせんかね。電気が付いて。法人事業税をなんと、時間短縮でちょっと言ってください。法人事業税をなんて、ちょっと質問の所は法人事業税をなんて言いました。

14番(飯澤)

どのくらいまであの、税収を上げるという目標で。

町長

わかりました。飯澤議員もできるだけって言うでしょうって言いますけど、まさにそのとおりでできるだけ上げて行きたいと。ということは掴みよう云々ではありませんけども、交付税が下がっているだけに余計熱をかけてそれを100%埋めるまでとは言いませんが、埋める目標ではありますけどもそんなようにとっても追っつきませんけども、頑張っていきたいと、こんなふうなことであります。何億円、何億円というように簡単に数字で表せるものではないということは皆さん方お分かりいただけたと思います。もう一つまだ質問があるようでありますので以上であります。

14番(飯澤)

それでは今言った誘致によるメリットの最大化ということでもありますけども、今度矢ヶ崎町長になってから懸案の問題を特に工場の誘致でもって目処をつけてきたということでもあります。こういう成果をですね、最大限活用してくということが大事だと思うわけでもあります。例えば人口の社会増を目指さなきゃいけないということも課題であります。そうするとあの、転入、工場への転入者ができれば辰野町の中へ住んでもらって、住民税の対象者になってもらったらいいわけではありますが、こういう会社等にですね、借家等の斡旋だとか、住宅情報の提供とか、転入についてのご相談なんかはしてこられたかどうか。そしてまたあの今なかなか下請けという形態ないわけなんですけど、それでも町内へ工場の下請けなんかの可能性があればですね、やっぱり商工会などと連携して、地元の業者の活性に役立てるということが必要だと思うわけでもあります。そういうことをされたらどうか。またあの、会社の需要費なんかでできるだけ地元の業者に回してもらおうというようなお願いもされたかどうかというようなことについてですね、具体的にお答えをいただきたいと思うわけでもあります。以上であります。

町長

誘致にもいよいよメリットの最大化策はということでご質問がありました。今人口増プロジェクトチームっての町に作りまして、今検討に入ってきておりますので、これは企業の今の議員の関連の部分も含めてその他の部分も含めて、また手を打ってかなきゃならないというふうに思います。そういう中で、会社側の方も宿舍が辰野町の方へ不足してるかどうか、というようなこととかそういったこともしなきゃいけませんけど、いずれお聞きすれば町として協力できるのは今即刻できるのはどこか土地を斡旋するぐらいしかできない。町有地等はそんなにあの、企業の宿舍を造るほど沢山ありませんので、ま払われれば別でしょうけど、またそれに要望に応えながらどこかまた宅造出来る所はしていかなきゃならないと、こんなふうに思っております。なおあの、事実上人口じゃなく、辰野にいるんですけど、辰野の住民登録していただけない大きな会社の職員もいるようでありますので、1、2度何とかこちら住んで、住むって言うか住所だけでも移してくれませんか、という話はしたことはあります。さきほどもお話ありましたけども、人口の中での交付税のカウントも実はあるわけですので、さきほどの質問、議員さんの質問でなくて他の前の質問の方ですけども、そういうことにもなりますし、また住所置いときますと所得税他がその町へ入ってきますので、というようなことでまた辰野は本当に表れた人口プラ

スアルファーが結構あるというふうにみながら、さらにまたお願いをしていきたいと思えます。宿舎その他はもう大きな会社になってくると自分達で作るんじゃないかなと思えますが、なおあの、土地などの斡旋だとかそういったことも必要でありますので、人口増の観点、若者が定住、そんなようなことの観点からまた、人口増プロジェクトチームの中で至急それを検討して進めていくようにしてみたいと、こんなふうに思っています。下請けその他でありますけども、波及効果であります、私は段々、段々と言いますも既に出ている所もありますので、あの来て頂いた会社がそれなりのまた波及効果は十二分にこれからさらに出てくものところこんなふうに陰に陽にですね、発展するものところこんなふうに期待しているところであります。以上であります。

議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再会時間は午後 3 時 35 分、3 時 35 分といたします。

休憩	15 時 25 分から
再開	15 時 35 分まで

議長

休憩前に引き続き再開をいたします。質問順位 8 番、議席 7 番下田則巳議員。

【質問順位 8 番、議席 7 番下田則巳議員】

7 番（下田）

通告に従いまして質問させていただきます。11 月税を知る週間がありました。役場の町民ホールには、小中学生が税に関する標語を沢山出品してありました。多くの町民の目にふれたことと思えます。私たちが、豊かで安定した暮らしができるように社会福祉の充実、教育の振興、道路や他の整備等に経費が必要になります。近年、財源不足ということが非常に大きな問題になり、国も地方も財源難に苦しんでおります。当町にあっては、地方交付税の毎年の減額に頭を痛めていることは私達も十分承知しておりますし、また予算編成の時にはそのへんが一番大きな課題になります。町民も、これから町のあり方については、行政だけに頼るのでなく、個人の自治あるいは自分のことは自分で、それができない場合には、住民自治で助け合う、住民自治でも解決できない場合には、行政が団体自治として、人員や資本でその仕事をする。そこで資本である税についてお尋ねいたします。

始めに、課税客体の課税実態について、課税漏れがないかどうかお尋ねいたします。現在の課税客体の把握はどのようになっているのかお尋ねいたします。

町長

今まで登録してあります台帳に基づきまして、当然課税をしているわけであり、その後変更がある場合は確認申請が出た所、すなわち都市計画区域範囲内等は

その度そこでも、実は誰かどうか見てますのでチェック出来るわけではありますが、書類によってチェックということは一切いたしておりませんが、事実上分かることが多いんですが、都市計画区域外の場合は確認申請しないと、それでもやっぱり住民の皆さん方からもいろんな情報やあるいはまたそこをあちこちの町の職員が税務課でなくても住民税務課でなくてもいる場合には見ていただいて分かり次第課税を直したり、逆に取り壊した場合には引いてあげなきゃいけないということもありますし、そういったことも含めて進めているところであります。しかし、即刻完璧かと言われましてもなかなか大変な部分がありますので、今後につきましてはまた今まであります航空写真等も重点的に置きながらやってまいりますし、職員がくまなく歩きながら他のいろいろの税務以外の用事などでも来ておりますし、また非常に費用が高いもんですから直ぐはなかなか出来ませんが、近々航空写真第2回目を、第2回目って言いますか今在るものにまた新たに入れて比較対照しながらその選別を相当精密に出ますので進めていきたいというように思っております。いずれにしましても、現在そういうことであります、今日後住民税務課長がさきほど言ったようにご不幸で欠席でありますので、総務課長の方から詳しくお答えをするようにいたします。この件に対しましても総務課長からお答えいたします。

総務課長

それでは下田議員さんにお答えをしたいと思います。今町長の答弁のありましたように固定資産につきましては法務局に登録されているもの全てについて課税台帳に登録して課税をしております。また、登記がなされないもの、登記のないものについては調査を進めながら台帳に登録し課税に努めておるところであります。償却資産につきましては、申告制ということでございますので、それに基づいて課税台帳に登録しております。年度途中で異動があった場合には法務局から町へ土地建物登記済通知書が送られて来ますのでこれに基づきまして把握をしているところでございます。なおそういう通知のないもの、また小野川島等確認申請の必要でないような所もあるわけでありまして、そういった所につきましては、巡視ですとか、近所の情報把握に努めながら課税の客体の把握をしているところですけども、それらについてもさきほど町長の話のありましたように航空写真等の照合等も含めながら課税客体の把握を努めてまいりたいということでございます。よろしく願いいたします。

7番(下田)

ただ今答弁の中で町長から航空写真によるというような話がございました。兎に角経費のかかることですので、非常に有効かと思えますけども、ちょっと今町長の話ですと2回目というような話しですけども現在もう既に全国で何箇所かこれをやっておられます。かなりの実績を上げております。特に私は今回この質問をするについて税の不公平ということから町民から指摘を受けて調査をした結果で質問するようになりました。ですから私今までこれ調べてきたのは、このノートに全部書いてあるもんですから、ノートの中から拾い出して今回質問させていただいております。ですから、家屋のですね、調査済書というものが無い地域、これは特に

集中してあります。ですからこの辺については是非職員の方も大変ではございますが、税の公平だという意味から言うと是非拾って頂いて見直しをしていただきたいな—と思います。航空写真もさることながら是非町職員の足で調べて歩いていただいて、あるいはまた情報を是非的確に掴んで調査をしていただいて税の公平化を図っていただきたいなと思っております。因みにこれ町の税金の中の固定資産税の割合で言いますと私達の町は53%あるわけなんです。全国的に見ますと全国平均では約46%ですから私達の町は固定資産税に依存する率ってのは高いわけなんです。ですから是非その辺も含めて税の徴収については一番これだけ財源難だって言っている時ですから、当たって頂いて少しでも町の財政が有効に動くようにして頂きたいと思います。

次の質問ですけど、滞納税の徴収改善、これはあの一部税収収税についての改善が図れてから、税ばかりでなく町の使用税とかいろいろのものがそれに含まれてきていると思えますけども、その辺の改善策について結果はいかがかお尋ねしたいと思えます。

町長

今のこの質問に対しましては、私の方からちょっと修正をさせていただきたいと思いますが、航空写真2回目っていうのは、前のやつを1回にすると2回目っていうことで、辰野町は何度も以前にもやっていますので、2回目という数字は取り消してください。またあの新たに前回に引き続きやればまたより正確になるということでもあります。議員ご指摘のとおりやはり巡視把握、巡視把握を一定の地区は早めてまた町全体の方も見るように指示を出したいと思えますのでよろしくお願いいたします。課長の方からお答えをいたします。滞納税につきましてはそんなふうなことでよろしく申し上げます。

総務課長

それでは滞納税の徴収改善につきましてお答え申し上げたいと思えます。それぞれパーセンテージ、どの位17年度、18年度、16年度っていうのございますけども、総体的に見ますと、辰野町の徴収率は平成16年度93.3%であったものが、平成17年度94.1%で0.8%上昇しました。こういったことから見ますと徴収率も上がってございますし、繰越滞納額も5千万、5千2百万程減額になっております。続きまして、どういうふうに進める、滞納処分者の差押等でございますけども17年度は65件の差押をいたしました。まあ預金、給与、不動産、自動車税還付金、所得税還付金等もございまして、内12件については解除されております。それから土地の公売でありますけども3件を公売しました。18年度につきましても、49件の預金ですとか給与の差押等を実施しております。そういうことで改善が進んでるところということであります。以上です。

7番(下田)

次の質問に移ります。これもやはり今回質問する中で直接私の所へ意見あるいは苦情として来たものを取り上げましたのでちょっと言葉が至らないところあるかもしれないけども、そのへんはご容赦いただきたいと思えます。町の窓口相談の

受付についてということで、今回質問させていただきますけども、これにつきましては個人のプライバシーを守るように是非相談窓口の改善をしていただきたいと、言う申し出がありました。で、どんなことかということで、実際その方の言葉を聞いて実際その場へ行って私も確かめてみますと、「ああ、なるほどこれは自分達が普段何気なく考えているんだけども、相談する人にとっては非常に苦痛なことだなーと。」ということを感じました。そこで改めて質問いたします。今回相談を受けた中では、保健福祉課にあるそのカウンター、これはぬくもりの里と階段を上がる所、それから保健福祉課の入り口の所に相談窓口がイスが3つおいてあります。他所の町へ行ってみてもあれは相談窓口とは言えないような状態なのが私達の町の相談窓口でございます。他所の町へ行きますと相談は相談で、きちんと個人のプライバシーを守ってしかも個室の中でできるような状態もありますし、そうでなくてどなたに聞かれてもいいような相談は窓口としてオープンにしております。しかし、私達の町は全てがオープンです。この場合はオープンではまずいじゃないかなと思いますので、是非改善提案をしていただきたいと思います。担当の課長にお聞きしましたら非常に内容の複雑なものについては別室で相談を受けるというようなことを聞いておりますけども、全てがあそこの状態を見るとちょっと遠慮してしまうというのが実態のようでございます。私はそんなことを恐れずに自分の悩んでることは是非相談窓口でしていただいて自分の胸の内を晴らした方がいいですよということを申し添えましたけども、とてもあそこでは相談できないというようなことでしたので電話で相談をしたと。けども実際的には電話じゃなくて相對で話をして説明をしていただかないと心の内がわからないという、そういうことでした。ですから是非受付にいる方々、自分達が他所の町へ行って見てきていただいて町はどういうふうにやっているかということを確認していただきたいと思います。それが改善であり、それが町民に対するサービスだと思います。ですから今窓口にられる方々が軸足をどちらへ向けるか、この辺をはっきり町で教育って言いますか、講演会等いろいろやりますけども、そういう中でどちらを向いてサービスすれば町民に喜ばれるか、あるいはそれがいい方向か検討していただきたいと思います。

町長

個人のプライバシーを守るような改良、改善が窓口で出来ないかということでありますが、確かにご指摘、言われればそのとおりかもしれません。特に保健福祉課の「ぬくもりの里」は当初からああいった課が入ってカウンター付けてという計画が私より前の時代で、あの設計はですね、そういう構想でなくてやったものじゃないかと思われる節があります。あれすぐ階段ありますからそこへ来た人達がすぐ後ろ通っちゃうということでありますし、またカウンターの大きさ、当初はもう少し長かったんですが、また狭めてまたあのご指摘でありますので、おっしゃるとおりでありますので、是非一つ改良させていただくように直ぐに指令の方を出したいと思います。議員もご指摘であります。確かにちょっと時間長引いたりあるいはまた、あのプライバシーを常識的にこれは考えなきゃいかな

ーという方は、2階へ上っていただいたり別室の方でやるようにいたしております。因みにまた、この本庁の方もプライバシーに絡めた場合の場合は、別室、別室と申しますか、課の中ですが、機械器具が並んでいる方の所で机とイスが置いてありまして、そこでお伺いするようになっておりますし、なお今後もさらに気をつけていきますが、取り敢えず保健福祉課の方もそんなように改良をさせていただきたいと、こんなふうに思っております。

7番(下田)

相談窓口の件についてですけれども、非常に財政難ということで今後予定されるのは、予定と言いますか、予想されるのは相談窓口の縮小を図ってくのではないかなっていう、そんな気配を私達感じております。直接今町が担当ではございませんけれども、社会福祉協議会の中にも相談業務ってのが幾つもございます。丁度私も社会福祉協議会の関係で現在委員として出ておりますけれども、先日委員会の中で話の出ましたのは、窓口業務を縮小していくというような、そんな話がちょっと出てまいりました。しかし、相談窓口の回数を減らしても内容の濃いものにしてかなきゃいけないなーというのが、今社協では考えております。是非町の方でも相談の衆、窓口を減らしても内容の充実した内容のものにさせていただくようにご提案したいと思えます。また、町民課にございます書類の証明書、あるいはいろいろの受付のカウンターがございまして、実は10月11月について調べてくれということで私の所へ2人の方から相談がございました。特にこのへんにつきましては相談に来る人、あるいは書類を頂きにくる人は町民であり、全く素人でございます。あるいは頼まれて来て、委任状を持ってきてこれとこれとこれを書類をお願いしたいといってくるわけなんですけれども、カウンターの中にいるのは同じ町民であり、プロの職員でございます。この方々のもうちょっと心配りが欲しいと。なぜならばこういうことでございます。提出書類に不備や、また提出者が必要があるのに、見落としがあると。その見落としをしたまま書類を出してしまった時に、受け付けてしまうと後は一切受付を修正することができない。ってことで非常にあの、何て言いますか、提出してしまった後再度それを修正なりあるいは、もう一回プリントしていただきたいというようなことが出来ないということで、非常に困ったというようなことがございました。それで是非受付にられる方はプロでございます。行く方は私達も含めて素人だと思います。一回しか行かない人もいるし、年に数回行く人もいるでしょう。しかし、役場の受付の中にいる人達はあの、来た方にこの書類は出してしまうと後再発行やあるいはプリントが出来ませんよというようなことを、来た窓口の方に言えば、「ちょっと待ってくださいよ、じゃ私が頼まれてきたけども必要かもしれないで。」ってというような、そういう問い合わせをして「そのままいいですよ。」と言えば受付してもらえばいいし、そうでなくて、「これはコピーをして提出した方がいいですよ。」と言われればそこでコピーをするようなそういう段取りができるわけです。で、今回亡くなられた方がいてその書類のことで非常に役場へ行った時に不自由をしたと、ということで私は泣かれて話を聞かせていただきました。ああ確か自分がそういう境

遇にっている時だったら非常に大変な思いをしたんだろうなということで、敢えて今回そんな所まで質問させていただくことになりました。是非職員の中でそういう窓口の中でのサービスする、あるいはその改善提案ってのが職場の中で出てるかどうか、ちょっとお尋ねしてみたいと思います。

町長

書類もいろいろありますが、死亡届みたいな場合はこれまあ法定的な問題がありまして、一度受理してしまうとまた再、提出者の方へ戻すことができないってようなことで、上伊那あたりでもどこでも出ないことになっておりますが、なんか良い知恵がないか、またそれはやっぱ提出する場合はですね、また別個に書いてもらって提出するっつうことになりませんか。提出できない、間違いってことあるんですから。それをもう一回戻してもらってそこ直すということできないことになっている場合は、もう一回更正し直すということで、再申請をして2つ合わせて一人前になるような方法をとるのか。いずれにしても課長の方からもお答えしたいと思います。

総務課長

ただ今あの質問のございました件につきまして、死亡届のコピーをその人に受け付けてしまうと発行できないということでもありますから、事前に必要かどうかをお聞きして提出をしてもらう、受け付ける。こういうことで徹底をしてみたい、こんなように思います。よく今お聞きしたことに対しまして、真摯に受け止めてまた窓口改善に努めてまいります。こんなように思います。よろしくお願いいたします。

7番(下田)

ちょっと重複するかと思いますが、その職員のですね、窓口相談やあるいは窓口の受付の対応、同じ役所でもこんなに違うっていう私も体験しております。ですから是非役場の職員の方で私たちの町ではこうだよと、だけでも伊那の役所へ行ったらこうだったよというようなことで、良いところは是非取り入れていただくようなそういう現場実習、現場見学、見学と言えれば変ですけども、そういうことを是非実施して一回に二人か三人のグループの中で実際やっている窓口業務を確認なされたらいかがでしょうか。私の今相談受けた方々が例えば役場の窓口へ来て伊那の違う役所へ行ったら窓口の受付がもう天と地の差があったと。そのような言い方されております。ていうことはいかに私達の所はサービスが悪かったかということです。これは同じに暮らしている住民にとっては非常にマイナスなことだと思いますので是非そのへんの改善策として職員の実習、実践ということで見学の時間を設けるような施策をご検討いただきたいと思います。

助役

今の質問の件でありますけれども、職員の指導につきましては日頃やってはいる状況ではありますけれども、それぞれ窓口が幾つか保健福祉課、住民税務課だけでなくですね、他の窓口事務もやっているわけにありますので、その今のご指摘のように他の市町村に負けるような窓口にないような形では是非これからも町民に軸

足を置いた窓口体制を組むような形で、研修もさらに進めていきたいというふう
にこれから積極的にですね、前向きに取り組んでいくような形で進めていきたいと
思いますので、よろしくお願いいたします。

7番(下田)

次の質問に移ります。町の公民館分館の統廃合についてということでございます
けども、合理化と財政難ということで、一部の地域では既に分館の統廃合がされま
した。その後、町の進め方と実施をした地域での問題点、メリットやデメリットに
ついてお尋ねしたいと思います。

教育次長

町の公民館の分館の統廃合ですけれども、町としては16年度より統合をお願い
しております。まずあの1区1分館を目標にということをお願いをしています。それ
であの小さい所は活動しにくい。またあの役員の選出が小さい所は大変だ。という
ようなことの中で、また区の活動と協力をしながらできるというような点から1区
1分館ということで合理化をお願いしているわけです。それで18年度ですけれど
も、川島分館が統合をしていただきました。33分館ありましたが、27分館という
ような形になってますけども、川島地域につきましても前年度から幾度となく検討
委員会を開いていただいて決定をしていただいています。それで分館長は1人という
ようなことですけれども、分館主事1名というような姿が本来ですけれども、今回
に限りましては旧分館に主事を各1名置いていただいて、それから連携を十分取り
ながら活動をしていただくというような、そんなような形で実施しております。
それから現在ですけども、沢底、鴻の田の関係、それから平出区の関係で上野、上
平出。それから小野区の関係ですけれども、旧小野区の方で6分館ありますけども、
まあできればさきほどの区と小野区については6分館、旧小野区ですね、その分館
で統合できないかというようなことで、現在推進をお願いしています。それと、メ
リット、デメリットの関係ですけども、まああの、今まで分館長会の参加ですけれ
ども、統合すれば本庁の方へ出てくるのが1名で良くなった。というような形の中
で、さきほどのように地域で連携を図ればというようなことでのメリットが出てい
るということと、それと活動面の面ですけれども、まああの、1年まだちょっと経
ってませんので直ぐにメリット的なものもデメリット的なものも活動の面では特
に問題は聞いておりません。なおあの、区といろいろ協力しながらの活動ができる
というようなこと、さきほどの会議の出席というような面では、メリット的なもの
があるんじゃないかなと思っております。以上です。

7番(下田)

まだ始めて時間が経ってないんで、メリット、デメリットについては非常に情報
が少ないというようなことでございます。ただあの、私なりに考えますと長野県は、
社会教育あるいは学習、地域文化活動は全国で1番だと聞いております。他県に比
べて人口あたりの公民館数が一番多いのも長野県でございます。これは、長野県が
社会教育あるいは生涯学習や健康・就労等まで結びつけて生涯学習をしているとい
う一つの現れかだと思います。そういう中で、これからで地域の生涯学習あるいは社

会を推進する上で、統廃合してしまってそのものが保たれていくかどうかということ、是非お考えしていただきたいと思います。本来、顔の見える関係の範囲がコミュニティではないでしょうか。この顔が見えなくなってしまった時に、よそよそしくなったりあるいは事務的になってきたり、本当の隣近所の付き合いがおろそかになっていくようなそういう心配が私はしているわけでございます。統制が始まってくるってということは、ある意味ではドンドンと人の離れが広がっていくということとられるような気がします。分館単位または集落単位の集まりは大事にいくということも必要だと思います。是非公民館の統廃合については十分な検討の上に検討して進めていくようにして頂きたいと思います。

教育次長

今町議さんの話のあるようにやはり統合をして活動が衰退をするというようなそういう状態だとやはりまずいと思います。まああの、川島が統合したわけですけども、常時その後の状況も常に状況判断をして、連絡を取り合いながら今後マイナスのないような形の中で周知をしていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

7番(下田)

今の分館、あるいは公民館の在り方というものは、この高齢化社会の中にあっては、非常に大事な役目を果たしているものだと思います。勿論、保健福祉、介護予防そういうところにこの公民館の活動を通じて大勢の人達が集まってきております。ですから、公民館をただ統廃合するだけでなく、そこに是非人が集まりのできるようなそういう持ち場、あるいは何て言いますか、集会場、そういうことに是非公民館っていうその文化活動だけでなく、地域の人が集まりやすいそういう施設作りに励んでいただきたいと思います。以上です。

議長

進行いたします。質問順位9番、議席2番福島主計議員。

【質問順位9番、議席2番福島主計議員】

2番(福島(主))

飲酒運転による悲惨な事故が後を絶たないというような状況の中で、社会問題化されております。県下の飲酒運転による人身事故は10月末現在、209件。負傷者の数も315人発生し、岡谷署管内においても昨年3件が今年には既に11件、約4倍の21名の犠牲者が飲酒運転による人身事故が発生しているところでございます。飲酒、軽く一杯だから大丈夫という安堵の不適当な事故が多く、飲酒運転を起こした代償は大きく罰則、その上に失業、賠償、時には家庭崩壊と、軽い気持ちでの飲酒運転はまさに軽い一杯、重い代償といった実現が待ち受けているところでございます。この機会に強く訴えるものでもあります。そこで県職員、県教育委員会では飲酒運転の防止を図るため、懲戒処分の指針を改正し飲酒運転をした職員を厳罰免職とすることを決め、12月1日から罰則を強化した指針を適用しているところであ

りますが、当辰野町職員交通事故懲戒規定、飲酒運転の罰則について、どのように改正されているのか、また飲酒運転の根絶とその意義を高めるために施策について、現在の取り組み状況をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長

ご指摘のとおりでございますけども、懲戒規定、国の方の罰則金も非常に上がってまいりましたし、飲酒運転撲滅ということでありまして、辰野町もかなり厳しくしたものであります。飲んで運転すれば勿論であります、夜まで飲んで寝て次の朝運転して残る場合、これも駄目だというふうなことまで規則を作ってきております。この意識昂揚のために一生懸命取り組んでいるところでありますが、お蔭様で町の職員、現状ではそういったことがなく、助かっているところでありますが、さらにまた公務員としての認識をしっかりとっていただき、こういった率先垂範できるように努力したいと思います。総務課長の方からお答えを申し上げます。

総務課長

福島議員にお答えしたいと思います。辰野町には辰野町職員の交通事故等懲戒規定がございまして、それぞれその懲戒についての処分があげられておるところでございます。県の方でここで改正になったということでございますけども、辰野町におきましても11月1日より改正の規定を施行いたしまして、内容につきましては県が後追いできたのか、ちょっとまああれですけども、原則免職という形になっております。原則というのは、さきほど言ったような次の日に大丈夫かと思っただけであらう、ちょっと入ったとか、そういうことも場合によればまあある可能性もあるわけでありまして、その他の事犯というような形の中で、場合によるとそういうものもありますけども、原則は免職と、こういう形で懲戒規定に盛ってございます。11月1日からということでございます。それから職員に対してはどういう取り組みかということでございますけども、交通安全運動等に合わせまして、職員の意識昂揚図っておるところでありますけども、今回は11月のその施行に当たってはそれぞれ委員、それから職員の皆さんの意見を聞きながらそういったものを改正し、全職員にはパソコン上のサイボウズで周知をし、各所属長にはそれぞれの職員に周知を徹底するようにということで通知を流してございます。また役場のATMの横には寄付を頂いたわけでありまして、飲酒運転撲滅みたいな形の中で、職員が通りますので、住民の皆さん方も見れる形の中で、そういった昂揚を図っていると、こういうことであります。以上であります。

2番（福島（主））

まああの、辰野町でもですね、県より先にこうした改正をされているということで非常にありがたいわけでございますが、その後ですね、職員周知あるいはですね、この意識を向上高めるための施策というような取り組みについてはですね、今お聞きのとおりまあパソコン等の内容で知らし、また課の責任者がその意識を高めるための、まあ多分朝礼か、ミーティング中ですね、話してあると思っておりますけれども、やはりパソコンでなくして、できればですね、職員が目先に見えるところにですね、そうした根絶に関連する事業等ですね、職員の皆さん方からそうした標語を応募し

ていただいて自分達のためにそうした意識を高めていくというような、そういう取り組みが大事じゃないかというように思います。あちこち張り紙も、張り紙と言いますか、呈示は見たことはありませんけども、やはりいざ事故発生した場合ですね、そうしたものがどのようになるかということ、それからこの全国的にですね、いろいろと事故、犯罪等が発生した後ですね、その所轄の上司の皆さん方が一々頭を下げているような恥ずかしいような状況は非常に良くない。町としても非常にありがたいわけでごさいます、そのためには何としてもそうした事故を撲滅するための施策が大事じゃないかと思うわけでごさいます。どうかそうしたそういう取り組みをですね、是非していただいて各課毎にですね、なおそうした標語等を職員が見える程度の所にですね、呈示していただいて常にそうした意識を持って頂くと。このような取り組みも一つ考えていただいて、承知していただきたいと、このように改めてお願いいたします。この質問については以上でごさいます。

前もって通告してあります、2件の、えー2番の件でごさいます、間伐材を使った木質ペレットストーブですね、この関係について利用促進していただきたい。このような内容でお願いを申し上げたいと思います。本格的な暖房シーズンを迎え、気になるものが昨年来の灯油等石油価格の高値で推移していることであります。特に学校関係の暖房、燃料費の影響は大きく昨年からの灯油価格の高騰を踏まえた予算を計上しているものであるが、この12月には補正追加して市町村も多く灯油価格の変動を機に燃料の節約にいろいろと工夫、施策等に取り組む中、県下の小中学校の幾つかの学校で県の補助金を利用した信州型ペレットストーブを導入しております。既にご承知かと思えますけども、ストーブの燃料は間伐材を粉碎して圧縮形成し、木材の成分で固まっていますので、環境に優しいエネルギーでごさいます。地球温暖化防止、環境に優しい燃料として期待されているのでごさいます、この導入されてる学校での講評では林業の学習、資源を大切にすることの理解も深まり環境問題を考える機会にもなっているということでごさいます。燃料の節約、児童の健康に十分配慮されているこのペレットストーブは現在川島小学校に導入されておりますが、今後計画的に町内の小中学校に導入されるよう提案したいと思えますが、これについてのお考えをお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長

それでは次のペレット燃料の問題であります。後教育長の方からも実質的に学校で使っている使用状態とかですね、今後の考え方をしたいと思えますが、あの、上伊那の森林組合で実はペレット工場を作りまして、除間伐材を集めてペレットにしてやっております。これはストーブを専用のものにしないといけないということで、辰野町でも現在は庁舎の下にもありますし、ロビーにもありますしまたあの、保育所でも2基、東小2基、川島小2基、南小、両小野小で1基ずつと。こんな位で今やっているところであります。使い勝手につきましては、教育長からお答え申し上げますけども、これが若干灯油より高いとかいろいろの問題も出てきております。今ご指摘のとおり灯油が上がってくればこれが安くなるかなというようなことであります、私の方でお答えしたいのは、これとそっくり似たようなものがもう少

し安いストーブでストーブの代金も結構 20 万とか、15 万とか中には高いのが 30 万とかするのがありますけども、斡旋を上伊那森林組合でやっているわけですが、関西の方で非常に安いペレット、上伊那森林組合で今お願いしているものの 3 分の 1 以下ぐらいのもの、同じ格好して同じようなものであります。同じように火がついて燃えます。ストーブも非常に安くそのところは工場も斡旋するようになってまして、それがまあ日本各地へあちらこちらへ入りつつあるということです。何故安いかと言いましたら、これがまたどうしていろいろな所で認可されているか知りませんが、産業廃棄物を使っています。産業廃棄物をペレット、したがって安いという。こちらは除間伐材でありますので、持ってきていただくか、誰か人間が取りに行かなければいけないということで、除間伐材をただにしてみても結構コストが伸すわけであります。そういったことの今こちらはダイオキシンというのは直ぐそこで見てわかるわけじゃありませんので、同じようなものだとそちらが買われちゃうとか、若干今の単価の問題がありますので非常に苦悩しているところであります。論理的には非常にこういったものは自然の循環ですね、というようなことの中で除間伐材を有効に使って良いことだとは思いますが、またある程度まで、ある程度までって言いますか、最初見本的に少し入ってちょっとそれが増えて、そのままこう増えずに減らずに止まっちゃったというのが現状であります、また教育長の方からも使い勝手をお聞きしてみたいと、こんなふうに思います。

教育長

お尋ねのペレットストーブについてでございます。今町長にお答えをいただいたような状況がありますが、辰野町におきましては保育園で 2 つ、小学校で合わせて 6 つという状況があります。ただしこれはですね、産業振興課の方ですね、かなり補助をしてくださっておりますので、ストーブそれから燃料共に大変な量を補助をしてくださっております。したがって、教育委員会の予算は減っているわけですけども、全体的にはどうかはちょっと良く分かりません。それで使い勝手についてですけどもね、既にある学校ではですね、使い勝手が悪いのであるけど使っていないという学校もあります。それはどういうことかと言いますとですね、何て言いますかね、熱量ですね、熱量が石油ストーブよりも少ないと、つまり温まりにくいということがまずあると、いうふうに言っております。それからですね、火を付ける時にですね、石油ならワンタッチで直ぐ付くわけですけども、ペレットの場合だと火がついて暖まって安定するまでの間に 30 分位かかるということがあります。それからさらにですね、今度は消す時もそうなんですけども、石油ならポンと消せば間もなく消えるわけですけども、ペレットの場合は最後に火が収まるまでの間にやっぱり 30 分位かかるということでもありますので、直ぐに暖めたい、寒い時に直ぐに暖めたいと、あるいは切って早く帰りたいとかですね、というような時にですね、なかなか不便があるというふうに聞いております。それからさらにですね、灰が沢山出るわけではありませんけれども、幾分か灰は出ます。したがって、何回かは灰の始末もしなければいけない。いうことでもありますので、灰の処分も手間もかかりますし、多少の危険も考えなければいけない。危険がないようにしなければいけ

ないということであろうかと思えます。したがって各学校では積極的にこれを導入したいという考えはさほどないようですが、現状位にしておいたらどうかかと、こなんふうに言っています、ある学校につきましてはですね、環境教育としては大変大切なことなのでそんなに無理と薄着をすることもないので、一枚余分に羽織ればこれでも対応はできるよというふうな返答をしているところもございます。いずれにいたしましても、石油等の化学燃料ですね、消費しないというまあ世界的というか地球規模的な考え方から言うと大変いいかというふうには思います。ダイオキシンとかCO₂とかいうような問題を最大限に減らしてですね、地球環境を守るというような環境教育の上では大変有効なことだろうというふうには思いますので、その点は配慮しながら使用、現状ぐらいで使用していきたい。こなんふうに考えております。

2番（福島（主））

今の説明、ストーブのまあ内容の説明をお聞きしましたけども、多分そのストーブはですね、このところ先だって駒ヶ根にあるヨウホクという会社ですね、製作している会社へ行って実際実物や今の改良されたストーブをですね見せていただきました。多分今お話のストーブはですね、改良段々してきているわけなので、非常に使い勝手の悪いというようなね、内容については前のストーブじゃないかというふうに思うところがございます、まあいろいろとそのストーブの価格等については非常にまああの差があるわけでございますが、これからの教育の中でですね、自然環境の関係、あるいは若干まああの先生方もですね、確かにストーブはスイッチ押せば直ぐパッと付いて直ぐ暖かくなるというようなまあ石油ストーブでございますけども、やはり若干手がかかってもですね、そして子ども達の健康、あるいはそうした自然のそうした材料を使った燃料。そしてまた先生方もですね、若干の手数がかかってもそうした大きな目でこれからの中でまた教育していくことが大事じゃないかと、こういうふうに私は感じまして今回こうした提案を出したわけでございますけども、これからの中でそうした全部が全部まああの対象にしていけばいいというようなことではございませんけども、やはりそうしたこれからのこの社会情勢の中で燃料のこれを高値の関係を踏まえますと、やはりもう少しそうした前向きな姿勢で是非これからの中でまた検討していただいて、そうした切り替えてく方法も考えていただきたいなど。こんなことを考えまして提案した次第でございます。今後よろしく願います。

議長

進行いたします。質問順位 10 番、議席 9 番向山正一議員。

【質問順位 10 番、議席 9 番向山正一議員】

9 番（向山）

通告をいたしましたのでご質問を申し上げます。今から 3 年前、この辰野町は合併するか自立するかという決断に迫られる中、町民の多くの皆様方の決断により合

併をせず自立の道を選んでまいりました。この財政、厳しい今日の中それなりに地域もまた町自身も知恵を出し、それなりに活動、活性を果たしつつありますし果たしておると思います。しかしこれから特に平成 18 年度大きな問題として、取り上げられたのが新しい病院問題でございました。たまたま組合飼料の跡地が空く中でもって急遽候補地がウォーターパーク他から組合飼料に決定したわけですが、この協働のまちづくりするなかで一番良いと思われる組合飼料の跡地に病院が決定し、いよいよこれから来年度は建設が始まる時期に迫ってまいりました。そこでこれらの問題につきまして、私は 4 点につきまして質問をしたいと思います。まず 1 点でございますが、新しい病院がまだできない時に今の病院の跡地問題をここで質問するのは恐縮でございますけれども、現実にもう新しい病院ができることは決まっております。ですから、この跡地の問題に対しまして質問いたします。まず 1 つですけれども、現有施設これを拡大または現状維持のままで要するに利用していくのか、まずこの移転後に生ずる跡地問題、これについて町当局のお考えを質問したいと思います。お願いします。

町長

それでは質問順位 10 番の向山正一議員の質問にお答え申し上げます。やはり直ぐ目先に建築が迫ってまいりました辰野病院の件であります。その辰野病院がまいりますと現在の辰野病院があるわけでありまして、その跡地といいますか跡建物といいますか、それをどういうふうにするかという考え方であるようであります。これに対しましてのまだ利用は、利用方法はまだまだ検討いたしておりません。またその検討委員会、あるいはまた病院の運営委員会が適当かどうかそのへんが分かりませんが、然るべき委員会で皆さん方のご意見を聞いてまた有効活用をできればと思っております。ただし、あそこがそっくり借地でありますので地主さん方がどういうふうに言っていたか、また借りるならばお願いしなきゃならぬでしょうし、全部なのか、一部なのか、そのへんが問題であろうかと思っております。さきほど来、話が出ております福寿苑が老健施設でありまして、あれを行政でやったのはなんと松本、飯田、辰野だけということで他所の市町さんにもちゃんと老健ありますが、あれは民間の社会福祉法人がやっていただくもので、こういう難しい時になるとああその方が良かったかなーと思っておりますが、いずれにしても辰野は老人福祉センター、あ元へ福寿苑、老健満杯の状態であります。ただどうしても規模的に採算点というのは国の方はいろんなものが全てそうですが、小さくは絶対採算が合わないような算式を作ってきておりまして、そして保健師、保健師と言いますか、看護師何人それからまたリハビリのセラピストですね、そういった人達が何人とか規定をしてきておりますから、少ない例えば 30 人でやった時は絶対合わないですよ。50 人でどうかって言うと、非常に四苦八苦で努力するとまた介護報酬が下がっちゃう。また努力すると下がるっちゃうことで、本当にぎりぎりな状態で今進めているわけですが、今後に対しましてもどのようにするかということは検討しなけりゃなりません。50 より 80、80 より 100 床位で大体国の標準ができておりますので、小さい所はそれ以上の無理があるということでもあります。したが

いまして、そういうふうな需要をこれから見極めができるかどうか、現在でも 20 名位の待機があるわけでありましたが、今後も引き続いていくだろうか。勿論高齢社会ですから、相当需要はあるものと私は見ておりますけれども、そのへんのことも踏まえながら跡建物利用するやら、跡土地を利用するなら、あるいは方向が出たところで地主さんとも話合いをしてかなきゃならんやらという、こんなところに今現在いるところでありまして、具体的にここでどうするということ言えなくて申し訳ないと、こんなふうに思っています。病院の事務長の方からもこの件に関してのお答えっていいですか、考え方を述べさせていただきます。

病院事務長

現有施設ということでありまして私の解釈はまあ福寿苑をどんなふうにするかというふうに考えるわけでありましてけれども、まああの公の中ではまだ議論はされておりません。しかし、20 年に移転された時までにはある程度方向付けはしなければならぬという覚悟の元に、今職員の中で資料集め等をして議論が始まったときに十分対応できるような準備を進め始めているというところでありまして。以上です。

9 番（向山）

はい、分かりました。関連したことでございますが、今度事務長にお尋ねいたします。現有地でございますけれども、あそこは町の土地または借地等があると思っておりますけれども、それは借地はどのくらいで町自身の土地がどの位あるかお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

病院事務長

えーと、辰野病院の現在使っている所だけというふうに考えますと、辰野病院で持っている敷地については 1 筆の約 300 m²位の所があります。その他に福寿苑と共有している駐車場とか医師住宅の横とか、そこについてはあの福寿苑と共有しておりますし、医師住宅の所については町有地でありますので、その辺、そこを抜かせばあの辰野病院として建物等残しているところについては約 300 m²で 1 筆があるということでありまして。

9 番（向山）

いずれにしても町の土地より借りてる土地の方が多いという解釈でいいわけですね。はい。分かりました。次の質問に移ります。

2 番目の質問でございますけれども、荒神山公園これの今後の、見出しでは再開発とちょっと書いてしまいましたけど、再整備の計画はどのようにお持ちかということをお聞きしたいと思います。これはあの辰野病院問題で一時ウォーターパーク跡地という問題がクローズアップされまして、いろいろ事情その他ございましてあそこでは病院は無理だということございまして。荒神山公園も桜が大きく育ちまたツツジ、サツキも大きな株に育ちようやく辰野町のシンボルのような公園らしくなっております。あそこは元々スポーツの町辰野、ということでスポーツ運動公園という名の元でスタートしたと思うんですが、あの陸上競技場も公認から外れ、ウォーターパークの跡地も要するに休業状態でもう 2 年、3 年目に入ろうとしてい

ます。果たしてこれからあのプールが再び利用できるのは非常に難しい状態ではないかと思えます。そこであの荒神山のスポーツ公園、陸上競技場を含める中で再整備をする中、多目的な運動場を作るといようなお考えはあるかどうか。運動場と言いますと、野球、ソフト、マレット、サッカー、陸上、その他室内プールとかま、いろいろあるわけですけど、こよう多目的な運動場の施設の整備というのか、新設、非常に財政厳しい中、公債費比率も高い中、しかし経済に対しましては厳しいけれどもなんとか町はこれからやってけるじゃないかということでございますので敢えて整備、お金のかかるような質問で恐縮でございます。どんなお考えかお聞かせをお願いします。

町長

前話題になりました荒神山のウォーターパークの場所でございます。前にも質問がありました時にきっと福祉的なことに使われるように、あのプールを再開しない限りですね、なるのではないかと私も言ったことありますが、ま福祉と言ってみましても何か建物建ってという場合もあるでしょうし、野原にしておいて三本道にして、これも健康その他の福祉であるというふうなこともあります、それほど幅広くいづれ住民の皆さんが集まって何か良くなる。何か出来る所。というようなことで考えております。ただ具体的にですね、まだ病院もスタートしておりませんし、またそこまで皆さん方の範疇にも入っていかない人達もいらっしゃいますので、何とかまた近々ですね、もうあの病院の建築でもドンドン終末にでもなればそのことも考えてって、病院とのまあ何ですか、連携が例えば何かできるかどうか。連携って言いましてもあそこまで患者さん連れてって三本道でもって歩かせてみるとか何かそんなことが理屈的にいくかどうか。あるいはまた今議員さんのおっしゃるように、陸上競技場との連携で何か一大スポーツ施設の何か運動場か何かできるか、まあその頃また高齢化社会の中で福祉の受け入れ施設はどんなふうになっているのか、いろんな事がまた考えられますので、今のところまあお互いに町の皆さん方、関心のある人はちょっとずついろいろ考えてますが、まとまって会合持ってませんし、統括できてないと。こんな状態にありますので、お分かりをいただきたいと思えます。なお、議員さんにも是非一つ良い提案がありましたら是非お出しをいただきたいと、こんなことであります。

9番(向山)

えー、今非常にあのあそこの整備になると非常に大きな問題になってまいります。しかし、近隣の地元の皆さんに対してはまああの、現状のままで姿ずーと見ている中非常にあの今後どうなるんだという不安な声もでございます。是非あの前向きな姿勢でもって取り組んでいただければと思いこの質問も終わります。

次に3番目の質問でございます。また元へ戻るわけですがけれども、新しい病院が組合飼料の所にできるように決定し、ま、平成20年開設の予定でございます。これも問題が大きすぎるかもしれませんが、たまたまあそこには中央東線が走っておりまして、その脇に組合飼料の引込線がございます。これ、引込線とは限らないわけですが、たまたまあそこを大回りのカーブの道路、あー国鉄ってい

うかJRが走っているわけです。えー、あそこの前ちょうど病院前あたりに駅または停車場って言うのか、停留所ちゅうのか、ホームを設けてあそこでもって病院へ通うお客、というか皆さん。また中心市街地の要するに活性化、特に下辰野を中心とする中のこれから上辰野自身が、また病院が来るといことである程度の経済効果が出てくるだろうと。この間の新聞によりますと、薬局、薬屋さんが相当の皆さんが手を上げてらっしゃるといことですが、そういうことを考える中先を見た中の中心街活性化があので周辺に移ってくるというような、移りつつあるだろうと。また下辰野の商店街も非常に難しいかもしれませんが、前向きな活性化に向かってけばという意味を込めまして、あそこへ駅、停留所ちゅうのか、それを作ってはどうかと。まあ、あそこはエコー電車がまあ一日何往復かしているわけですが、非常にあのダイヤも緻密でもございませぬし、1時間に1本、30分に1本にしても2、3分停まって行っちゃえばまあことは済むわけです。簡単にまあ話はそうなるんですけども、果たしてそんな構想ができるかどうか、まあ率直な町長の意見をまあお聞きしたい。特にあの近隣の大きな病院を見ますと相当自動車社会とはいえ、各駅から遠くにあります。もしあそこに駅または停車場ができるとするならば病院の中に駅があると、いう辰野病院という一つのキャッチフレーズじゃないですけども、特徴のあるような気もしないでもないんですけども、町長のお考えをお聞かせください。

町長

それでは3番目の質問であります、あの新しい新築病院の決定地の所がたまたま中央線といいますか短絡いたしました辰野、小野、塩尻行きのエコー電車の、まあエコーじゃないのも2輜位編成で通る時もあります、その駅をどうだといまあ面白い発想で私共ビックリしたわけですが、いやオーケーになれば一番ありがたいこととあります。ただ辰野駅を出発したエコー電車がピーちゅうって速度が上がったかなーと思うと直ぐ止めないと、約150m位ですかね、ちょっと分かりませんが、150から200mないんじゃないでしょうか。東京辺りの大きな駅行くと、ちょうどその距離はホームの端から端ぐらいで同じホームに2回停まるような形に見えないこともないんですけど、いずれにしてもこれ駄目元でも結構でありますから、我々も民間人出身でありますので、平気で東日本あのでJRの東日本長野支社へ等へ行った時には、その話を出してる。あるいは駅長さんからそうと探ってみるとか話題性を盛り上げてみるとかいろんな方法もあろうかと思ひます。何か良い方法あればですね、本当に停まってくればこんな良いことはないですね。と私も思っております。はい、ありがとうございます。そんなことでこの件は答弁にさせていただきます。

9番(向山)

多分今日、私が最終質問者と思ひますのでここに通告してないことちょっと1箇所だけ質問させていただきます。えー、丸山野球場の土地でございますけどもあそこは町のものなのか、または借地なのかもし分かりましたらあのお答え願ひたいです。

町長

あれはあの、辰野町の町有地であります。

9 番（向山）

ありがとうございました。そうなりますと再度また質問に戻ってまいりますが、2 番目に質問しました荒神山の再整備が出た暁には丸山球場を宅地化する中であそこを住宅地にしようというような考えがあるんですが、今日はここでお答えをいただくのは結構でございます。そういうことも考える中에서도これから協働のまちづくり、矢ヶ崎町長 3 期目の総決算として取り組んでいただければ非常にありがたいということをお願いし、質問を終わります。

議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。（異議なし）

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会といたします。なお、明日の会議時間は午前 10 時といたします。長時間大変ご苦労様でございました。

延会 午後 4 時 45 分

第6回辰野町議会定例会第7日目一般質問記録

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 平成18年12月12日午前10時

3. 議員総数 18名

4. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢ヶ崎克彦	助役	赤羽八洲男
収入役	花岡猛	教育長	小林辰興
総務課長	加島範久	まちづくり政策課長	平泉栄一
住民税務課長	竹淵光雄	産業振興課長	桑沢高秋
建設水道課長	野澤修一	保健福祉課長	赤羽敏明
教育次長	白鳥義政	消防署長	厨川雅彦
病院事務長	有賀米吉	両小野国保事務長	増沢秀行
福寿苑事務長	小澤睦美		
開発公社常務理事	根橋正美	代表監査委員	小野真一

6. 地方自治法第123条1項の規定による書記

議会事務局長	竹入俊男
議会事務局庶務係長	飯澤誠

7. 地方自治法第123条2項の規定による署名議員

議席	4番	小林光夫
議席	5番	矢ヶ崎紀男

8. 会議の顛末

局長

ご起立願います。礼。(一同礼)

議長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、第6回定例会第7日目の会議が成立いたしました。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。11日に引き続き一般質問を許可してまいります。

質問順位 11 番、議席 15 番 北條常信議員。

【質問順位 11 番、議席 15 番 北條常信議員】

15 番（北條）

おはようございます。今、教育受難な時とこんなことを言われております。田中前知事、これは信州教育や信濃教育会に敵がい心を持ち、これを解かして潰す。こう言いました。そしてその上に教員給与や諸手当の削減、廃止また県の教育委員会への主要ポストへの教員の排除、そして指導主事の削減、こんなことをやってきました。知事が代わりまして良き時代が来るかと思う間、今度は国の方から新教育基本法、あるいはまた教育再生会議、それから更に教員強化制度の導入等いわゆる都市の教育現状をうのみにした教育改革がなされている。こんなことを思うわけでございます。私どもの町の学校教育は年々充実し大きな成果を上げております。ゆとりと総合的学習の成果でありましょうか、地域の子どもの目は澄み美しく豊かでたくましい姿を感じております。しかるに教育再生会議の中間報告の素案では、ゆとり教育を見直し学力向上に向けて国語・英語・数学・理科この授業を重点的に増やし時間数を重点的に増やしまして、総合的学習の時間を削減する。こうゆう姿勢を鮮明にしております。また、教員評価には保護者児童生徒にも加わることを提唱し、不適格教員排除の運用については、研修をして審査試験をすとしております。大都会の教育の混迷を対象にしたものと思うわけでございますけれど、極めて憂慮に堪えません。そこで教育改革等について要旨に記載した3点これを中心に質問をさせていただきます。国の政治指導で目まぐるしく提案される教育改革については、小中学校の校長先生のほとんどが現場はついていけない戸窓っております。もちろん新教育基本法の中身については可とするものもあります。生涯学習の条文化、家庭教育で保護者の責任を明確化したこと、そして学校、家庭、地域社会が緻密な連絡をとり、連携をとり教育環境の整備をすること、また郷土愛など当然と思えるようなものもあります。ところが教育再生会議でございます。先ほども述べたとおり総合的学習の短縮、不適格教員排除、社会人の教員登用、更に副校長等管理職の複数登用による学校運営の強化、こんなようなことが盛られております。ここでは教育改革について、現在執りだたされている問題、そして将

来の教育、教育現場のゆとりの確保などについて教育現場の先生方が納得されるようなお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

町長

おはようございます。昨日に続きまして12月議会一般質問二日目でございます。先ず質問順位11番の北條常信議員の質問に答えさせていただきます。大変ないろいろな問題を生んでおります教育界の中の教育改革という視点からの切り口からのお尋ねでございますが、やはり北條議員おっしゃるとおり子どもの教育というものは、まあいろんな教育、学校教育、昨日も言いましたが地域社会の教育そして家庭教育、それぞれが相い連携しあってまずはピーンとバネを張りつめた状態を継続するのではなくてゆとりを持っていく、同時にまた自然の中から自分の発見する力も、頭ごなしに頭でっかち最初に理論ありきでなくて、発見・発明できる能力・想像力を豊かにすることとても大事なことであるというふうに思ひまして、私どもも教育長、先生方にもお願いして学校の方にも本当の正しい意味の教育は何ぞやということをもっていかなければなりませんし、また、学校教育の終わった後は社会で貢献することありますので、社会に対してのこの知識だけでなく、知識を応用した知恵が出るようなそういった大人ができるような教育を望んでいるところあります。もちろん知識は少ないよりは多い方がより高度な知恵を生むことも事実であるところなふうにも考えております。しかし先ほど当初言ひましたように張りつめてドンドンと詰め込み主義だけでやると想像力あるいは知恵を生む能力などが欠落するというデータなどもでていられるわけあります。頭でっかちだけにならないような日本の教育方針を望むものであります。ご指摘のように教育、新しい新教育基本法などはおっしゃるとおりのことあります。そういった中で不適格の教師についての排除とか、あるいはまた社会人の登用とかということでも私も一部賛成であります。何のためにやっているかという観点から見てまいりますと非常にあの問題点を感じているところも多々あるわけあります。また教育長の方から専門的にその後段に言ひました教育再生会議などの問題についてもお答えをしていただくようお願いしたいと思ひますが、いずれにしても日本の教育どうも官僚指導型だけでずーと明治以来そんなことが進んでいるわけあります。とかくペーパーテストのみ、偏差値のみでやっていくと世界から大部遅れてる。高校あるいは大学あたりの入学者選抜方法は一般の社会の入社試験と比べて大分遅れているというのが現状あります。やはり多面的に人の能力というものは評価しそのようにまた採用、また合格をさせていかないと、よその世界、グローバルの時代でありますので日本と韓国どこかその辺だけの偏差値一辺倒の能力展開というものはどうもとかく文部官僚の皆さん方が管理し易い、あるいはまた自分達もそう育ってきたそれが正しい是とする中で生まれている教育であるかということをお尋ねしております。望ましい教育方針ということになりますと、毎年々々何十年も日本はあるいはまた世界もそうだと思いますが、考えながらどうやったら望ましいか望ましいかと、もう一つのマニュアルというものはできないものかというふうなこともお尋ねされていられるわけあります。常に研究が続いているということでありまして、その研究の中で大事

なことが欠落したりあるいはまた大事なことが遅れて出てきたりというふうな、まだまだ足ふみ段階といえますか、これはという本当の教育理念法というものが確立されていないような気がいたします。こういった中で町といたしましても研究に対しましても一つの方針も出したり、とかくこれからはこれまあ官僚の皆さん方がお金がないから自分達あるいはそういった要望があるなら市町村かってにやってもいいよなんていうこと言い出しまして、こうなりますと日本どこにおいても均等公正な教育ができるかという地域間で差がついてくるような、勢いその地域間ではまたさきほどいいましたようなペーパーテストだけの力が入るようになり、塾がどんどん芽生えたりということでそれもまた野放図に放任という形になろうとしています。本当の大事な意味の教育も触れて含めて、そして地域間教育にも勝ち抜いていかなければならないとこんなふうにも合わせて考えているところであります。あと教育長の方からお答えいたします。

教育長

おはようございます。ただ今の北條議員さんの質問に私なりの考えでお答えをしたいとこんなふうに考えます。最初にですね、教育基本法の中身についてのご質問が幾つかあったわけでありまして。改正案に盛り込まれてきている幾つかの件について賛否両論ある中で、私なりの考え方を申し述べたいと思っております。教育基本法の中で最初にですね、教育の方針というものが現行法では教育の方針と言われているものが改正案では目標というような形になってきているわけですが、この目標の中にですね、今ご指摘の我が国と郷土を愛するという文言が入ってきております。これに付きましては、私は評価できる文言ではないかというふうに考えております。特にですね郷土を愛するという言葉は今までなかったこととございますが、この言葉が入ってきたことは大変大切なことだろうというふうに思います。辰野町の住民が辰野町を愛する人間に育ててもらうことは大変大事なことだろうというふうに思いますし、同時にもう少し故郷を広げて考えて見ますと、我が信濃の国の人々が信濃の国を愛する人々になっていただくことは大変大事だろうと思っておりますし、それをもう少し広げれば日本人が日本の国土と国を愛するということが大変必要なことだろうというふうに思いますし、このことが世界各国の人々を敬愛し平和的な国際関係を作る上では是非必要な観点だろうとこんなふうに私は考えています。この文言が即侵略戦争に繋がるというようなことは、私は少し考えが私としては考えが及びきれないという感じがするわけでありまして。村井知事の感想も愛国心は必要だというような見解を述べておられます。いずれにいたしましてもこの改正法のあるいは現行法もそうですけれども、前文のところには憲法にのっとってこの改正案を作るんだと、あるいは現行法も憲法にのっとってこれを決めるんだということが書かれておりますので、平和憲法のある日本の国の法律として私はいいのではないかなということを考えております。更に改正法の中に幾つかの新しい文言条項が出てきております。ただ今ご指摘のように生涯学習に対する考え方、これは現行法ができる時点ではあまり生涯学習という概念がなかった時代でありますので、現在としてこの生涯に渡る学びの大切さということを掲げていくことは大切だ

ろうというふうに思っております。また、これもご指摘のようにですね家庭教育に対する条項もはっきりしてまいりました。保護者は子どもの教育について第一義的に責任を有するということが明確に書かれてきております。生活習慣とか家庭における自立心とか心身の調和のとれた発達とかというようなことに国や地方公共団体も一緒になりながら家庭が第一義的な責任を持って育てるんだという観点も私は大切な観点だろうというふうに考えています。更にそれに加えてですね、幼児期の教育ということも新しく出てきております。小さい頃からの教育、昔から「三つ子の魂」などと言われますが、三つ子以前からですね大切に教育を考えるとということも必要なことだろうというふうに思っております。以上新しく出てきた条項について私として評価できるものを申しあげました。中に改革あえて改訂をしなくてもいいのではないかなと思われるような条項も幾つかはあるように思いますが、評価できるものもたくさんあるかとこんなふうに考えております。また、教育再生会議のことが今ご質問ありましたけれども、基本法の改訂をやっているのは中央教育審議会の方で文部科学省の諮問機関なんですね、ところが今ご指摘の教育再生会議というのは総理大臣の諮問機関で機関が違うわけでありまして、しかも教育再生会議の方は非常に日が浅い、特に最近の問題についてさっそくにどうしようかというようなことを考える為にできたのではないだろうかと思われるところがあるわけでありまして、特に教員免許の改訂のことについてはですね、中央教育審議会の方でも審議をしておりますし、そしてまた教育再生会議の方でも審議をしております。でこういったことをいろいろ考え合わせて見ますとご指摘のように、教育再生会議の方はやることを非常に拙速に考えておるところがあるのではないかとというふうに考えておりまして、例えば不適格な教員を排除するというようなことが主に目的になっていて、そのためにどのように免許法を改正するかというふうな議論になっているのではないかと。中央教育審議会の方の免許法のことにつきましては、不適格なものを排除するというよりは、教員の質をどのように向上させるかということに免許法の改正を考えているのだろう。こんなふうに考えております。したがって本当に不適格な教員を排除する法律は今でもあるわけでごさいます、極特殊なそういった例はその法律に待てばいいのでございまして、どちらかというとならぬと教員の質をどのように向上していくかという免許法の改正でなくてはならないだろうというふうに私は考えておりますので、中央教育審議会の考える方の教員免許の更新の方が教育再生会議の考える方針よりも私は優れているのではないかとこのように感じております。以上です。

15番(北條)

町長からは想像力を豊かにする。それから正しい教育。まそういう不易なものを求めて町もがんばるとこんな答弁をいただいたかと思えます。教育長さんも大変細やかに答弁ができ丁寧に、質問の時間がやや不足してしまったかなという感じでございまして、次はまとめて質問をさせていただきます。

全国的には目まぐるしく変革する教育改革のなかで、先生方は何か自信を失って無気力になっていると、病欠の先生方も大変多くなってきてしまった。青白い顔をした、うつ病的傾向の先生方が増加していると、こんなようなことを聞くわけでご

ざいますが、町の義務教育の先生方は活力をみなぎらせてやっているだろうか、現状はどうか心配をするわけでございます。学校評価制度これは教育の実を上げるために十分に機能しているかどうか、それらをふまえて教員評価制度、このことについても若干触れていただきたい、こんなことを思います。えー先生が元気なら子どもも元気、身体愁訴などないように心のケア、また自信を与え力いっぱいがんばれるような状況作りをする。それから教員評価制度についてはとにかく先生方を信頼し力一杯がんばることで先生方を育てると、こういう観点で状況に対応をしていただきたい。そういうことを思うわけでありませう。次に家庭教育のことですが、規律だとかあるいは規範だとか、あるいは心の教育こういうようなものが家庭でしっかりなされれば学校教育も自然に充実してまいります。新教育法もその中にさきほどお話ありましたように、家庭教育の条項盛り込んでございます。この際家庭教育について保護者、地域社会に向け家庭教育のマニュアルのような物を作成配布して、そのあり方の基本を知っていただき徹底を図っていただければとそういうことを思うわけでございます。高齢化あるいはまた核家族化、こんなようなものを背景に家庭地域の教育力が低下し自殺であるとか学級崩壊とか学力不信、こんなようなものに至るまで様々な問題への対応を迫られているのが今の学校でなかろうかと思うわけでございます。保護者の身勝手な学校への要求は深刻化しているということも思います。中には「うちの子は箸が使えない、学校じゃどういう教育しているんだ」こんな笑い話のようなお話も聞くわけでございます。それからまた学校や担任を飛び越えて県教委へ直訴する、こんなようなこともしばしばあるかと聞いております。今こそ家庭を中心に地域社会が一丸となって学校教育を守り育てていかなければいけないそういう時かと思えます。教育長のお話にありましたように教育の一義的責任は家庭教育であります。これがしっかりと学力も自然に向上してくると言われます。少なくとも親が子どもを前に担任の悪口をいうようなそんなことだけはやらせてほしくない、そんなことを思う昨今でございます。学校も教員もそのための保護者教育を徹底してほしいと思うわけでございます。ご答弁をお願いいたします。

町長

再質問にお答えいたしますが、専門的なところはまた教育長の方からお答えいたしますが、今ご指摘のとおり、昨日以来今教育問題が大問題となっているわけでありませう。それでさきほどのあの中教審の方から今提案されております、あの新教育基本法の中でご指摘のところで家庭にもその責任があるんだということがうたい込まれまして、これもっともあたりまえなことでありませうし議員ご指摘のとおりだと思います。しかしこの新法の中にうたわれたというのはある面で国の逃げである可能性も実はあります。というような切り口も見えていかないと、ま新たに頭のいい皆さん方でありませうのでもっともらしいものを入れているんですけども、実は学校じゃないんだと、学校ももちろんありますが全ての問題は基本に家庭の方にもあるんだというふうな逃げで捉えちゃうと困るなと思っておりますが、しかしもっと教育新法とかそういうもの抜きで考えていますとまず家庭であることは事実であります。昨日

も申したとおりであります。それで今現在の家庭は昨日もちょっと申しあげたところの範疇に入っただけですけれども、自由のはき違いというようなことが大分出てまいりまして、親がという意味であります。それであの家庭の教育の仕方が自由の中で多種多様になってきた。範囲が拡大してしまったということでありまして、良く調べてみますとその中で子ども教育という観点から、あるいは子どもの立場から見ると良くない育て方もあるというふうに思われる節もたくさんあるわけでありまして、そういった中で今提案の一つのマニュアルこれやりなさいというんじゃなくて、こんなたたき台でどうでしょうかという提案はとても大事なことでありますので、今もハット私も思ったわけですから、また教育長中心に学校の先生方と相談して、そんなに難しくないこんな範疇で子どもを育てて如何ですかっていう提案書ですね、提案みたいなマニュアルなどを出していくことも親も気がつかずにいろいろやっているわけでありまして、担任の悪口を言うなんていうことはもってのほかでありまして、えー自由だから言ってもいいじゃないかというこういう履き違いがあるわけでありまして、もっと言いますとお父さんがお母さんの悪口を言う、お母さんが子どもの前でお父さんの悪口を言う、こんな中で子どもが育ってていよいよ困った時にお父さん子ども怒って指導してくれ、逆にお母さん子ども指導してくれて言ったって、「あんなふうに将来なっちゃいけないよ」なんてお母さんに言われているお父さんがしかめ面らしく「こらー小僧」なんて怒ってみても全然ききめがないことは事実でありますので、これも一つマニュアルの範囲内にありますので、子育ての最中は、最中の中の家庭のあり方、また学校の先生のいうこと良く聞けといいながら、「あんな先生あったもんじゃない」なんて言ったら子ども絶対ききっこありませんので、これももうほんとに基礎の基礎だと私思っていますからこんなことも提案していかなければならないとこんなふうにも考えるところでもあります。なお家庭教育といいますがこれ社会教育、地域教育の中の一環でありますけれども、このあいだのデータちょっとみただけですが、えー鉄棒で逆上がりができない生徒が非常に増えているとビックリしました。昔はちょっと不器用だとか、不器用でも後段々できたとか、だいたい90%ぐらいの者が特殊の事情を除いては、逆上がりにしても何にしても途中で間違っておったりしながらもあのできたわけですが、今は特に大都会の子で80%が鉄棒逆上がりのことができなくて小学校を卒業していく子がいるんだそうです。いるというか多くなってきた。田舎の場合はある程度ゆとりうんぬんが、先生の提唱どおりありますのでそれでもできない子が多く出てきているというふうであります。家庭の中へ入って見ますと、昔みたいにガキ大将で外でもってあちらこちらの運動場やお宮や道路やというようなことで、今はそれがいけなくなっておりますけれども、そんな中で自然にガキ大将が育って、だんだん後輩を作り、その後輩が上級生になってまた後輩を作り、その中で痛みも感じ仲間作りもでき、そして組織作りもできまたそういった手法も学び、そして人との繋がり、痛み分けいろいろなことが勉強されたわけですが、ある家庭に行ってみますと兄弟3人いたと、一人はパソコンをいじっていたと、一人はゲームやっていた、もう一人は本を読んでいた、この本読んでいるのは結構なことですが良く見たら漫画だったということですが、漫

画だって悪くはないですけど、いずれ動かない、家庭に帰っても動かない、身体を動かさないような外との交流もない、身体も動かさないこんなあの生活が送られているということで、こういう中では確かにいろいろな問題点も出てくるのかなあとこんなふうにも感じているところであります。なおまた学校教育の中で子どもたちも単面的にいろんな物を覚えながら多面的になっていくんでしょうけれども、その中で告げ口はいけない、一つの至上命令があります。確かに告げ口というものは良くないと思います。しかし、子どもある友達が危険をはらんでいても、もうじきその川から落ちそうになって崖淵で死んじゃうかもしれない、それでも先生やほかの人たちに告げることは告げ口というように解釈しているようであります。言わば危険な状態を見ても告げ口することを「チクリ」という言葉で最近もまだあるようですが、「チクリ」はいけない。だから昨日教育長先生の方からも話がありました。どんな大切な皆でもって係わって解決しなければいけない問題も非常に傍観者が出ちゃうというふうな形もあるようであります。したがって今議員さんご提唱の三者連携の中で教育三つの連携しっかり固めてマニュアル作りをやっていくというようなこともとても大事なことで、私どもも思いますので共にこういった難しい時代に突入いたしましたので頑張っていかなければならないと、また一つの方法を出していかなければならないとこんなふうにも考えているところであります。教育長先生の方からお答えいたします。

教育長

えーそれではご指摘のありました教員評価制度につきまして少しお話をさせていただければとこんなふうに思います。この制度につきましてはもう既に試行されております。二種類の評価の用紙がございまして、一つはですね、評価をされるのは一般の教諭、するのは校長、校長を評価するのは教育長とこういうふうにかかれております。で評価についてですね、まず最初に今年一年の計画を一般の先生から書いてもらう、中間でその計画についての経過を聞かしてもらう、最後にまとめを行って校長が評価する。教育長が評価するというものが一つあります。もう一つは査定シートというものがございまして、その成績評価によって給与に反映するという、こういうシートであります。したがって、いい成績をつけられた先生は給料が増える。えーそうでない先生は給料が減らされるとこういう非常に今までの教育の世界では考えられない恐ろしいとも思えるような評価の制度であります。現にこれは試行することになっていて施行されております。今年度も既に提出、査定シートについてはもう提出してあるわけですが、えーこういったことによってですね本来の教員の仕事に邁進できずにですね、あらぬ方向に走るような教員が出てくることは非常に良くないだろうというふうに私も考えておりますので、これらの運用につきましては、教育の本来の道から反れることのないような運用を考えていかなければならないだろうとこんなふうに考えて、そのように実施しているつもりであります。それから家庭教育のことにつきましては、まさにおっしゃるとおりであろうかというふうに思います。先生方がストレスを抱え元気がなくなっている状況というのもご指摘がありましたけれども、えー一度重なる教育課程のいろいろの変化からもス

トレスを抱えている先生方も多いかと思えますけれどもご指摘にもありましたように責任の過剰の押し付けとかですね、それから期待を大きく掛けすぎられていると、どうしてもあすこの高校へ入れさせてくれというような過剰な期待でありますとか、まあ無理難題の押し付けであるとかですね、情報が過多にありすぎるものだから、どの情報を選んでいいかわからないところから生じてくるような迷いとかというようなものによって、先生方はかなりストレスを感じ元気をなくしているのではないかと、そういう状況もないわけではない、いうふうに把握をしております。えーそこですね、さきほどその先生の悪口をというようなことをやめてほしいということですが、まったく私あの議員さんのおっしゃるとおり、先日平出でお話会というのが催されまして、そこで私もちょっと一言いう機会がありましたので、保護者の皆さん地域の皆さんいらっしゃる中でですね、学校の批判や担任の批判を子どもの前では是非やらんでももらいたいということは、そのとおりのことを私申しあげまして、えー大いに意見を頂戴するのは結構ですけど、子どもの前で批難や批判をしても子どものためにならないということから是非やめてほしいということを申しあげたとおりでございます。それからあの提案マニュアルというふうに今町長さんも名づけられましたけれども、こういったパンフレット、マニュアルというようなものも大変有効かと考えますのでいろいろなものを検討しながらできれば早期の内にこんなものが出せればありがたいな、こんなふうに思っておりますのでいい提案がございましたら一層ご提示をいただければとこんなふうに考えております。以上です。

15 番（北條）

えー細かなご答弁をいただきましてありがとうございます。勤評の例もでございます、あれはなしくずしにほとんどなっていると思うわけでございます。現場にそぐわないものはやはり減びていくと、そういうことも思うわけでございます。慎重な対応を是非お願いしたいと思います。えー家庭教育のことで思い出しますが、町会議員の前の先輩から大切な詩を教わりました。その詩をご披露して質問を終らせていただきます。「鳴く声の 良しもあしきも親鳥の 教えにあるぞ やぶのうぐいす」以上でございます。

議長

進行いたします。質問順位 12 番 議席 10 番 福島英雄議員。

【質問順位 12 番 議席 10 番 福島英雄議員】

10 番（福島英）

おはようございます。辰野町は足腰の強いまちづくりへの取り組みを目指して住民と行政の協働のまちづくりをテーマに、平成 16 年度から 20 年度を取り組み期間とした「辰野町第 4 次行財政改革大綱」と「大綱推進プログラム」「緊急財政健全化計画」の三点セットを策定し、行財政改革に取り組んでいます。平成 16 年 12 月 24 日の閣議決定、今後の行政改革の方針を受け全国の地方公共団体ごとに、平成 17 年度から平成 21 年度までを期間とする行財政改革の具体的な取り組みを住民に

分かりやすく明示した計画を策定し公示すること、すなわち地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を策定し公表することとの、平成 17 年 3 月 29 日の総務省の求めに答えて、この辰野町の三点セットは取り組み期間を当初より 1 年延長して 21 年までとし、辰野町の集中改革プランとなっています。さてこの三点セット、すなわち集中改革プログラムの中身を見ますと中心に据えられているのが住民との協働、情報公開、そして目標管理を含んだ行政評価システムの構築の三点ではないかといえるのではないかと思います。その中でも調査、分析、企画、実行、評価、すなわち P D C A のマネジメントスパイラルに情報公開と市民参加、協働のまちづくり等ニューパブリックマネジメントの新しい行政手法と理念を積極的に取り入れた辰野町の目指す住民参加型評価システムの構築がこの辰野町の集中改革プログラムの骨格そのものであるものではないかと言えらると思います。また、辰野町緊急財政健全化計画にも、また辰野町職員定員管理計画にも行政評価システムの構築は大きくうたわれていることを見ても行政評価システムの導入は現在の行政の最重要任務であるといえると思います。私は行政評価システム、住民との協働、情報公開のこの三点が有機的に結合された形で力強く展開されれば、地域の将来を力強く開いていく自立的なまちづくりへ向けて確かな力となると大きな期待を寄せています。昨年 12 月の定例会の一般質問では、特に行政評価システムの構築について、その作業の進展状況に関連して質問させていただき、確認をさせていただいたところがあります。その時の町側の答弁では、まず町長よりチェックとアクションが行われ、次の課題へと取り組めることができると考える。既に二期目の終わりから滑り出しているところであるが、公約でより強くまた体系的にもがっちりしたものにして、これを執り行なっていく為に現在進めている最中である。その中には住民の皆さん方がどんなことを思ったのか、顧客あるいは住民満足度チェック、町長は C S 方式と呼ばれておりますけれど、これも合わせて取り入れていきたい。また職員の講演、講習会も行ったところであり早めに着手を進めているというお話をいただきました。そして加えて進展状況につきましては、これからのその後の進展状況につきましては、平成 17 年度先進自治体の事例研究をし地元の皆さん方にコンサルタントをお願い申し専門的見地からのご指導をいただいている。辰野方式というような形の中で政策目的の体系を作るとか、事務事業の評価調書の設定、作成だとかいろいろのことを既に行っている。18 年度に向けては事務事業の評価ということで 250 事業の評価を行いたいと思っている。それぞれについて評価をさせていくつもりである。またアンケートも執り行なって進めたい。18 年に入っては外部の評価方法の検討も行い、19 年からは外部評価も導入していきたい。19 年度は事務事業評価の実施を行い 500 事業に互っての評価実施を執り行なっていきたい。また施策などの評価実施もやっていきたい。そしてこれから施策評価調査等の設計作成をそれぞれ進めていくとの説明をいただきました。特に矢ヶ崎町長が昨年の町長選の折りには、行政評価や C S いわゆるカスタマー・サティスファクションいわゆる住民満足度を的確につかんだ行政を積極的に進めると公約されていたところは記憶に新しいところでもあります。そして担当の平泉まちづくり政策課長からは、17 年度から評価システ

ムの構築に着手し、19年度に完成して全事業の評価を実施するまでにこぎつけたい。19年度には外部の評価も受けるようなシステムを作っていきたい。庁舎の中では研究委員会を5月に立ち上げ今まで9回委員会を行ってきた。現在の段階では事務事業評価シートの作成の案を作っているところである。職員のシート記入説明会を12月に予定している。また10月には今の仕事を誰のためにやっているのか、仕事の目的や目標をどのように認識しているのか、自分の仕事を数値化できるかというふうな項目を中心にして16項目の職員アンケートを実施した。結果については、職員の意識あるいは自分の仕事に対する考え方等についてかなり前向きの部分を感じられる。そして行政評価システムの導入につきましては自信と期待を持っていると答弁がありました。これから行政評価を内部で行うが、行政評価についてのその重要性とか緊急性あるいは効果につきかなりの部分が数値化が可能であると思っている。あと2年ちょっとであるが外部評価に対するものが作れるというふうに期待をし進めていきたいという答弁がありました。このように町長と平泉まちづくり政策課長より大変前向きな大きな意気込みを感じる答弁をいただいております。大いに期待をもって質問を終らせていただいたことを記憶しております。

そこでまず行政評価システムの構築のその後についてお聞きしたいと思います。今まで準備をしてきたわけでありますが、その過程で問題点があったとしたらどんなことがあったのでしょうか。また19年度実施に向けて現在の自信はどのようなものか町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長

それでは質問順位12番の福島英雄議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。私どもが行っております行政評価システムほかご指摘のとおりCSということでもありますので、カスタマー・サティスファクションということで、顧客満足度をより充実して上げていくためにということで、PDCAのスパイラル方向という形でプラン、ドゥ、チェック、アクションと、このことを構築して今やっている最中でありまして。ご質問の内容は何かこれを進めるにあたって何か問題点があったかということではありますが、え一個々に当たりまして大変難しいところもありましたし、また進めるに当たりまして理解が職員がさっそくした人とまた遅れてした人がありまして、多少発車それぞれ個人発車に対しての差異間はあったというふうには思います。しかし、そういったことは何やっても付き物でありますので、予定どおり平成17年18年19年そして最終仕上げは20年を目標に全体的なものが構築でき、え一更にまたCSもPDCAも進んでいくとこんなふうにも思います。一番大変な面はまずは行政のやること、何でもかんでも全て数値化するということでもあります。数値化できないものがたくさんあるんですが、しかし民間企業ほかで指導的立場でありました住民のコンサルタントのコンサルの皆さんに二名入って一緒に研究していただいておりますが、これも行政で甘いこといいただではだめだと、もう一般の企業であつたって数値化できないもの沢山ある、それを全部数値化して目標と、それから達成目標、それから基準目標、目先の目標全部数字に表すんだということで、ちょっと見ますと半分強引だなどと思われる節もあるんですけども一応数値化

して、えー数値化しないと目標が出てこない、分かりにくいということで進めていく、そんなところに少し若干の問題点も感じましたが、だんだん慣れてきましてそういったことも理論的にといいますか、誰もが分かるような数値を導入してやっているところでございます。えーいずれにいたしても行政評価の基準作り、それから事務事業の拾い出し、施策の体系付け、それから事務事業評価シート作成ということで現在進めているところでありますし、相当これに詰まってきて職員もご指摘のとおりにアンケートを取ったり、そしてまた意識改革が行われたりということであります。問題点につきましては課長の方からもお答え申し上げます。

まちづくり政策課長

行政評価システムにつきましては、昨年から着手いたしまして昨年は評価のシート等も作成させていただきました。その中でえー昨年の段階では A4 の裏表 2 枚ということで、あの評価シート作成いたしました、それを今年改善いたしまして A4 の裏表 1 枚という形で内容を圧縮させていただきました。そんなことでシートの問題は解決がなされましたけれども、あと町長いわれましたように目標を設定する。その数値化の部分がそれぞれ担当でかなり捉え方に違いがあったり、あるいは違う数値を適用した方がいいのではないかというふうな所が大きな問題でございまして、そこらへんも研究会の中で検討をして進めているところでありますのでよろしくお願い申し上げます。

10 番（福島英）

えー少なからずも幾つかの課題があったようにお聞きしました。えー行政評価システムはあくまでも道具であります。えー道具というものは、車も同じように便利に使えば行動範囲が広くなるとか、家庭のサービスに使えるとか、荷物を遠くに運べるとかという便利に使われますけれど、逆にそれに使われると殺人の道具にもなるというようなことであります。この行政評価システムもこの道具に使われないような、そういうものを作り上げていただきたいということとそれを使いこなせる職員になっていただきたい。そういう勉強をしていただきたいと、研究をしていただきたいと思うわけであります。それで、この行政評価システムをなんでやるかということになりますけれど、これはえー職員の方々が自分の目標を設定してえー進めるという、えー進展状況を見直し、その事業を見直して進めるという P D C A のサイクルのことがありますけれど、この評価を公開して住民に公開して今こういうふうに行っているんだよ、私たちはこういうふうに行っているんだよと住民に公開するという、それも大きなえー目的であります。いわゆる住民がえー町の事業の細かいところまである程度えー関心を持ってもらうということでありますけれど、この次に評価の方法について今どのようにこのやる予定でいるか課長にお聞きしたいと思います。

まちづくり政策課長

えー評価の方法ということと、それから公表の話があったかというふうに思います。あの行政評価システムにつきましては、現在進めている町で進めている事務事業、あるいは施策がどの目標に向かってどんな達成度でいるのかというあたりを明らかにするなかで、住民に分かっていただいて、住民の方に分かっていただいて行政と

しての住民に対する行政説明。説明責任を果たしてまいりたいということと、それから PDCA サイクルの中でえー現状分析して行政課題を的確に把握するなかで、継続的改善によりまして行政サービスの向上を図ってまいりたい。それから後、昨年策定いたしました第 4 次総合計画の後期基本計画との整合を図りながら進行管理を進めてまいりたいということで進めているわけでありまして、公表につきましては現在のところ 17 年度で 67 の事務事業につきまして評価を行いました。これにつきましては最終的に今年度公表をしてまいりたい。ただあの最終的にはあの現在係長クラスでの今後の進め方の評価と、それから課長との評価の整合を図るなかで公表ができるものはしてまいりたいというふうに 18 年度中に 17 年度評価したものはホームページ等で公表してまいりたいというふうに考えております。それから評価の進め方でございますけれども、17 年度そういうことであの 67 事業実施いたしまして、今年度は各係 3 事務事業プラスこの予算編成に向けまして全ての補助金についての評価をしていただきたいということでお願いをしてございまして、予定では 212 事業を 18 年度実施をしてまいりたい。また残りの部分につきましては 19 年度でやっていきたいということでございまして、これをやりますとだいたい事務事業で 540 事業プラス補助金の見直しが入ってまいりますので、えー含めまして 640 事業ぐらいの評価が 19 年度で全て出揃うのではないかとというふうに現在進め方を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

15 番（福島英）

えーまあ、さきほどお話したようにこのいわゆる同語が辰野町の行政にもそれから住民にもなじむような方法をとってもらいたいと思うわけでありまして。えー次にさきほどお話した三点セットの中の、三点セットの中でもって大きな柱となっている情報公開についてお聞きしたいと思います。えー情報公開は協働のまちづくりのそもそも土台であります。協働のまちづくりをいうからには情報公開がその基本になければならないわけでありまして。えー昨年の 12 月の定例会で一般質問させていただいた後、第 4 次総合計画、さきほど課長が触れておりました、第 4 次総合計画の後期計画がまとめられて本年 3 月 30 日委員会より計画案の答申がなされました。作成に当たっては町民アンケートや各区、各種団体の意向調査等はもちろん、12 月 19 日から本年 1 月 16 日、また 2 月 10 日～3 月 10 日には計画素案及び計画案の段階でそれぞれの町民意見の公募を行った。いわゆるパブリックコメントを実現しております。提出された意見に対してはそれぞれ素案への反映または町の考え方を公表等して、さきほどの三点セットと同様非常に良くできた計画案が提出されたものと思っております。しかしながらここにまちづくり委員会からの答申の中で、意見として公募意見が少なかったことは残念であった。より多くの町民が主体的に関心を持って早い段階から策定に参加できるような進め方を検討してくださいというふうに要望されております。導入初期であったということ等また手法に町民が慣れていないということなどが理由として挙げられると思いますけど、パブリックコメントシステムの周知徹底が課題であると考えますがどのように評価されておりますでしょうか。

町長

それではあの次の情報公開に関しまして、三点セットの一つではありますが、このことについてのご質問であります。ご指摘のとおり第4次総合計画後期基本計画を作るにあたりましては素案の公表をいたしました。同時にまた公表だけでなく、町民意見の公募、計画案の公表と住民意見の公募、えー公表したり公募したりということでもあります。非常にあの公募が少なかったということに対してはまだ残念であります。こういった手法を取り入れたばかりでありますのでどんなふうになっていくのか、今後もまたもう少し皆が関心持つような方法も行政の方からも考えていかなければならないとこんなふうに思っております。えーまたゴミの減量化計画に対しまして素案の公表と募集、男女共同参画社会に対しまして条例案に対する住民や事業者の皆さん方のご意見を頂戴するために公開をしたりということでもあります。いずれにしましてもパブリックコメントということですから、住民のご意見を十二分に吸収しながら進めていくための手法が今こういった方法のなかで、新しい方法としてとられさらに推し進めてまいります。情報公開につきましては、いろんな方法で公表の仕方があるわけではありますがホームページは当たり前でありますし、またあのいろんなところで閲覧ができるように、庁舎あるいはまた出先機関等も今考えてそういった方法も今執るつもりでありますし、また町にあります広報なども今度カラー刷りで見やすくはなってはきましたので、しかも単価は下がってということでもありますから非常にいい方法でありますので、これにわかりやすくまた色付きで載せていきたいとこんなふうにも思っています。そうやって基本的にはもうパブリックコメントにつきましては、いずれにしましてもこの制度実施要綱ということをここで公布の検討中であります。今までも適宜必要においてやっておりますけれども、一つの要綱として体系化してそして常時これを公表し情報公開あてていくというふうに考えているところであります。以上であります。

15番（福島英）

運用要綱を作成していきたいという町長の答弁がございました。えー行政の事業の計画のどのような物をパブリックコメントに載せていくか、その判断基準がえーあのなければならぬわけであります。えーどのところまで町民に判断を仰ぐか、意見を述べてもらうか、その運営要綱の早い段階での策定を、今町長が作っていくというあの話がありましたのでそれを要望しておきたいと思っております。またこのパブリックコメントについてそこまで出来たのならば、それを条例化したらどうかと、条例化するという方法も一つの方法であるというふうに聞いておりますけれど、それはどのように考えておられますでしょうか。町長お願いします。

町長

えーどへんまでということでもありますし、またどの事業をというふうなことでしぼられてきていると思います。そこが一番やっぱりポイントであります。さっき課長が答えましたように、えー平成19年ではあのこういった行政評価はですね540事業に及んでやっています。ですからそんなか全部というわけにいきませんので、私もいつも思うのは大事なこの曲り角、あるいは展開の基準を定め

たい時、同時にまた住民の皆さんに非常に関心があるものなどを限定して公開をし、公開は全部しておりますけれども、特に公開をしたパブリックオピニオンといいますが、コメントをいただくようにあの展開をさせ、また大勢の皆さん方が応募できるようなふうに少し知恵を使っていきたいということでもあります。したがってさきほど言いましたように実施要綱の中でそれも含めてどこまでどれを、この辺もあの検討をしていきたいということでもあります。前向き捉えていただいて結構かとこんなふうに思っています。いずれにしても協働のまちづくりということでもありますから、協働といってもなかなか難しいんですけれども、さりとて行政でやること、それから住民の皆さんが個人でやること二通りあるわけでもありますので、あのP D C Aのこのスパイラルの図形を公開して皆さん方もご存知だと思いますが、そこにも出してありますけれども、一つのこの長方形をこう書いていただいて、分かりやすく長方形を書いていただいて、こちらが住民側でやること、右側の方が行政がやること、しかしそこへ対角線を1本入れていただきますと、住民でやるところそれから行政でやるところ、途中はだんだんだんだんこう両方の三角形の面積がだんだんこう狭まってきまして、ちょうど半々ぐらいになってまいります。その辺が協働でありますし、住民のやることであっても一部行政が関与することもあります。真中辺は両方の意見をしっかり汲んで、そして相談し合って行政が専門にやる。住民の皆さんが専門にやる。言われなくても住民の皆さんが自分でやる。行政がやる。しかしあいまってやると、下から長方形の対角線とこんなふうに見ていただいて右左やって、やると非常に分かり易いと思えますから。その辺のほしい中間層がどの辺にありやということでもありますから、それを540事業の中からまた分類をしてご相談申し上げ、そして情報公開それからさきほどの三点セット、結果的には顧客満足度が更にまた高度なもの、また高まるもの等に進めていきたい、こんなふうに思っております。

15 番（福島英）

辰野町集中改革プログラムもそれからさきほど触れました第4次総合計画の後期計画もそうありますけれども、読んでみますと非常に細かいところまで検討され、作った者の意気込みが感じられるわけでもあります。これがあの作った者だけの意気込みだけでなく、職員全員の意気込みとなって成果を表せるようなエーことか大事だとおもいます。またさきほどえーこの第4次総合計画の後期計画の委員会より答申があったように、住民の反応がいまいちだと、もっと意見をもらいたかったということがありますので、そこが協働のまちづくりのポイントではないかと、どのように住民にかかわってもらうか、住民の汗と知恵と汗をどのようにえー行政と一緒にやってもらう形が作れるか、そこが一番の大事なところであると思えますので、行政評価もそれからパブリックコメントもホームページ等を使ってやりたいという話がありました。実はこのホームページも昨日より何人かの議員より話がありましたけれども、えーこういう情報知りたいんだけどもと言ってホームページを見てもちょっとどこにあるか分からないような感じがうかがわれます。とくに情報公開の部分については、これだけしっかりやっている町ですので、あのホーム

ページのもう最初にその情報公開の窓口をつけて、そこから今情報公開、例えば行政評価システムの評価シートとか、それからパブリックコメントが今どういうことが付されているか、それからどのような意見があったか、そういうことが一目で分かるような窓口をホームページに作っていただければ辰野町しっかりやってるなということが町民から窺われると思います。そういう検討をお願いしたいと思います。これはそしたら担当の課長にそこらへんをどういうふうに持っていきたいかという意気込みをご答弁をいただきたいと思います。

まちづくり政策課長

えーと今回あのパブリックコメントに関する実施要綱につきましては、町の基本的な施策に伴います計画ですとかあるいは指針を定めるものについてとか、町政に関しまして基本方針を定めるような条例の制定ですとか、それから町民の権利を制限したりあるいは義務を課するような条例の制定等について積極的に町民の意見を求めてまいりたいということでございまして、えー後期基本計画の策定の時にも素案の段階、それから案の段階でも意見を求めましたが、意見は一桁の意見しか出てこなかったというのが実態でございまして、これにつきましてはあの行政の立場で言いますとやはり幾つかの地区への説明会をやったり、あのというふうな内容説明しながら意見を求めるというふうなあの努力も必要だったかなあというふうな今感じているところであります。まあこれはあのあまり町民にとって関係ないよと言われちゃうとそれまでなんです、やはり興味を持って関心を持っていただくような努力を行政としても、しながらパブリックコメントの制度をうまく運用してまいりたいというふうな感じているところであります。またあのホームページの関係で言いますとあのホームページまあ見られる人限られているにしろ重要なものでありますし、パブリックコメントについてはやはりあの極めてあの概略を載せながら「広報たつの」の中でも意見を求めてまいりたいというふうにも考えて参りたいと考えておりますので、ホームページの充実あの公表の仕方等含めましてあの「広報たつの」を活用してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願したいと思っております。

15番(福島英)

それでは私から本日最後の質問にしたいと思っておりますけれど、えー「広報たつの」でというお話がありましたけれど、「広報たつの」を見て、見返してみましたけれど、例えばえーあそこにバランスシートの公表があれば、今までやりたいとこの計画の中にも入っていたと思っておりますけれど、ということが一つ成し遂げられたと思っておりますけれど、なかったように思いますし、えーあのその時折々のその生きた情報を流す姿勢をお願いしたいと思っております。それをお願いして最後の質問をさせていただいてその「広報たつの」の使い方、それから辰野町のホームページの使い方について一考をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

まちづくり政策課長

えーとバランスシートの公表の件で有りますけれども、これにつきましては11月に策定といいますか事務局レベルで数字をあの作りました。今その検証に入りましたし

てあの最終的に確認ができたところで「広報たつの」で公表をしてみたいと思います。合わせまして「広報たつの」に載っているものにつきましては基本的にホームページでも分かり易いところへ窓口を作って公表できるような対応をしてみたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長

進行いたします。質問順位 13 番 議席 8 番 宮原功議員。

【質問順位 13 番 議席 8 番 宮原功議員】

8 番（宮原）

昨日や本日の一般質問の中でも、まちづくりに関しての提案や質問が多くなっております。皆さん真剣にまちづくりに取り組んでいる証であると思いい強く思っております。これに対して町長も商業農林業を含めた企業立町を積極的に進めると答弁してこれもまた心強い限りであります。しかし、企業立町といえどもどうしても企業誘致に重きを置いていて、既存の町内の商業や農林業の方は二の次というふうな誤解もされかねないと思います。企業立町でなくて産業立町というような言葉を使ったほうが良いのではないかと感じているところであります。私も町の活性化を願うという立場で通告にしてある質問をいたしますので、明解な前向きな答弁をお願いいたします。

まず指定管理者制度について質問いたします。公の施設の管理については、地方自治法により管理委託制度から指定管理制度に移行されました。この目的は多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し民間のノウハウを活用して住民サービス向上を図り、経費の節減を行うというものであります。これにより町でも昨年 12 月に指定管理者の指定手続きに関する条例を制定し、今年 7 月に「湯にいくセンター」の管理者に（株）サンアメニティーを指定し 9 月から管理を委任しました。「湯にいくセンター」は開設当初の平成 8 年には年間入館者 13 万人余、入浴料 3,100 万円余の利用があり、今年 10 周年を迎え 100 万人の入場者を達成しましたが、慢性的な運営や周辺の市町村に同様の施設ができその影響で入館者、入浴料とも当初の 6 割程度まで落ち込んでおります。また施設の老朽化も始まり経営状況も大変となってきました。それゆえ初めての民間指定管理者の導入で民間のノウハウの活用により、今までとは違った新しい経営も取り入れ活気ある施設になることを大いに期待しているわけでありまして。まだ僅か 3 箇月の営業であり成果を期待するのは早すぎるかとは思いますが、実情をお聞きするとともに今後の制度活用につながればと考え質問いたします。

議会にこの会社の指定を提案した時の説明では、職員の研修を行い地元の雇用をできるだけ図る、環境を含めた自主事業の充実と経費の縮減を進め指定管理料は平成 18 年度 1,094 万円、毎年 30 万円から 50 万円減額して平成 22 年度は 939 万円程ということでありました。フリーマーケットや餅つき、書初め展等自主事業に取り組み始めたところでありまして、僅か 3 箇月でありまして「湯にいくセンター」

の利用者数の増加やサービスの向上等に成果が見られる点があったのかまずお答え願います。

町長

それでは質問順位 13 番の宮原功議員の質問にお答え申し上げたいと思います。アウトソーシングという時代でありまして、ただ行政もいろいろ持ちきれないからただそれで民間に押し付けるということではないのであります。やはり行政で持ちきれないものは民間だって受け手もないということにもなりますし、しかし民間の英知を使いながらそれをまた更に活用するということも中には出てくるわけでありますが、「湯にいくセンター」の場合は特にまあ経営的に難しいからとか、赤字が出ているかとかいうことで始まったものではありませんので、アウトソーシングの本来の意味から募集をしていったところでありまして。えー議員がご指摘のとおりやはり行政では気がつかないようないろいろなイベントを組んでくれておりまして、えー今始まったばかりであります。11 月にはフリーマーケット 12 月 10 日には餅つき大会、また 1 月 3 日にはどういうわけか書初め大会というのが企画されているようでして、これ民間で良かったという面が出ておりますし、来入浴者等も約 3% ぐらい現在はまだ始まったばかりですからこの数字をもってどうのこうのではありませんが、若干上がってきているというのが現状であります。公設民営でありますのでアウトソーシングにしたからといって我々も行政も辰野町も何もしないんじゃないなくて、やはりいろいろなバックアップ体制もとられなければならないというふうなことも考えているところであります。現状それとまた雇用の問題もちょっと触れられておりましたが、質問かどうかわかりませんが、やはり地元の採用が大事でありますので、今 9 名プラスあと清掃ほか、清掃の方はシルバーの方へお願いしたんですが、すぐこうできなかったようでありまして、民間掃除会社の方へ委託という部分が一部あるようでありまして、本来ですとシルバーとかうまく乗ってくれば、それから地元の雇用者も今までの雇用者も含めて 9 名ぐらいということで十分そのように地元の皆さん方の雇用の場所としても、あの同じように続いてやっていただくとこんなふうに思っております。どのような効果が出ているのかということでもありますので、現状では 3% 増ぐらい。こんなことでもあります。

13 番（宮原）

はい、期間も短いので成果は今いちということですが、スピード経営の民間という感じがありますので、えー効果が早く出てもらえるようにしたいと思います。えーさきほど町長質問する前にお答えいただいたんですが、えー雇用の問題ですね、これも問題あるので後ほど触れるとして、それ前に経費の問題を質問します。さきほど言ったようにあの指定管理料のこともありますので、えー経費問題見てみますと平成 18 年度の「湯にいくセンター」の委託料は予算書には 5,100 万余と大きい額であります。これには開発公社事務局費 1,100 万円余が含まれておりますが、今回の指定管理者の選定の仕様書ではこれを抜いた 3,900 何ぼという額でよろしいですよ。はい、それでえー平成 17 年度の「湯にいくセンター」収支報告書でさきほど町長が言ったように、町では決して赤字になつてるということではないわけでありまして。

町の実質収入は温泉使用料で 2,200 万円余、売店収入で 453 万円余、それに指摘されたような、昨日指摘されたような入湯税交付金はないわけでありましたが、入湯税が 1,100 万円余で合計 3,773 万円余になります。支出の方は人件費が 1,380 万ほど燃料費、光熱費、委託料など管理費は 2,480 万ほど、合計で 3,988 万ほどとなり 215 万円の赤字となります。しかし 17 年度では、4 年に 1 回の揚湯ポンプの交換、分解点検の経費が 300 万ほどこの年だけかかっており、これを毎年 80 万くらいに分ければ実質は黒字となります。これに 1,000 万円余の指定管理料を払う必要がほんとはあるのかという疑問も窺われるわけでありまして。「湯にーくセンター」は年間何万人余の人が町民が楽しんで利用する福祉施設であり、例え 250 万円の赤字負担としても決して高いものでもなく、町民も納得すると思しますので、それゆえに民間ではなく開発公社の指定管理も良かったのではないかと考えます。今回の指定に当たって開発公社も応募したようなんですが、どのような提案をして、どのような理由で指定をされなかったのか説明をお願いします。

町長

行政のやることでありますので、議員ご指摘のとおり若干赤字でも住民の皆さんの血税を回していくわけでありまして、住民が福祉のために良いと言えやらない。まあ病院なども赤字にならないように努力はいたしますが、そういうものの一つであり温泉提供等も昨日の話もありましたが、どのように住民の皆さんがお考えになるか、こういう時こそやはり住民の皆さん方のパブリックコメントなども求めて考えていかなければならないというふうなことであろうかと思ひます。しかし指定管理者ということでスタートいたしましたこの「湯にいくセンター」であります、これに対しまして公社も当然一公社としてね、法人としてあの応募してもらったわけですがその審査基準はあの経営方針、管理方針また運営方針、経営理念そしてまたえー類似施設の状況なども一応加味しなければなりませんし、またあの収支計画、同時にまたその応募してくるところが他にどこかにやっているのかどうなのか、初めて手を上げられてどうかなという場合もありますので、初めてでいけないというわけでありませぬけれども、あのそういった厳しい基準の中で選んでいます。なおまた金額的にもこのぐらいで入札的にですなやっていくという数値も出てきているわけでございますので、総合判断の中で今のサンアメニティーが決定し辰野町開発公社は残念ながら落ちたということになってまいります。もう少し詳しく課長の方からご説明いたします。

まちづくり政策課長

今年の 7 月 25 日の臨時議会でこの指定管理の議案を提出をいたしまして、その時にも若干説明を申しあげたところでありますけれども、住民サービスの向上を図りながらしかも経費の削減を図れば一番いいだろうということで、その前提とすれば適正な住民にとって、住民にとって適正な管理運営ができる団体を指定をしてみたいという比較の中であの民間の方も含めた審査会を経て決定をいただいたわけでありましてけれども、あの例えばあの平成 22 年になりますとあのこの見積りで参りますと、あの指定管理料、サンアメニティーにつきましては 940 万弱という

ことでありますが、公社につきましては1,478万円というような試算といたしますが計画が出されたというふうなこともありまして、そこらへんのところでしかもサンアメニティーにつきましては、えー奈良県ですとか茨城県で類似施設を運営し厳正な管理まで含めて適正に管理が出来ているという視察も受ける中で選定をさせていただいたものでございまして、あのなるべく少ない経費で良いサービスが提供できればこの指定管理者制度の主旨に沿うという立場で選定したものでございます。よろしく願いいたします。

8番（宮原）

さきほども指摘しましたように、えー1,000 万余の指定管理料をなくとも払わなくても町でやればほとんど赤字でなくていけるんじゃないかということなんで、これもちょっと疑問かなというように思っていたんですが、えー指定管理民間が入るということで、えー公の施設が使いやすくなったりサービスが良くなるという、お手並拝見といたしますか、えーどんな程度ができるのかなという期待をうんとしていたわけですね、えーお金だけの問題じゃなくて、そういうことももう少しサービス良くするとか、そういう面にももう少し改善をしていくような方向になれば嬉しいと思います。えーさきほど町長いいましたけれど、雇用の関係なんです、今まで報告によりますと、主任1名臨時2名ということになっていまして、毎日の清掃業務などはシルバー人材センターに委託されていたようですね。地元シルバーの方が長く3年ぐらいとか雇用されていたようであります。この方たちは指定管理者の会社が変わる時に会社側から引き続き働いてほしいというふうに言われたようです。途中で他の清掃業者の見積りの方が安いよというような話をされて、個人的な問題もあるようですが結局はやめてしまったようであります。清掃業務は町外の業者に委託されたようでありますし、地元の雇用を図るということにして、さきほど町長の話では9人ほどいるということでありました。えーしかしシルバーセンターの人は辰野の人でありますし、清掃業務だけでも他所に出て行ってしまふ、それからさきほどの指定管理の問題なんです、1,000万がこれも町から出て行ってしまふということで、指定管理者制度も民営化も住民サービスを向上させ経費縮減になる場合もありますが、町のお金が外に出て行ってしまったり雇用の場を失ったり雇用条件の悪化を招く恐れが非常にあります。財政難とはいえ効率だけで行政を進めれば、町の業者の仕事や働く場がなくなったりして、結局は町が寂れてしまうのではないかと思うわけです。これからはもしだれ栗公園を始め数多くの指定管理者が指定されると予想されます。町の産業活性化するためにも、早急に指定をするのではなく地元の業者、団体等が指定を受けられるように育て、できるだけ地元の業者団体などを指定するような配慮が必要だと思いますが、町はどのように考えているのかお答え願います。

まちづくり政策課長

えー指摘ございました「湯にいくセンター」地元の雇用状況についてということでございまして、とりわけシルバー人材センターの関係の質問がございました。えーサンアメニティーへ移行をいたす前から、シルバー人材センターでやっ

たので、シルバーの方へお願いをしまいたところでありまして、えーまああのそこに勤められていた方が都合で辞めたいということでありましたので、サンアメニティーと町の「湯にいくセンター」を担当しております職員がシルバー人材センターの方へ行って是非ということで補充をお願いしたいというお願いをしたところでございますが、シルバー人材センターの事務局の方で、「そういう手当ては今回は出来ないよ。」という回答をいただいたもんですから、清掃業務を委託するというので決定をいただきました。これにつきましては申請を出していただいて許可をしたところでございます。経過につきましてはそんなことでございますので、やも得ず 10 月から民間の清掃業者が朝 1 時間半入って館内の清掃をしているという状況であります。以上であります。

8 番（宮原）

後半部分の地元の業者を育ったり、出来るだけ地元指定を受けさせることが出来ないかということなんですが、その点はどうか。

まちづくり政策課長

えーと町とすれば地元の業者に受けていただくのが一番いいと思いますけれども後業者の条件ですとか、人の手当ての問題とかあったというふうに思いますし、10 月の 1 日からということで 10 月からの分はなり忙しい状況の中での人の手配であったというふうに思いますので、現在そんな形で進んでいるというふうに思います。よろしく願いいたします。

8 番（宮原）

はい、今のその指定管理者の制度のような同じような問題が他にもありまして、えー例えばさきほどから話に出ている「広報たつの」なんですが、えー印刷代節約するというので、12 月からカラーになって見易くなり、経費の縮減はしているところでもあります。しかしながら印刷業者が広告を取らなければならないということから、町の印刷業者では手が出ずに大きな印刷会社が広告代理店に仕事が行ってしまい町の税金も広告代も外へ出て行ってしまうことになるわけでもあります。さきほど言いましたように是非町の活性に繋がるような方法でこれからも指定管理者の指定をするようにお願いしておきます。

次に入札の問題について説明いたします。あ質問いたします。この頃は毎日のように公共事業を巡る入札談合、汚職事件のニュースで賑わっております。既に国も 2002 年には入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律も制定され、3 件の談合事件に適用されています。また長野県でも全国に先駆けて入札の透明性、競争性、客観性、公平公正性を目指し、参加希望型競争入札や受注希望型競争入札、総合評価落札方式等、入札改革制度等を行ってきました。しかし県の入札改革でも低価格による品質の低下やダンピングの懸念、県内業者の優遇政策が行われていない等の不満により、工事成績、技術者の人数、除雪や維持管理、災害時の出勤など地域貢献等を評価する等、制度改革に紆余曲折しており入札制度は大変難しい問題であると思われま。各自治体でも入札制度改革に取り組んでいるなか町では大半が談合が行われやすいという指名競争入札であります。まずそこでお聞きします。平成 18 年

度の入札の予定価格に対する落札率は今町ではどの位なんでしょうか。また町の入札制度の改革が必要かと思いますが町はどのように改革するつもりかお聞きしたいと思います。

町長

えー大要につきまして私の方針述べまして後この入札業者選定委員長が助役でもありますし、担当課の方で細かくお答えいたしたいと思いますが、えー落札率は約92.何%は落札していると思います。今のその指名競争入札を辰野町は行ってるわけですが、元来我々も議員の頃からもいろんな話をしたり、時の町長にもこう聞いたりしてきたわけですが、いろいろこう確かに多面的にこう見ると、それぞれ一長一短があるわけですが、公開型一般競争入札ということになりますと、全国的に入札の募集をしなくてはならない。えー同時に沢山来ますので、来ない時もあるでしょうけれども、沢山来る時にはうんと来ちゃいますので、それぞれの業者を全部チェックしないと、例えば入札さして安いとこ落た時にはどんな会社か分からないで、といっても一応の基準はありますから、今までの実績とかいろいろありますが現況のあの経営内容が分からずに落札されて、さきほどお話がありましたが、ダンピングだとか低価格落札だとか、あるいは会社が今資金つなぎにたまたま落札してきたものとか、いろいろのことがありまして建築など道路工事も全てそうですが、それに対する品質の保証というのには相当あの行政の方がその会社を判断一応していないと出来ない、出来ないといえますか心配な面があります。えー任してしまって後で大変だということも出て参ります。そういうこともありますので辰野町の場合は一応あのこの業務なら業務に対してAとかBとかCとかあります。なおまた今までの経験度、それからまた最近の状況なども経営状況、運営状況等も一応こう手の内で分かる範囲内、まあ全部調べてもそりゃいいんですけども、あの10やそこら調べるの訳ないですが、100も200もとなった時には、だから結局入札の時期を逸してしまう。あるいはその分だけ少し遅れてしまうという、いろんなことがあって現在のようにやっているわけでありまして。えー議員のご指摘のように、透明性、公平性、適正あるいはまた公正というようなことまた信頼性の問題などもそれで私どもはあの変わらないようにということを進めているつもりであります。えー後担当の方からお答えいたします。

まちづくり政策課長

えー今年の4月から11月までの予定価格に対する落札価格の比率でございますが、81件入札を行いまして落札率は92.66%ということでございますが、なお設計金額からあの予定価格を予定価格が設計金額よりも低い金額で設定をさせていただいている状況もございますので、そんな状況でございます。

議長

改革について。

まちづくり政策課長

入札制度は議員ご指摘のとおり、一つの制度を導入いたしますとそのメリットあるいはデメリットあるいはいろいろの問題の発生等想定されるわけでございますが、

現在町では指名競争入札それから制限型といいますか、制限型一般競争入札、それから農政で実施をいたしましたV E方式での入札1件、あるいはあの随意契約というふうな形での入札を行っているわけでございますけれども、これも法の地方自治施行令の法の主旨、それから町の財務規定の中でどんな形での競争をしていただくのが業者にとって一番いいのか含めまして、常に検討をしておりますしこれからも検討続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

8番(宮原)

はい、県などは85%とか何とか、そのへんなどが主ではないかと思えます。小さい工事ですからどうしてもえー高めになるのは仕方がないことなんですが、出来るだけ安価に競争が出来るような方法、指名競争入札でなくて他のことも考えることも検討してもらいたいと思えます。

次に辰野病院の建設工事の入札について質問いたします。えー今年4月24日の入札結果、ホームページに載っている入札結果では、病院の基本計画見直し平面計画については見積り入札で日本メディカルケアシステムが231万円で落札したと載っております。この見積り入札については何社が参加して見積りを取ったのか、えーその何社かをお答え願います。

辰野病院事務長

えーとえー本件はえー金額さきほど言いましたように2百数十万の金額でありましたので、病院の方で施行させていただきまして、えー1社から随意契約でえー見積りをいただいて契約をしたものです。なおあの日本メディカルがえー14年の時に既にやってあるもののあの基本計画や平面計画の見直しということでもありますのでそういうことで1社で行いました。

8番(宮原)

えー1社だけしかその入札に参加できないというような何か構造的な制度的なものがあるのかなあと思うんですが、随契という非常に都合のいい制度もあるわけですが、そのとこもちょっと問題ではないかと思えますのでお聞きしたいと思えます。えー事務長の話では年度内に実施設計が完了して1月には工事着工するということでもあります。さきほど言った基本計画の見直しが行われて病院、こんな病院作るんだよという合意が出来てそこから実施設計が行われて実施設計に基づいて工事の入札が行われるのではないかと思うわけです。えー今月の内にもう実施設計が出来てくると同時にすぐ、えー工事するという忙しいわけではありますが、この実施設計の見積もりといいますか、これはやはり随意契約でやっているというふうに考えてよろしいでしょうか。やってしまったのか、これからやるのかそれも含めてお答え願います。

まちづくり政策課長

えーと辰野総合病院の実施設計の業務につきましては、えー今年の9月に入札を実施をいたしました、えーこれはえー(株)日本メディカルケアシステムの1社での見積り入札でございました。以上であります。

8番(宮原)

えーと情報公開のことに重なるわけですが、9月に今入札、随意契約でしたという話でしたが、我々も何にもまあ聞いてありません。えー特別会計ですので、あの議会の議決等はいらないわけでありますが、えーそういう様子も情報も早く流してもらった方がいいのではないかと思います。それで今の話なんです、なぜそれが公開されなかったというのも後で説明してもらいたいと思います。えーあの基本設計が出来ると、基本設計が出来てどういう病院造るかというふうになってから、入札して実施設計、随意契約でなくてまだ他の業者もいってもっと他の考えもあるかも知れないということで出来るだけ競争入札にもっていった方がいいのではないかと、いうふうにちょっと考えたもんですからお聞きしたわけです。

えー次の質問に入ります。町の大きな病院建設に地元の各業者も必死で受注に取り組んでどんな入札になるかと見守っているわけであり、町のお金で造るものでもありますから地元の業者にも仕事が出来るとも配慮することも大切であります。本体工事は町内業者では難しいかもしれませんが、ゼネコンにではなくせめて長野県内または南信地区の業者に地域指定の入札のような方法を取ってもらい、また設備や電気、外構などは町内業者もかわれるようにすることが必要ではないでしょうか。さきほども言いましたが財政も厳しくより良い物を安価で建設することが求められていますが情報公開大前提に透明性、競争性、客観性、公平公正性のある入札が求められておりますので、病院建設はどのような入札をするのか、えー今考えていることをお聞きしたいと思います。

町長

入札の方はまた担当の方から申し上げたいと思いますし、前段の質問に対しましてもお答えを担当の方からいたしますが、あの私今お聞きしてですね、非常に矛盾を感じるんですけども、これ無理からんことだと思いますが、さきほどのように指定管理者などは出来るだけ地元を使うように、えー入札の方は一般競争入札しろというまあ理論的には日本中へということになりまして、一番安いとどこであってもいっちゃう、出来るだけ地元にお金落とすように、同時にこういう入札は一般競争入札でやれということ。ゆっていること違うほうへいっちゃいますよね。しかし落った場合に地元の業者をできるだけ使うようにというふうなことで、その辺をあのクリアーしているのかなあとと思いますが、ちょっと私分かりませんので、そういった意味が。えーわからないということこれから決めなければいけない大事なところにきていますので、そういったご意見も拝聴したいと、こういうような意味で私が質問じゃおかしいですが、次の質問の中で、質問で含めてゆっていただくと私はありがたいなと思います。お答えに対しましては、じゃ担当の方からお答えいたします。

助役

今のあの病院のですね、建設の入札につきまして、えーまずまだ決定はしておりませんが、病院の建設につきましては今実施設計を組んでいるところでありまして、年が明けたところでその実施設計が出来上がってくる予定であります。そうなりますとおそらく入札

がえー1月の終わりから2月当たりか、早くてそんなあたりかなというふうに今予定をしているところでありますけれども、そうなりますと、その時期に合わせて業者の指名をしていくのか、今後私的のような一般競争入札に行くのか、えーその他の入札方法があるのかということになるわけでありまして、えーそうなりますと年内あたりには大体方向を出していかなければいけないかなとは思っております。で今委員会の中ではどういう入札方法がいいのかということのいろいろな角度から今研究をしている最中でまだ決定はしておりませんが、少なくとも、例えばあのスーパーゼネコンどうするかとかという話も一般競争入札にしてもですね、実際に病院の建設の経験のない業者が受けて果たしてできるかという問題もあるわけでありまして、えーそういうことからいきますとある程度の制限を付けるといいですか、条件を付してのえー一般競争のような形でいかざるを得ないという状況ではあります。したがって、最低限何床以上の病院建築を経験した業者あるいはその中に代理人が係わった人が今回も辰野病院の建設に係わることができるかという部分もありますし、えーその他地元業者という問題も含めていきますと、ご指摘のように単独ではおそらく、そういうことでいきますと入札資格がないわけでありまして、そういうことでいきますとじゃあJVを組むことが可能であるかということも考えていかなくちゃいけない。いろいろのことを今研究をしながらえー大体年内位にはある程度方向性を出して入札の形を持っていきたいと、こんなふうに考えております。とくにあの設備であるとか、電気関係に付きましては、特殊なあの病院ということでありまして、特殊な工事になってくるわけでありまして、とりわけあの躯体の本体工事よりは電気設備の方が少し特殊性があるのかなというふうに考えております。で前段のえーそんなことで今進んでおりますけれども、前段の入札の関係に付きましては、今まちづくりの政策課長の方からちょっとあの説明をいたしますのでよろしく願いいたします。

まちづくり政策課長

本年度発注いたしました辰野総合病院の実施設計の業務委託の関係でございます。これに付きましては1社であったわけでありまして、平成14年度にえー実施をいたしました辰野病院基本計画を策定する時に病院の建設の実績のある数社からプロポーザルで提出をいただきまして、えー業者の選定を行いました。その段階で引き続き実施設計、監理監督まで含めて対応ということで決定をしているものでございまして、そういう意味で1社での見積り入札という形になったものでございます。それからこの1件があのかのこの件がホームページで公表をされなかったということでございまして、調べましたところうちの方で手違い、他意は全然ございませんが9月の12日に行いまして、9月の8日に行いました入札においてあの落、業者決定をしたところでございますけれども、ホームページへの掲載を、が手違いがあったということでありますので、お詫びを申し上げます。今後そういうことのないように全て公表をしているものでございますので町民に知らせて参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

8番（宮原）

時間がないのでえー今のことは議会にもちゃんと報告してもらおうようにお願いしたいと思います。あの入札制度のことは非常に難しくてどれがいいというのがなかなか言えないわけでありまして。えー町の大きな事業でありますので、地元の業者も多少は係わりたいと思うのは情でありますので、そのへんは考えてもらって町民の納得できるような入札でより良い病院を造るようにしてもらいたいと思います。それから随意契約の問題 1社というのですが、既に 1 回辰野病院、今の所へ造るといことで設計してあるわけです。今度場所が変わってもほとんど内容が変わらないと思いますので、その場合には設計料はかなり安くなっていいのではないかと思いますので、さっきの随意契約の金額もちょっとわからないわけですが、その辺もほんとに考慮されてやっているのかというようなことも難しいと思いますし、大手ゼネコン経験がなければだめだということで、大手ゼネコンということあるんですが、長野県内にも優秀な業者おりますので、地域特定とか、えー辰野、上伊那、諏訪とかいうこと可能だと思いますのでその辺を良く検討して良い病院を造ってもらうよう要望して質問を終わります。

議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は 12 時 5 分といたします。

休憩 11 時 55 分から

再開 12 時 05 分

議長

進行いたします。質問順位 14 番 議席 4 番 小林光夫議員。

【質問順位 14 番 議席 4 番 小林光夫議員】

4 番（小林）

地方分権の是非について質問します。地方の政治は地方自らがやる地方自治、あくまで日本の国の政治の中で国の法律の範囲内で自ら住む地域の政治を行うことであり、憲法第 8 章にも地方自治としてその位置づけが定められております。現在に至るまでもその地方自治の度合いは様々な沿革を経てきているわけです。こと、現在においては、より地方自治の度合いを大きく地方分権を推進する世論と制度が主流になってきております。一つには平成 7 年に地方分権推進法の成立を基に議論の段階から執行の段階に入り、地方分権の推進は明治維新、戦後の改革に次ぐ第 3 の改革とも位置づけられています。ではなぜ地方分権の推進なのか、地方自治は民主主義の原点、地域の実情にあった行政を行うこと、国の役割を少なくし、行政の簡素化を図るといことが上げられます。経過的な見方としては、今までのより中央集権型の行政システムの問題点に対する改善でもあります。私が問題としていることは、こういった状況の中での世論であったり、それぞれの理念であります。大筋では地方分権を良しとし、中央集権は悪しとすることでありまして。近代においても大日本帝国憲法の基の強力な中央集権に対する批判もあるでしょう。あの伝統的民主国家アメリカ合衆国が地域分権が強いということもよしとする見本であるでしょ

う。地方の活力の向上のためということもあるでしょう。ごく自然で美しい理念のように感じます。しかし、私はこのような体制の世論に対していささか疑問であり心配も感じてきました。民主主義ということ言えば地方の政治に対しても、国政に対しても自由に物が言えることを尊重し、地方自治に関係なく民主主義がより実現できればいいと思います。自らの地域が自ら望む政治を行うことはある種の願望であり、それは尊重するものであります。しかし、それが国全体において、世界において、世の中において良いことかどうかということはまた別の問題にあります。確かに今までは国の指導のもと、必ずしも地域の実情に伴わなく国全体においても無駄と思われる事業が行われてきたという負の実情も幾つか上げられます。しかしながらそれらの過ちは過ちと認め、今後改善し国全体で無駄のない合理的地域格差を少なくし、住民、より良い住民のより良い暮らしができることが重要であります。その中で地域の実情に合った地方政治を行うための手段としての地方分権は必要であるが、このような全体的な地方分権の推進の考え方は、あくまで主義としては成り立ちますが、それが現実全体的な世論になっているということはどうかなあと思うところであります。私自身は、基本理念として地方分権という考え方は持たないで行きたいと思えます。町長は地方分権の推進の是非についてどうなのかお聞きします。なお、地方分権を進めるにしても、財政が基になりますが、そのことについてはこの後質問していきたいと思えます。

町長

地方分権の理念についてのご質問であります。今国で問題になっているのは、地方分権に、今の後で質問されるという財源、税源がついてこないんで困っているわけでありまして、分離して話すことは中々できないことであります。えーただ地方分権の理念という形でいけば今議員がおっしゃったとおりかなと思えます。やはりあの国がやるべきこと、地方のやるべきこと、今の熟成した民主主義はやはり住民の皆さんの気持ちを体して政策を打っていくことが一番重要でありますので地方でやるべきでしょうと思えます。たださきほど言いましたよう、昨日も言いましたように、国策的に国防だとか金融だとか法律を作るだとか、そのようなことに関しましては国がやるべきことであるというふうに思えます。えーただ今まで高度成長以前、終戦以降の日本におきましては、国全体も地方にもお金がなかったりする中で、あのインフラ整備が非常に遅れておりまして、地域間格差を減らすために国の方が指導で補助金を付けて、それで小さい、小さいと言いますか人口少ない所であろうが、山間僻地であろうが、まずは舗装にすることから始まったわけでありまして、橋を架け安全な橋、同じようなことやったわけですが、ただ一応のインフラは出来たというんですが、まだまだ私は進んでいないと思えますけれども、えー地方格差は相当あると思っておりますが、そういう中で自主的なこの民意を汲んだあの施策という意味では、あの地方分権は進むべきだというふうに思いますが、さあ、あくまで理念で、ただその裏に何が潜んでいるかということを見抜いていかないと単純には答弁できないところであります。地方6団体が掲げて県知事会、県議会、市長会、市議会、町村長、町村議会と一体なっている6団体ですが、毎年運動展開し

ているのは、その理念でなくてその実質的にやられていることを今見抜いてやっているわけでありますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

4 番（小林）

まあの理念については、えーま様々あると思いますが、えーその根本となる、えーと地方財政の改革、三位一体の改革について質問します。地方分権などなのから、地方での使う税源は、地方自ら確保していく改革であります。そしていよいよ来年度その税源移譲がなされます。その方法は、国が集めていた所得税を減税し、その分町が集める住民税を増税するものです。結果住民の負担額は変わらず、税源移譲が行われます。一般サラリーマンにとってはいずれにせよ給与から天引きされるので、納税についてはほとんど変化はありません。問題はアルバイトの人なんかは、所得税が減るので給料としてもらう額が増えるのです。その増えた分を住民税として改めて増額して納めなければなりません。確かに負担額は変わりませんが、天引きされるか改めて納入するかでは納税の確実性が心配されます。納税者の意思が問われるわけで、そのことが特に問題で、我が町では、えー他市町村から視察に来るほどの強力な滞納に対する条例もあるわけです。あるいはそれこそ、その条例の効果が発揮されるでしょうか。まさに時代を先取りした条例制定であったでしょうか。以上のような心配もあるのですが、町の徴収額が増えることに対して、意気込みというか、えー想定と対策をお聞きします。

町長

えー大変残念ながら、あれですね、所得税が住民税に変わると、住民の皆さんの負担は同じで、今まで国に行った分がこの市町村に入るということも、それは税源移譲の中の一つでしょうけれども、三位一体と自分でおっしゃっているわけですから、三位一体全部考えないと、一つだけ増えてさあ意気込んで頑張ってみるといってもですね、いつも言っているとおり、こんな騒ぎに地方はならないわけでありませぬ。一部そういったことがあってもですね、他の方が削減されているわけですよ。まず最初は国庫負担金の削減と言っていますから、国庫負担金がどんどん下がってきております。次は、交付金は、国の方は交付税と言っていますが、交付税の見直しですから、交付税を見直した以上はどんどん下がってきています。その代りにあの権限委譲もあるんですけども、税源移譲もするということで一部はよこすということでもありますから、総体的に見ないと、総体というのは一家の家もそうですけれども、えー皆の給料が下がっているのに、こどもの給料一部上がった。さあこれで意気込んで何とかやれということにならないですね。総体から見ないと、課長の方からお答えいたします。

町民税務課長

はい、えー議員おっしゃるとおりにあの住民税が比例減税化に伴いまして、大多数の納税者は、所得税が下がり住民税が上がる。こんなような状況になるかと思っております。このことについては、住民の皆さんに十分理解をしてもらう必要がありますので、ホームページだとか「広報たつの」あと税源移譲のリーフレット、隣組回覧を予定しておりますが、それらいろんな方法を使って住民の皆さんに理解をしてい

ただ、こんな方法を取っていく予定であります。後その滞納関係ですが、滞納対策室を中心により一層まあ滞納が増えないような形にしていくというのが、我々の使命でありますのでそのような努力をしていくような事を今考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

4 番（小林）

えー今の質問は、えーあの質問の大方の主旨とはちょっと反するのですが、あのその税源移譲のついでのえー徴収のそのついで、あのその質問したわけで、まああの町民課の方の説明もありましたが、まあ大変の中やっていくということですが、一番はその所得税が所得税天引きされて、のでいったわけですが、まあアルバイトにしても住民税も天引きしてこううまく会社でもやっているんで、そういう方向が実現できればそれが一番いいわけですが、またそれはえーいろいろ制度とか、事業者が大変なあれになるんで、また今後の課題ということになるかということでもあります。で、えー町長の答弁で全体的にこの三位一体の改革についての話しでしたが、それで次の質問に移ります。えー町長は三位一体の改革について、再三昨日の答弁でも申しておられましたが、えー交付税を予想以上に切ってくるがその分税源移譲は進んでいないと批判していましたが、これでいよいよ税源移譲がなされてきているわけです。私はより心配になるのですが、税源移譲され堂々と地方交付税が削減される方がなお心配であります。財政力指数約 0.5 の我が町にとっても例外なくえーマイナスの方が大きいと思われまして、えー税源移譲が進んでいかないという今までのその言い訳ができなくなり、なお、大変な事態になると心配しますが、えー三位一体改革が進んでいくことに対しての、えー税源見込み対策をお聞きします。

まちづくり政策課長

えーと今後の財政見込み並びに対策ということですが、ご存知のとおり平成 19 年度の国の地方交付税あるいは地方特例交付金等の制度のあり方につきまして、今財源も含めまして国で財務省と総務省で綱引きを行っているという状況のなかで、まだ最終的に数字が出てきておりません。県の説明会も例年ですと 12 月の中旬には実施がされたところでありまして、今年につきましては 27 日という極めて年度末になっての説明があるようでありまして、現在のところ具体的に数字は示されてきておりませんが、現在分かっている範囲でお話をいたしますと、あの税源移譲の関係で所得税から個人の住民税所得割に振り変わる分、それからそれに伴いまして、えー来年から所得譲与税が廃止、排目になってまいります。そういうことの中で、辰野町においては若干えー住民税の所得割の方が多くなるのかなあという見込みは出ております。それから地方交付税の関係につきましては、ご存知のとおり新型交付税を来年からしていくということでございまして、えー従来型との 2 本立てになってまいります。これに付きましては、算出のなんていいですか、算出の基礎の簡略化それから項目の削減というふうな部分を含めましてなされておりまして、えー市町村においては、人口 10 に対して面積 1 ということで、それぞれ補正係数を掛けているものでございます。特に面積につきましては、辰野町 169 k m²あるわけでありまして、これに地目によりまして補正係数を架けますので、辰野

町の交付税対象になる面積は 48.76 k m²になります。これにつきましては、宅地が 1.0 それから田畑が 0.9、森林が 0.24、その他が 0.18、牧草地等が 0.18 というようなことで、えー算出をしてまいりまして、これにつきましてもまだあの総額が確定してございませんので本当の仮置きを数字を基に、各市町村試算をしている段階だろうと思いますが、辰野町においては若干あの今までの項目との比較のなかで言えば若干プラスになるかなということでもあります。ただ従来型の部分につきましては、減額になってまいりまして総額では、今の段階で出口ベースで 2.5%の交付税の減といわれておりますけれども、今の所最終的な国の額の確定がございませんので、はっきりしたことは分かりませんが、状況とすればそんなところでもあります。それから地方特例交付金につきましては、えー減税補填分にかかわる分、それから児童手当分にかかわる分でございます、これらを合わせますと 50%を越す減額が見込まれます。えー辰野町におきましては今年 7,600 万の予算を計上いたしましたので、それが大幅に減ってまいろうかと思っております。また、地方交付税につきましても増えるところはありませんけれども、えー減になるところがかなり出て参ろうかというふうに思っております。トータルとすれば、地方交付税については減額で対応せざるを得ない状況でございます。それから減税補てん債につきましても来年から廃止になりまして、これにつきましても 2,430 万程の辰野町減になって参りますので、財政状況につきましては極めて厳しい、今年よりも厳しい状況が続くということはないというふうに思っております。いずれにいたしましても一定程度数字が明らかに国で示された段階でうちの方 19 年から向こう 20、21 年の財政の健全化計画の見直しをしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

4 番（小林）

えーまあ、次の質問の方にも触れていただいたような感がありますけれども、まあ以上えー大変な状況あのまた国との駆け引きがある中、えーなお一層えー交付税を求めていかなければいけないと思うわけですが、えー今後受けるべき理由、条件はどうしたらいいか、昨日も町長の答弁の中でありましたが、えー人口割りだけでなく、面積割ももっと増やしていくべきでないかと聞きました。えーまた、えー農地ということでもなく、辰野町は特にえー山林が多い中で、そういったところに対するえー交付税、まあ人の意見であります、地方は人材を都会へ供給しているのだから、単に人口割は不公平で、出身地に対して対象にするなど、あるかと思っております、えーあのそれは課税の対象ということに置き換えても考えるのかと思っております、えーそのことをまた改めてお聞きします。

町長

えーと、さきほど来言ってますように、あの地方交付税が下がってくる。一方で税源移譲が行われる。合計してやってみるとどんどん下がっているということでありまして、議員もご指摘のとおりであります、それに対して交付金をもう少しもらう理由つつうふうに言われておりますが、新型交付税のあの方針の中では 10 対 1 という。1 が面積という形になっております。それで理由付けを一生懸命やっっていけばもらえるというものではないんですね。辰野町だけが交渉してもらって

けるかというところではないです。ということは、国が大枠で交付金を減らしちゃったということですよ。総体枠を、したがって後はあのそれぞれから上がってきたあの市町村の基準、これは変わりませんので基準によってあの減ったものを分配してますので当然全部減っていくと、まあ特殊事情があるところは一時的にはあのあがる時はありますけれどもそんなことであります。で、えーじゃあその例えば事業のですね、補助金を付けるように、なんか特養なんかもう一回建てるから国に交渉するとか、こういうもんで、交付金をあのさっき駆け引きと言いましたけれども、駆け引きだとかあの要望、昔で言う陳情、そういった形でそれぞれの市町村が国県にお願いしてもらえるとというものではないです。総体額が下がっている。国の方針がそうです。したがって6団体によって交付金を下げるのではないと、その枠を確保しないと、国が枠を確保しない限りだめで、だいたい算定基準によって分配金が大体決まってくるんですが、交付金の、各市町村の、それからまた財務省が足切20%とかですね、15%とやるからますます下がってくる。で原因はどこにあるかと言いますと、これは国の方もいつもお話ししているようにくどい話ですが、約80兆円位の年間国家予算に対して、約10倍に近い借金が国債という形で借金をしている。これを子々孫々まで借金を残すわけにいかない。じゃあデフレにしちゃって持って行ったらどうかとかですね、あるいはいろんな方法も理論的には考えている学者もいるようであります。デノミネーションをおこなっちゃったらどうなんだとかね、要するに国民から借りているお金の価値を下げたしまえと、こういうことなんですね。逆にインフレにしてしまえ。インフレが一番近い方法でしょうけれど、そういった理論的には。だけど目先やはり支出を止めてしまえということですから、市町村へいつか止めてきちゃうと。やっぱり頭のいい官僚の皆さんが考えることですから、それだと猛反発に合うということになりますので、こっちを出しますよ。たまたま地方分権を進める。だから税源移譲もしますよ。しかし、こっちは出しませんよ。訳がわからないように作ってある。でももうここまで来れば裏に何が潜むかって、誰が見ても分かりますから、どこの市町村もどんどんどんどんあの国の方からあのいただくものは下がっておりますので、もう何をやらんかとしているものは見抜いているわけでありますから、全体、総体的な金額を上げて行くように、まあ各地方全部ですね、県知事を先頭にしてやっていかない限りこれは難しいだろうと思います。あのそんなふうな観点、そんな観点からまたあの次の議員の方策といいますかね、その中でどういうふう生きるかとかですね。そういったことまた提案していただければお答えしたいと思います。まあ財源、税源に関してはそんなところでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

4番(小林)

もちろんまあそこで理由付けして、まあその年の交付税、我が町の交付税、金額が決まるという物ではありませんが、まあ今後の狙いとして、そういういろんな考えを主張してまあ運動していくというようなあのこと、今後の全体的なその地方行政に向けて、えー考えとして持っていくということも大切かと思ひます。で一方で地方分権、三位一体の改革自体を町長は推進した形で答弁して今までもいるわけで

すから、まあそういう中で、でももちろん地方の訴えを、補助金というものを、あの地方交付税に対する、私の聞いた理由付けじゃないけれども、そういうことでこう言っていくことも何かいさぎ良くない感じもするわけです。あの総論、三位一体改革について、総論賛成、各論反対というのがまあ大方のえー意見じゃないかと思いますが、まあ私はあえてもう考え方を改める必要があると思います。えーまあ総論反対、各論対応というスタンスで行うことはどうかと思います。もはやえーまあ、ある種な無理なプライドなど捨てるべきではないでしょうか。えー私は基本方針としてのえー脱地方分権、脱地方自立を宣言するわけですが、えー補助金のえー削減に付いては今までの例にもよりますが、過度な建物、箱物建設、土木建設が抑制されることと、大まか賛成ではあります、心配なのはえー自主財源確保が更に必要に迫られ、弊害を伴うような自治体間競争によったえー住宅建設の推進、えー産業の推進、観光開発、都市計画等をしなければいけないという気運も迫られるということにあります。えーそういうことかも交付税の見直しではなく、交付税の逆に交付税の充実がえー必要と思うわけであり、また、地方自治に向けて市町村合併が進められているわけですが、ああ地方自治でなくて地方自立に向けて、失礼しました。訳ですが、合併しても更にえーほかの市との格差、競争はなくなるわけではないわけで完全ではないわけで、広い意味でえー今までどおり、国県の調整している中での形が良いかと思えます。えーそういうことであの三位一体改革について財源も含めて、えー地方分権について改めて質問いたします。

総務課長

はい、どういうふうにお答えしたら喜ばれるか分かりませんが、あのやっぱり国の方針として地方自治体にこういる者にとっては方針に従って、それをより効果的に進める。より住民の皆さん方にその範囲内でサービスができる。こういったことを目指して行っているわけでありまして、ただ今みたいなあの国策みたいな話になるとなともお答え様がないということになるのかと思えますけれども、主旨に関しては承りましてまた施策の中に生かせるかと、そんなふうに思います。

4番（小林）

いろいろあの私もちょっと難しいこと言っているような感じでもあるわけですが、要はそういう風潮ですね、もう地方分権という響きの中で、私も地方議員であり、えーまあ地方が自立、議員のくせに地方分権じゃなくて、じゃ地方自立しなんで今までどおりまあ国のお世話になって何事だてというようなこともあるでしょうし、えーまた国会議員に至ってもあの地方から出て行くわけだから、地方分権について今の流れについて異議を唱えると、まあだいぶあの反発も食うんじゃないかと思うんですけどね、単にその雰囲気的なその世論に流されなく実態的にえーその、えーその住民にとって全体的な世の中にとってどうなのかという観点にフラットに戻っていただいて、地方分権ということはえーだとか地方自立ということはえー良しなのか是なのかまあその辺とこの意見としてお伺いします。

町長

えーとさきほど脱地方自立だとかですね、脱地方分権と言ったんですが、脱とい

うことは、それを止めるという意味なんです、あのそれでよろしいのかどうか次の質問の中でもし言えたら、そうでないはこちらの方が組み立てができませんので、お願いを申しあげたい。こっちからの質問という意味じゃなくて、あの意味を分からせていただきたい。こういう意味であります。それで地方分権その他についてのお考えであります、とにかく今総務課長の言うように、国の方から決まってきたことに対して法律になっちゃっていますので、官僚の考えることは全部法律です。それを従いませんと法律違反でありますので、国の方へは 6 団体でお願いしながら、もちろん国会議員にもお願いしていますが、国会議員も複雑怪奇な法律を作られておまして、官僚に聞いてやるのが精一杯のような状態。同時にまた選挙区にしょっちゅう帰ってなければ次の選挙に落選するという、うまいシステムになっておまして、やはり官僚にはあまり反発できないような状況に今政治があるので非常に残念なんです、まあしかし国民世論として展開して、大騒ぎすれば国の官僚も考えざるを得ないだろうとこんなふうに思います。しかし、その中で与えられた金額で、昨日も言いましたが 87 億がもう 70 億になっております、辰野町は。いくら税源移譲があっても全部加味しています。そういう中で、町自体がスリムになるように職員の数の削減、それから事業に関しましても、あれもこれもからあれかこれか選択して、住民世論と良くコンセンサス図りながら選択の事業していかざるを得ない。こういうことありますし、また昨日の質問にもありましたけれども、あまり赤字が出ている所に対しましてはどういうふうにするのか検討に入らなければなりませんし、あまりこの背負いきれない所は一部止めても、というような形でウォーターパークなどもその一つの現われでありますし、給与削減なども地方は議員さんなど始め、我々も職員も頑張っってそれに耐えながらあの少しでもこの町の運営落とさないように、頑張っってやっているとあります。その状況をまた良くご理解のうえまたご協力いただきたいとこんなふうにも思っているところでございます。以上であります。

4 番（小林）

えーと私はまあ、あえて分かり易く脱あの地方分権というようなことを言いましたけれど、まあその前に前段に言いましたが基本方針として、あの政治理念としてそういうものを持っているかということで、多分おそらく多くの皆さんはこの流れの中で、えー基本的には地方分権ということで進められているでしょうけれども、基本理念として持っているんでしょうけども、えー各論的にいろいろ問題があると思うんですけれども、そのようなもう根本の所が違うという、その中で地方分権という考え方も大切に取り入れていかなければいけないということでもあります。それであのまあもちろん法律で決まっていることに対しては、国の方針についてはそれに従って対応していくというのはそれはもちろんであります、ただそれについての意見についてもということはそれは自由にやって、今後のついてそういうことは重要でありますし、えー私もじゃ議会で反対してきたことでも、ああ議会で決まれば、それ町の施策であればそれは従っていくのは筋でありますし、税金払うのがおかしいから払わないということはないわけですので、えーそういうことであのえ

一まあ単にそのじゃあやはり地方分権についてまあ今までのこの国の方針、今までの流れ、憲法等、憲法は別にそれを主義をいっている訳じゃないですけども、それについてまあ基本的には是なのか私のようにまあ批判的な立場でそれじゃあ法律で対応、一応流れに対応していくのかということ、えーお聞きするわけでありませう。えー時間がきましたので、次の質問にもしそんなことが加えられましたらあのお願いたします。

えー次の質問ですが、健康保険の一元化について質問します。現在国民年金は国で運営していますが、国民健康保険は町で運営していることから、町での運営はいかにも酷だなと思うところからあえて地方分権の件名の中に織り込まさせていただきました。えー健康保険、医療保険ともいわれますがその種類は国民保険と会社員が入っている社会保険、公務員の共済保険のような、えー勤務先も係わる被用者保険とありますが、特に国民保険は老人やフリーターなどが入っている割合が多く、えー経営は極めて困難であります。ふー住民誰もが直接えー失礼いたしました。適切な医療が確実に受けられるようえー助け合い制度がより生かされるよう、えー国民保険と被用者保険の一元化が望まれると思うわけですが、実際に検討もされているようであります。えー中々それぞれの保険者の利害があり中々進まないようであります。えーまあ町長はじめ被用者保険に加入している役場の職員の皆様をお願いする形で恐縮するようであります。えー被用者保険に加入している人もいずれは国民年金に入るわけで、えー老人になり一番恩恵を受ける時は国民保険であります。あさきほど国民年金と保健を言い間違えたかもしれませんが。その辺のとも含めまして一元化が望ましいし、えー自然なことだと思いますがどうでしょうか。またはそれが叶わずとも国民保険の運営を県や国などが大きくしていくことも望まれますが、やはり被用者保険との一元化の方がはるかに望ましいと思います。えー町長の一言でその制度が変わるというものではありませんが、医療保険の一元化は年金の一元化に比べましてはまだ世論の高まりは薄いと思います。辰野町民の大多数が辰野病院の存続、新築を望むように世論を高めていくことが大切だと思いますので、よろしく願いしてその一元化に付いてえー意見をお聞きします。

町長

次の質問で健康保険の一元化ということでありませう。私も前から思っていますとおりの保険というものは広く広くしていくほどこの効果はなすわけでありませうし、原理的にそういうものであります。特に国保税は市町村がやっていますので、これも一元化していただければ大変結構なことだと思っております。前段の部分に対しましては助役の方からお答えいたします。

助役

それではあのさきほどの地方分権三位一体の関係でありますけれども、さきほど来町長の方で言っておりますとおりの、私もですね、地方分権と三位一体改革というのは、一連のものだというふうに捉えておりますし、まずはこの地方分権一括法ができたのが平成 11 年前後だったと思いますけれども、一番のこの問題は、地方にできるものは地方にということが一番の基本理念の中で地方分権の推進がなされ、その中

の一つの方法として三位一体改革がやることによって地方がより国、県の関与をなくしてですね、地方に力をつけるという、そういう目的の中でこの制度ができたわけでありますので、その中で今国の方でもこの三位一体改革のいわゆる国庫補助金、負担金あるいは地方交付税、それに減額する代わりとして税源移譲ということであるわけでありますので、この辺に付いてはあの法の中で今きちっと論議がされてくる、えーこれは避けてとおれない事実であろうかと思っておりますので、問題はそれぞれの三位一体改革の中にある具体的な方法がまだまだ国の方でもきちっとしたものがまだ示されてきていない。ということになりますと地方が中々この辺の所様子を見て国の方針がきちっとしてこないと地方も動きがきちっとしたものがとれないということにもなるというわけでありますので、さきほども議員の地方交付税を重要視したいということと言われましたけれども、私はまったく逆でありまして、地方交付税を減らして自主財源を増やすことが地方自治に力をつける唯一のものであるとこういうふうに捉えているわけでありますので。そういう観点でいきましたも三位一体改革の中身にそれぞれ枠を枠といいますか、域を脱しない範囲内の中で、議員さん共々にですね、国の方にも、えー提言もし、意見を申し上げながらきちっとした制度にしていければいいのかな。こんなふうに思うわけでありますのでそんな点でご理解いただければありがたいと、こんなふうに思います。

議長

ただ今より昼食を取るため暫時休憩といたします。なお再開時間は午後 1 時 40 分といたしますので、時間までに入場の方をお願いいたします。

休憩 12 時 46 分
13 時 40 分

議長

休憩前に引き続き再開をいたします。質問順位 15 番 議席 13 番 遠藤裕子議員

【質問順位 15 番 議席 13 番 遠藤裕子議員】

13 番（遠藤）

それでは通告してありますように、男女共同参画づくりについて一般質問をさせていただきます。国が平成 11 年の 6 月には男女共同参画基本法を制定し、国が 21 世紀の最重要課題と位置づけ取り組みを始めてからもう 7 年になります。その間、長野県でも平成 13 年から 17 年までを国の法律に基づいて「パートナーシップながの 2 1」、長野県男女共同参画 5 年計画を策定し、平成 14 年 12 月には、知事部局と県議会が共同で取り組んだ長野県男女共同参画社会づくり条例が交付されました。我が辰野町でも平成 12 年 3 月には「ほたるの里 男女共同参画プラン」5 年計画を策定し、行政だけでなく町民や各種団体民間企業などが一体となって行動できるように取り組みが図られてきました。そして平成 17 年の 3 月にはこの 5 年間で社会や

町の情勢が変わってきていること等をふまえて、「ほたるの里 男女共同参画プラン」を見直し、改訂版を策定しております。また、この9月には辰野町男女共同参画社会づくり条例が制定をされました。この条例の制定に当たっても議会の総務文教常任委員会の審査の中でも、職場での育児休暇を取り易くすることや、休暇後の復帰の対応がスムーズにできるように、また様々な会議などにおいて、女性の参加がやり易い時間帯の設定など一層子育て支援が進められることなどを具体的な方策により、辰野町内の男女共同参画のまちづくりが進むことを希望して委員会はもちろん本会議で全員条例が成立を、全員で条例が成立しました。県の資料によりますと、18年4月1日現在で10市5町2村と17の市町村が条例の制定をしております。その4月1日現在では、辰野町では条例はできておりません。9月になっておりますので、でも県全体では4分の1の市町村が条例の指定をしているということです。そこから見ると私たちの辰野町も取り組みは早い方だと思いますが、そして条例ができてしまうとやれやれ一段落ついたというような感じになりがちですけれども、内容を充実していくというのはまさにこれからだということに思っております。そこで町長にお伺いしたいと思いますが、プラン改訂の推進の整備ということで、まず改訂版に出ている部分ですけれども、一つ目には庁内、に男女共同参画推進会議を設置をし、総合的、効果的な推進を図るというようにしておりますけれども、内容は総務課長を長とする各課長らによる庁内推進会議を設置し、定期的に会合を行い推進状況や各課の施策推進を図るというようなことで示されておりますけれども、このことについては現状どうですか、まずお伺いしたいと思います。

町長

では、午前中に引き続きまして、一般質問 質問順位 15 番の遠藤裕子議員の質問にお答えを申し上げます。男女共同参画社会ということで、私の一期目の公約でもありまして、こういった方向につきましてプランを作り、またダイジェスト版も住民の皆さんに配ったりして進めているところでありますし、まあしかし現実的にはなかなかあのそれがすぐに乗ってこないというのもよく分かってきておりまして、理論、理屈では分かるけれどもなかなか現実にできない難しさもあるようであります。これをやはり国の方針と言いますか、国もそういうような方針に動いておりますし、またそうあるべきでしょうと思っておりますので、そういった障壁を除くような方法も考えていかなければならないということでもあります。庁内には今もご指摘のような窓口相談ということでもありますけれども、まだまだあの具体的窓口を作りましても、それだけそれほどのいろんな相談もありませんので、結局兼務という形に執らざるを得ませんし、また推進をしていく立場でも相談をしませんと今どんどんと推進が終わって、後はそれに対する相談窓口だけだっっちゃうことでもありませんので、いま総務課長中心にそのように今やっているところでありますが、それでも町のほうも議員さんも女性が3名ということでもありますし、農業委員の皆さんも二人決めていただきましたし、しかし一人の方がこの間の災害で大変惜しいことをされて残念でございますけれども、また今後もまたああいったことに対しましては、女性登用とかですね、えー公民館長もえー長野県初の女性館長でしたが退官されて、また

引き続きこんど女性のあの次の公民館長を指名させていただきましたし。進めるべきところはだんだんやってはいるんですけれども、なかなかえー数多ずーとそうなるというわけにいかないのが現状であります。これに対しましても民間の皆さん事業家、事業者ともいろいろ話しをしたりすることもあるんですけれど、やはり生産優先、子育ての問題、また時間の問題、残業が出来にくい、いろんなことがこう絡んで参りまして思うに任せないところであります。しかし、進めていかなければならないし、それを、その障壁を乗り越えなければいけないことも事実でありますので、更に進めさせていただきたいと思っておりますが。まあそんな中でえーこれは熟成した民主主義の基本、まあ理念というよりもベースでありますから、ベースを作るにはやはりできるところからやるという、戦闘的にどんどん進めていくところも大事ですし、まず世論をかき立てなければならぬし、最初はあまり関心なかった方も、これだけ町もいろんな宣伝もしたり、チラシ配布また町の姿勢なども出していますと、だんだん関心持ってくれたり、「あ、そういうもんかなあ」、最初まあ表立って反対という人はなかったですけれども、「まあまあそうは言ったって」という人は大勢いたと思います。特にまた昔の教育の中で、学校教育で「男女席を同じゅうせず」とかですね、いろんなことがあった時代の背景もありまして、なかなか思うように任せませんけれども、しかしまあここまできますと、具体的な推進うんぬんばかりでなくて、相当あの住民の皆さん方の世論をそうあるべきだというふうなことで、ペース的には確保されてきているのかなと、こんなふうにも考えてみているところであります。そんなことで第1回の質問は答弁にさせていただきます。

13番（遠藤）

今町長がお答えいただきまして、町でもそういう点ではあの努力をしていただいて、ほんとに公民館長さん全県下少ない中、公民館長さんも女性を起用されているというようなことで、努力されていることは分かりますけれども、あの当初「ほたるの里の男女共同参画プラン」ができた時には、21年を目途に50%の女性の活用をしていきたいというようなことも言われておりましたんで、これは今後だんだん進められていく問題だと思えます。今の中の質問の中をもうちょっとお願したいと思えますけれども、庁内、ま、総務課長を中心に各課長さんが中心といいますか、参加をしながら庁内の推進会議を作っていくということですが、この中に女性を入れていくというような計画はお持ちでないでしょうか、如何でしょうか。

教育次長

えーと、あのこれにつきましてはえー第4次の行財政改革大綱の具体的方針の中で開かれた行政の推進として、男女共同参画社会づくりの推進が掲げられておりましたので、18年度には体制の整備ということで条例化をさせていただきました。まああの、それと今の庁内の男女参画推進会議の設置ですけれども、事務局は教育委員会にしましても、役場全体の課にまたがった関係の問題があります。そういう状況の中では総務課の方とまた連携が取れるような形の中で女性も含めながらの会議を推進をしていきたいと思っております。

13番（遠藤）

はい、その際には是非そのようにしていただきたいと思います。続いて次の質問に移りたいわけですが、辰野町の男女共同参画推進会議は公募も含む委員をもって構成をして、町民との連携を図りながら施策を推進します。というふうになっておりまして、その推進については町の施策を検討して具体的な提案をして、行事などを企画推進する。また委員会では、町の実施状況について報告をし、プランの推進状況を審議するというようになっておりますけれども、これは共同参画推進委員というのは、その設置委員会の設置要綱によりまして、10名ということだというふうに思っておりますが、その内容は関係行政機関の職員とか、企業また団体関係者、学識経験者、その他町長の認めるものですから、公募による野もこの委員ということですが、この公募は何人位を考えておられますでしょうか、お伺いします。

教育次長

えー公募の委員ですけれども、今まで設置要綱の中で規則があったわけですが、おー今回は推進委員会の関係は、条例化に基づいての規則を作っております。それで、組織及び任期の関係ですけれども、委員はさきほど町議さん言ったように10人以内で組織というような形になっています。それと任期ですけれども2年という形になっております。それとえー委員ですけれども、町長が委嘱するという中で識見を有するもの、それから企業及び団体関係者、それから関係行政機関の職員、それからその他町長が認めるものとありますが、この中に公募を含めるという解釈をしております。それで既に条例化をする前に、えー公募をかけておりまして、えー、プランどおりの公募をおこないまして、5月ですけれども1名の既に応募者がありました。それで現在も委員として活躍をしております。えー今後も町民の連携を図るために、このような公募をしながら期限が切れた場合には、公募をかけながら委員を推薦していきたいと思っております。

13番（遠藤）

あの公募をされてきた方は女性でしょうか、男性でしょうか。

教育次長

男性でした。

13番（遠藤）

そういうふうなことですけれども、やっぱり公募に女性がもうちょっとほんとに手を挙げてほしいとか、全てのことに言えることですが、そんなこといつも考えておりますので、行政もまたそんなご指導をいただきたいなと思っております。次に、次の項目は、事業者の連携を図り推進をするということでございますけれども、町では事業者が基本理念に配慮がなされているかどうか報告を求めるとか。また、事業者には役員についても可能な限り女性を登用するように努めることを求めるというようにしておりますけれども、そして町は庁内において男女共同参画推進会議が中心となって、職員の基本理念を深める研修の充実を図るとしてあります。これは役場内では確かにそうやってあの多くの方が勉強してもらってということは大変重要なことだと思いますけれども、事業者についての、ま、特に私はこの項目の中で思ったのは、ま、可能な限り女性を登用するように努めることを求めるとしており

ますけれども、役場自体のなかで管理職といいますか、まああのそういうところに一つ、一人もといいますか、補佐は管理者になるか分かりませんが、補佐が1名はおりますが、他のそういう管理職の登用のようなことをしていないで、事業者にだけ求めるのはどうかなというような気がしておりますけれど。如何でしょうか。

助役

役場の人事の関係になるかと思っておりますけれども、あの毎年この3月に定期的な人事異動を行っているわけですが、その中で今ではまだあの人事評価というのはきちっとできておりませんが、まあそれなりにですね、理事者としてはえー評価をする中で、適正であれば女性であろうが、男性であろうが、ということで特に女性だから管理職にしないということではなくて、適任であれば積極的に登用していくと、こういう考えで今進んでおります。

13番（遠藤）

あの女性の役場の中のそういう管理職やなんかに、登用についても今までもゆって参りましたし、他の審議会等にもそういう努力をしていただいておりますので、今後特に庁舎内のその女性の登用については是非管理職のところへも入れてほしい。あの今助役さんの言われるようにいつかの時期には入れていただきたいと思いますけれども、そういうことをしながら全体の意欲を女性自身も、意欲を持って仕事ができるようにしたいというふうに、これは要請をしていきたいと思っております。で、次に男女共同参画づくりの基本理念を著しく阻害した場合、苦情や相談に対応できる体制を整備します。そしてこの中では、男女共同参画推進会議の中に相談委員を組織をし、町民や事業者など申し出があった時には関係機関と協力し、適切且つ敏速な対応を取るとしておりますけれども、現在そういうような事業者からの申し入れとか、あの町民からの申し出というものはありませんでしょうか。お伺いします。

教育次長

えーと現在ですけれども、相談や問い合わせということで数件きております。これにつきまして、今年度ですけれども、県の男女共同参画センターアイトピア、岡谷にありますけれども、そちらの方と連携を取り合いながら対応しております。ちなみにアイトピアの方では、あー、一般の相談、それから専門的な相談ということで法律相談の関係、それから女性のためのカウンセリングの関係で、専門相談というような形で対応しております。

13番（遠藤）

じゃあの町自身には申し出で今のところ、そういうものはないということでしょうか。

教育次長

相談というようなことよりも、今はあーどっか問い合わせをしながら相談できる所があるかということが2件位あったという状況です。

13番（遠藤）

実際には全体的に、さきほど町長が申されたみたいに、この男女共同参画社会づくりが進んでいないで、そこまでいかないかなというようなこともあるかと思いま

すけれども、今後そういうようなことがあったら積極的にあの進めるような方向で
ご指導がいただけたらと思っております。

次、男女共同参画づくりの状況については、毎年度公開をして次年度以降の推進
の資料を提供すると共に広く町民の意見を聴取をします。そして町長は庁内推進会
議から毎年年度末には推進状況について報告を求め、その結果を広報、その他で公
表する。また、庁舎外会議は公表された結果に対する町民の意見等に対して関係部
署に報告をし、関係部署は必要な施策を実施する。としていますけれども、毎年度
の公開は町の推進会議が出されるものを、広報などであの公表していくことがいい
んじゃないか、この中でいいますと庁舎内にできた、町の中の推進会議の状態を広
報でしていくというようなふうに取りれますけれども、これは推進会議全体のことを
町民や何かに公表をした方がいいんじゃないかと私は考えるけれど如何でしょうか。

教育次長

推進会議全体を公表していくというような、そんなような考えをもっています。

13 番（遠藤）

そのとおりだと思って、私もその方がいいんじゃないかと、庁舎内だけの問題で
はないというふうに思っておりました。最後ですけれども、上伊那地方事務所の地
域政策課が主催をした、男女共同参画基礎講座というのが行われたわけですがけれ
ども、町はここには参加を参加されているのでしょうか、お伺いします。

教育次長

多分 11 月 28 日に開催された会議だと思っておりますけれども、あの、たまたまその
日ですけれども、担当者が他の業務と重なってしまって参加できませんでした。え
ーそれである他にも県主催の会議で年間をとおして開催しております、男女共同参
画指導者研修会等があるわけですがけれども、こんらあにつきましては出席しており
ますし、いろいろの関係の会議には職員はできるだけ多くの研修会、講座等に参加
をして努力していきたいと思っております。

13 番（遠藤）

はい、分かりました。あのこれは 12 月 5 日の「たつの新聞」に出ておりました
ので、どんな状況だったかとお聞きをしたわけですがけれども、こういう会議
がほんとに今次長も言われましたように、あちこちで行われたりしているもんだか
ら、一応担当の職員だけでなく、推進会議の人とか、また、あの女団連の役員
の人とか、これから男女共同参画社会づくりを推進していく人たちの中からそういう
講座を受けるとか、いろいろの勉強会に参加された方がいいんじゃないかって私は
思います。如何でしょうか。

教員次長

今町議さんの言うように、えーいろいろの会議が最近ありますので、そんらーの
会議に出席をしまして、いろいろ研鑽をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願
いしたいと思います。

13 番（遠藤）

だいたい質問はそういうことですがけれども、さきほど町長が言われておりました

ように、男女共同参画社会づくりの条例ができて、これに対しての関心というのあまり町民的といいますか、町民もそうですし、あの役場の中もそうだし、男女共同参画推進会議の人達は別にしましても、いろいろの役員の方もあまりこの関心を示してもらっていないってというような気がしますんで、この、これはやっぱりあの国際的な動きでもあるし、国の動きでもあるし、もちろん県もそうだし、町もそういう方向に行ってるわけですから、是非何らかの方法もうちょっと強めていって、全員ができるだけ参加をしていくようにしたいなっていうのも思っております。また、今まで長い間男性中心の社会がずっと進んできたわけですから、それを少しでも変えようというの男女共同参画社会づくりであり、その男性だけが責任を負うんでなくて、女性も一緒に責任の一端を担いながら、自分たちが住みよい社会づくりをしていくというのが、この主旨だと思いますので、是非そのようにしていただきたいということを申しあげて質問を終らせていただきます。

議長

進行いたします。質問順位 16 番 議席 3 番 宮澤清隆議員。

【質問順位 16 番 議席 3 番 宮澤清隆議員】

3 番（宮澤）

私で最後の質問になるわけですが、今定例会より議員自らの改革により議会活性化の取り組みの一つとして、対面及び一問一答形式の試行が始まり、これまでにほぼ全員が発言し活発な一般質問が行われたことを大変喜ばしく思います。私は通告に基づいて教育行政と自立のまちづくりと今後の課題について 13 項目の質問を用意してきましたが、いじめについてはほとんど質問されてしまいましたので、もう少し関連する質問として、私の考えを述べさせていただきます。まず始めに教育行政であります。今全国的な問題となっているいじめと教育基本法改正について、新教育長として大変丁寧な答弁がありこれからの教育行政に頼もしい限りです。先日の質問でアンケートの実施について、「紙を配ってさあ書きなさい」というのはどうかと思います。私もそう思います。プライドを傷つけること等同感なのですが、早急に必要な現状把握の手段として近隣市町村のアンケート参考に工夫したものを中学校のみで構いませんので実施して頂きたいと思います。また、いじめ防止マニュアル作成等の予定があるのかどうか合わせてお聞きします。

教育長

ただ今の質問に対してでございますが、えー全体に対するアンケートみたいなものを行う予定がないということ、昨日私申しあげましたけれども、えーと、必ずしもアンケートでなくてもですね、違う形のもので質問要旨を配布して学級全体の集団構造の中で個人も見え、そして対策も立てられるというような調査用紙というようなものが今あります。機能もちょっと申し上げましたけれど、級友調査というようなものがございますので、そのへんの所と関連を考え合わせながら、やろうと思えばこのことも出来ないこともないと思いますので、えー考慮ができれば考慮し

ていきたいと、こんなふうに思っています。

3番(宮澤)

えーと、いじめ防止マニュアルですね、そのようなものを作成するという案はありますか。

教育長

町で作るまでもなく既に国で作ったものや、県で作ったものが非常に丁寧なものがございまして、既に各学校へ配布をしておりますので、それで十分かというふうに考えております。

3番(宮澤)

いじめている人はそのことをまず書かないすし、あのそのアンケート自体がね、更なるいじめの連鎖に繋がる可能性もあるわけで、無記名アンケートだけではやはり私も現状、ああ現状でない。発見いじめを発見するという事は難しいと思います。えー生徒の申告に発見を任せているだけでは無理があると思います。ましてあの授業中というのはいじめが起こらないわけで、先生に分からないようにやるのがいじめですので、教師が発見するというのは、発見できないというのは当たり前で、生徒自身が相談できる気風を小学校のうちから時間をかけて育てていく必要があると思いますが、いじめを許さない集団作りとして、具体的にどうゆったことを考えているのかお聞きします。

教育長

それにつきましても、昨日来答えておるつもりでございましたけれども、特に集団の意識の向上ということが大切かというふうに思っておりますので、えー単にいじめられている人といじめられている人のみの指導でなくて、集団全体が見て見ぬ振りをしていないという傍観者をとにかくなくすというそんなことに力を入れるような学級の指導ということに重点をかけていきたいというふうに考えますし、さきほど申し上げました調査等もコンピューターの分析も出来るようになっておりますので、そんなものも利用しながら学級全体、学校全体そういった集団からいじめをなくすという、いじめ体質をなくすというようなことに力を入れていきたい。こんなふうに考えています。

3番(宮澤)

学校で発見が難しいとすると、家庭での発見を期待するのですけれども、家の子に限ってと考えている親が一番厄介だと思います。自殺まで考えている我が子の様子が気がつかないのは非常に問題があると思います。いじめは確かに大人社会にも存在しますが、自殺まで考えるほど深刻ではありません。在学中の一時的なもの、まあ長い人生の中で、短い期間後でいじめた方が気まずい思いをするということをお話してやるべきで「因果応報」とか「天網恢恢疎にしてもらさず」という名言を伝える親であってほしいと思います。いじめについての会話を持つ機会を作ってもらうために家庭にチラシやアンケートを実施したらどうかと思いますがどうでしょうか。

教育長

えーいいご提案かと思imasるので可能かどうか検討しながら出来たら進めたい。以上です。

3 番（宮澤）

ありがとうございます。前向きにお願いいたします。教育再生会議で今問題になっているあの問題行動を繰り返すこどもへの出席停止については、どのようにお考えになっているかお聞きします。

教育長

出席停止につきましては、教育再生会議が先般提案したわけですが、教育再生会議が提案するまでもなく、以前からの学校教育法の中で、教員が生徒、児童生徒に対する懲戒ということで、出席停止を行うことが出来ると法律的には書かれております。しかし、義務教育段階のこどもでもありますので、教育委員会が指定することが出来ると、こんなふうになっています。しかし、義務教育段階のこどもでもありますので、教育委員会が積極的に出席を停止するという点については、多少疑義もありますので、実態として全国的にあんまり行われておりません。したがって、先般の教育再生会議におきましてもそういう提案がされたと同時に非難が集中しまして、これは撤回されております。えーしかし法律にさきほど申し上げましたようにありますので、えー使おうと思えば使えないわけですが、ちゅうちょはするところであります。というのは、出席を停止するほどの重大な問題をもっている児童をですね、出席停止しにして誰がどこでどうやって指導したらいいんでしょうかということもあるわけであり、出席停止した後の学習補償とかいう問題もあるかと思imas。なので、これは非常に難しさがあるかというふうに思imas。なので、えー法律では決められておりますけれども、実際に運用することはかなり困難があるだろうと考えております。

3 番（宮澤）

えーまあ、今論議を呼んでいるんですけども、まあ一回撤回されてまた復活したということで、まあそこら辺はあのこれから答申を待ってみないと分からないんですけども、まあいじめの問題の最後に、あの教育長もあの市民新聞グループの取材に「昔はガキ大将と呼ばれた存在が良い所作をした」と答えていましたが、私も同感です。私の時代は弱いものいじめが一番卑劣なことと教わりました。ただ、今はスポーツや勉強のできる一見いじめられそうにない、まあ、さっき言った「うちの子に限って」の生徒が仲間外れになったり、いじめる側にも「いじている」という自覚があまりないのではないかと思います。通学停止の検討は余計いじめの陰湿化を招くだけで、昔も今もこれからも、私はいじめはなくならないと思imas。幼児期の遊びを見ていればおもちゃの取り合いや殴り合いなんか頻繁にあって良く泣いているじゃありませんか。見方を変えるとあれはいじめになるんじゃないかと思imas。でも、なれば親や先生が止めに入りいじめた方がだいたい叱られる。で損をするということで学んでいくんだと思imas。本人はあのいじめたとか、あ、いじめられたとか、悩むことなんかはないわけです。ところが中学生位になるとこれが逆転してしまう。いじめの原因は食事、遊びや運動不足、競争社会等のひずみ

などいろいろ考えられますけれども、人格形成の欠如が双方に、いじめる側いじめられる側双方に私はあるのではないかと思います。えーと無論こういった元を正すのは、最善ですが予防することも必要だと考えています。小学生のうちにいじめを交代で演じて、いじめられる気持ちを体験することでどういうことをしてはいけないのかを分からせる。仲間外れにしない、させないといういじめ教育を提案しますが出来ないでしょうか。

教育長

えーおうせのとおりかと思えます。いじめをしない、させない教育は是非ともしていかなければならないだろうというふうに考えます。もう一点教育再生会議の緊急提言のことをございますけれども、昨日ちょうど国から県を通して、教育再生会議のいじめ問題への緊急提言というのが届いてきております。その中の条項を見ますと、えー学校は問題を起こす子どもに対して指導、懲戒の基準を明確にし、毅然とした対応を取る。例えば社会奉仕、個別指導、別教室での教育など規律を確保するため、校内で全教員が一致した対応を取る。いうふうになっておりまして、このなか出席停止を含んだ文書はありません。以上です。

3番（宮澤）

細かな答弁どうもありがとうございます。次の問題に移らせていただきます。

自立のまちづくりと今後の課題について質問いたします。始めに自立の道を選択して3年、上伊那郡下では、伊那と高遠、長谷が合併して、新伊那市が発足して8箇月が過ぎました。合併的一幕が終わったわけですが、現在の町長の感想をお聞きしたい。お聞きします。

町長

はい、それではあの合併の宮澤議員からの質問であります、合併してどうであったのかと感想ということであります。上伊那ご指摘のとおり、長谷、高遠が伊那市にくっ付き、他は自立。諏訪市は全部この近くいいますと、合併せず自立という形になりました。感想は合併したところ見ていうのか、自立しているところ見ていうのか、その辺がわかりませんが、多分両方かもしれませんが、まだあの実は、長谷、高遠はどうであったかとかですね、えー合併を伊那市に入ってしまったということになりますと、えー編入合併でありますので、えー編入というより新設合併ですね、新設合併ですので、そんなかで伊那市の方へ入ったということですから、伊那市の方の感想もあまり具体的には聞いたことはありません。ただまだあの合併審議会の時いろいろと決めたことも実際になると、なかなかそうはいかないということも出てきたとかですね、えーまた、合併した後議員さんの数とかですね、当面何名、今後は、また同じように区域を分けずに平場で定員を獲得するとか、それに対しての不安があるとか、それでいるんなことは聞いてまいりますが、いずれ大局的なあの全体的な流れとしましては、合併して良かったとか、悪かったとかそのへんはちょっと聞いておりませんので、なんとも言えないところです。たださきほど来ずっとお話がありますとおり、合併したところ合併しないところ、やはり同じように大変だろうと思えます。財政的な面であります。えーAとBという交付金を例えば1

億ずつもらった町村があって、二つくっ付くとA、Bの2億円が一つのところへ、一つといただきますか合併したところへ入ってくるかということそうじゃないんですね。その交付金は2入らずに1.2、3とかですね、将来まあおそらく何掛けですか、6、7掛け位で押さえられちゃうだろうと。そうでなければ意味がないといいますが、国が一生懸命合併だっておおっている意味はそこにあるわけでありますので、まあ市町村長の数が減る、議員さんの数が減る。だから裕福になるかと思うと、だからいいでしょうとまた交付金を下げられる算定の要素に入ってきますので、合併しても原理的に見れば大変なことだと、こんなふうに思ってます。自立の方もまた更に厳しい、合併特例債他いろんなものがないわけでありますので。合併特例債といいたしても、合併協議会のときにお話しましたが全額くれるわけじゃなくて、その32.3%は返していくということですから、頂いた物はありがたいが、その30%を起債でもって返していくというのも、これもまたえらいことだと思ったりしています。いずれにしても国の方針を変えてもらわない限り、合併してもメリットもデメリットも両方出てきちゃうだろうし、合併しなければしないでやはり民意は叶っても、そういった点ではメリットもありますけれども、デメリットも出て来るだろうということで、これはこうだと一つにまとめていうことが出来ない、まだ時間的な問題もあり、あのまた原理原則がそういうように出来ていますので、それから発生すれば当然そういった具体例も今後出てくるから、それをつかんでまた町の関数にもしてみたいと、こんなふうにも思ってます。

3番(宮澤)

えーと、一応合併して僅かの期間しか経っていないんで、私の方にもまあいいわりいという声かなり静かになっていて、分からないということだと思んですけども、まあ、これを聞いたの、新合併特例法まあこれ新規出てもう1年以上前に続いて出ている法律なんですけれども、まあ目玉の今の財政支援処置が抜けてしまっていて、まあこれは合併推進法みたいなものだと考えられるんですけども、まあ総務大臣の基本指針に基づき県が合併促進機構を策定、知事がまあ先頭になって合併を推進していくという、まあこれ平成22年3月31日までに合併を進めるという形なんですけれども、これについてまあ今どうお考えなのかお聞きします。

町長

新合併特例法ということでありまして、まだ国はもっと減らしたいという意向であります。長野県は、合併が進まなんだ方の県に入るようであります。どちらかということですね。隣のあの静岡県他などは、良く進んだ県だろうといわれています。そういうふうに各県でいろいろ合併成功例、あるいはまた不成功という言い方おかしんですが、自立の方取った例等たくさんあるわけでありまして。ご存知のとおり120の市町村が長野県は81になりました。しかしその中のまだ62は町村であります。という形の中で長野県の今現状があるわけでありまして、そんな中で村井知事がこの1箇月前に発言したことがありまして、ちょうど1箇月前ですか、合併の方も進めたいというふうなことです。さっそく市町村の方から突き上げがあったようでございまして、その真意を確かめさせられて、次のように言葉が当所言ったこと聞いて

てなかったから分かりませんが変わってきました。これはあの県の方でどんどんと圧力かけて合併させるとか、それで国に対する点数稼ぐとかそういうことはしませんと。合併を用意し考えているところがあれば援助して、県としての支援もいたしますと、こういうことであるということをはっきり県の町村会理事者会、それからこの間の上伊那に來られましたボイス 81 の中でもはっきり言っておりますので、そんなふうにお伝えいたしますが、えーですから辰野町も自立をしたわけでありませんが、ま、とりあえず今回は自立と私どもはしてありますので、次は合併できるよりも、あるいは自立を進めていくよりも両方住民の皆さんは採っているし、そのようにしなくてはならないと思いますが、まあ空白のなかで民意が固まってくれば、その合併論もまた持ち上がるのかなあと、こんなふうに思います。えーしかしいざれにしても合併も、今後あの今議員がご指摘のように、特別な特例債他などの給玉が相当減らされてきますし、今後また出るかも知れませんが、今給玉つけちゃうと最初に合併した人はなんだって怒りますので、今度の特例法はそんなに給玉はありませんが、そのなかで合併していくといたしますと、合併するにしても相当の体力を持っていないと、体力といいますが財政力を、えーどっかの方で日本で一番早く住民アンケートを取って、中学生からも取ってという、全国報道になったところがありまして、当然これは合併すべきというふうに、その村も思いましたし我々もそう思っていました。むらい手といいますが合併する相手がなかったということで結局その村だけの論理だけではやっぱり相手があることだということでもあります。したがってあまり大きな借金を持っていると、それに対して借金の少ない方は嫌だと言うんでしょうし、その逆もあるでしょうし、体力を相当つけないと相当難しいことになるというふうなことも、今の今の現在のあえて言うと感想としては持っております。以上であります。

3 番（宮澤）

町とは直接関係ないのですが、あの今道州制ですね、まだ構想の段階なんですけれども、この 11 月 28 日にあの北海道の道州制特区、まあ認めるという税源移譲だと思えますけれども、衆議院を通過して可決の見込みということで、まあ名前だけ先行してきちゃっているような状態なんです。現在のところ探してみると、どうも長野県は北信越方面との合併案が目立つわけで、あのこういったことは、先に声を上げた方がアピール度があると思いますので、道州制についてのお考えを少しお聞きします。

町長

道州制もこの合併の延長のなかで論議されているところであります。長野県は北信の方と、道州で合併するならというふうな話もあることも承知いたしております。しかしそれはごく一部であって、南信の方は北陸ならやだよって、先走って住民世論も出ておりますし、特にあの諏訪地区あたりは合併するなら東京に近い方がいいよと言いますし、また南の方の方々は合併するなら名古屋がいいよと、北陸なんかとんでもない話だという話もありますし、えーまた北信、東信、特に東信などは、やはり群馬から東京にかけてと、そんなめんどくさいことしなんで直に東京と結ば

うなんていう話もあるぐらいで、えーするならということでありまして、道州制まだ決定したわけじゃありませんが、この善し悪しにつきましては、あえて言うで一長一短なんでしょうけれども、国にとっていいのかあのあるいは県民我々一人から見たとこで焦点を合わせていくんだということではありますが、しかしこれあの長野県の場合、特に辰野なんかの場合どっかと合併しますと、県庁に行くのに東京へ行くより遠くなっちゃうような感じがしますし、また、大きくそうやっていいものかどうなのかですね。その辺がどこらへんに、さきほど言ったように目線を合わせていくのか、まあ儉約とかそういうようなことでいくといいのかも知れません。さきほど言ったように二つの県が一つになったとすれば、二つ分の今まで出していた交付金は国から来なくなりまして、それだけ儉約できるというふうなことを国が考えていますので、職員の数もじゃあ二つ合わせて倍になるかということ、倍にでなくて1.2倍位でやっていきなさいと、こういうようなことになりまして、議員の数もまあそんなもんだと思いますし、ということでありまして、まして理事者の方も今度これは半分になるでしょうし。ということでありまして。一番具体的な例を考えていきますと、辰野に17今区ありますが、これがまだ道州制、合併論などをいいとして、仮にやった場合、辰野が大きくブロックに分けて二つの区になって、二人の区長さんで町の区的な区政を管轄したらどうだろう。これもどうでしょう。町とすれば出し分が減ってきていいのかなと思いますし、区民の皆さん方の立場から見るとどうなのでしょう。ということではやはり目線をどこで合わせるかで、これも大きく変わることかな。こんなことを思いながら、まだ具体的じゃございませんので、住民の皆さん方や、我々の考え方をこう出したりする段階でもありませんし、また住民の皆さんの声を聞く段階でもまだない。こんなふうに思っております。以上であります。

3番（宮澤）

私もまあ道州制についてはまだいろいろ勉強しなければどうのこうのという形にはなっていませんが、もしあの起こってくるなら、南信地域ですので、名古屋方面の方と甲府方面の方がいいなと思っております。ここで一応思います。

次に移ります。住みよいまちづくりの指標として、人口増が上げられると思います。企業立町として新工場が我が町に入ってきてまして非常に喜ばしいことなんですけれども、他町に住んで通勤してくるといった現状が見て取れます。これは我が町に住居を作る魅力が少ないのではないかと考えられる。一番に道路事情、第2に商業事情が大きく足を引っ張っているのではないかと考えられます。しかしながら10年後の我が町の姿を想像してみても、あまりピンと来ないですね。そこであの4点の質問をまず。まず1点目は、町の人口増に向かうために、これからこういった構想を持ってやっていくのかお聞きしたいと思います。

町長

4点あると言ったもんですから、4点言うかと思いましたが、後まだ3点あるとこういう意味ですか。やっぱり一問一答ということですね。一問多点質問は、こっちは困りますので、その方がいいのかもしれない。えー人口増に取り組む姿勢、

方策、構想というもののどう展開するか。企業立町で企業来まして他所から、他町村から通ってくる方もあるということです。前にも言いましたとおりそれでもいい訳でありまして、最初から会社が来たから他所から通ってきている従業員さんも一緒についてきた方、即刻家を建てたなんてありえませんが、そんな資金的な用意もそれぞれがあのない場合も多いでしょうから。しかし、いずれは定住人口に結びつくというふうには私は言うておりますと同時に、やはり会社がそこにあれば段々そういうようなことで、子孫にしてもですね、その方にしても、道路事情その他いろいろあるでしょうけれども、やっぱり近いところ、近いところ、便利なおところ、その会社に近いところですよ。というような意味で定住人口は増えていく方向にあると、こんなふうには思います。したがってもう少し企業立町も進めなければならぬでしょうし、ただいつも言うてますように、辰野は道路ばかりの問題でなくて、農振しっかり網がかかっている。宅地にするにしても、農転にしなければいけない。あの転用ですね。転用といいますか解除しなければいけない。もう一つは埋蔵文化の網がかぶっております、これ個人で住宅建てるにしても、その指定地域ですと自分で掘って何百万かかろうが掘りきって行くまで、いー帯のデータをつかむまでは出来ないということですから、とても大変なところなんです。ま、しかしその辺を合間を垣間ぐって町が先にやったり、住宅提供したり、解除を早めてやったり、埋蔵文化の方を先に変更させて進めたりというようなことも考えながらしているところではありますが、全部一緒にとすることは莫大な費用がかかりますので、その辺もまた、逐次進めながらいかなければならぬだろうと、こんなふうには思います。一時岡谷市からこちらの方へ住宅が出来まして、ちょうど隣の箕輪町の方に岡谷村なんていうところ出来ました。本来ですと時間的な問題、道路がいい悪い抜きで辰野を通るんですから同じことですので、えー辰野へ来たかったんでしようが、その時も土地が売却するような土地、造成するような土地がなくて、あの平場の住宅地の適用土地も面積も少ないです。箕輪よりも。総体面積は辰野が多いんですけども、やはり三方向、同時に川が三方向から流れておりますし、鉄道で分断されておりますし。これ悪いばかりじゃないですよ、ただ住宅として住むのには、土地を取るのにはちょっと面積的にもそういうふうな地形構造から見ても非常に狭隘なところだ。言われてますとおりでありますので、えー難しいです。そこを今度は逆に、逆手といいますか、政策、難しいところへ挑戦しながら進めていかなければならないということですから、また真剣にあの腹をくくって、少しでも多くということに頑張っていかなないと人口も増えてこないだろうとこんなふうには思います。結構家も当時3千5、600軒、当時というのは何年かといいませんけれども、そうですね昭和30年近くですね、30年近くの頃3千5、600軒、辰野は現在7千2、300軒になっていますので、約倍ぐらいは、あの家は増えているです。それでいてなんで人口増えないかということ、大体ほぼその内の8割以上がああの核家族なんです。辰野の方がそうやって分離して住んでいる。人口増やすにはもうちょっと住宅が増えていないと増えなかったということですから、欲いうと今9千戸以上になっていけば人口はあの今度は増えていたとこういうことになりませんが、倍ぐらいでは今の時代の流れでいくとちょうどあ

の人口を維持するに精一杯だったと、こんなふうな形になってまいります。まあそういうことで、土地の問題いろいろありますけれども、企業の問題含めて頑張っていかなければならないと思いますし、また道路問題にしましても、あのまあそうやってすぐにバイパスというわけにはいきませんが、とりあえず、えー諏訪市と辰野町で諏訪辰野線、大分改良できました。という形で有賀峠から諏訪へ抜けての道も大体こう開いてきて、まだまだあの平出交差点も出来上がりましたけれども、諏訪の方へ降りて行って先線 20 号線の取り付けのところがまだであります、この間も今年は諏訪の当番でしたから議長さんたちと一緒に我々三役も担当課も行って諏訪での会談をしたところでありますし、それに基づいて県へ陳情もありますし、下諏訪辰野線も今岡谷が段々こっちへ向かって進んできてくれますので、えーまた辰野の方も考えなければなりませんし、また辰野に対しましては、権兵衛峠の通過交通なども少し増える気になりますと、平出交差点あの辺は交差点自体はいいんですが、竜東線が詰まってくる可能性も見えますので、下町あたりも拡幅するように考えていかなければなりませんし、徳本カーブもご存知のとおりであります。また、与地辰野線もすぐっていうわけにはいきませんが、住民の皆さん地主さんたちが一緒になってワークショップを進めて、次の段階で方向をまた取っていかなくてはならないと、こんなふうに思っています。そういった総合的な判断のなかで懸命なやはり人口策。同時に少子高齢化になりますので、お母さんたちにも早く、早く沢山子ども産んでくれということも、まあそのそんなようなことですね、住民的な考え方もその方が今いうお子さんも楽になるんだよと、先に生まれたお子さんも、マク口的に考えていかなきゃならないと思いますし、それに対する子育て支援をして、子どもを産みやすく育てやすく、で、男女共同参画さきほど遠藤議員さんが言われたとおりであります。女性が働きやすい場所他にもまた確保していかなきゃ総合的に結びついてこない、こんなふうに思います。まあそういった面でありますので更にまた人口増に向けて、人口増といいますが減るのをこうカーブを止めるだけでも精一杯ですから、早くくさびを打って進んでいかなきゃならない、こんなふうに思っています。

3 番（宮澤）

まあ複合して道路の問題も答えていただきましたけれども、時間が迫って参りましたのであのまとめいかしてもらいますが。えー中心市街地活性化についてですが、これは今の下辰野商店街を中心市街地として活性化していくのはちょっと大変難しいと思います。ま向山議員もあの指摘していましたが、病院があの上辰野、信州飼料の後ですね、そこに移転するを契機に、あのそこに開発をしぼっていくのが一番いいのではないかと私も思います。3 丁目道路の事情ですけれども、まあ現在の今徳本水ですね、がどういうふうに進んでいくのか、またあのその後どこか目玉というか考えているかそのところをお聞きします。

町長

あの、こういった独立した質問でなくてさきほど道路事情もありとおっしゃいましたので、辰野の居住、そんななかでお答えいたしましたから、目玉といえばさきほど

言ったとおりのことだと思しますので、ダブリますので省かさせていただきます。以上であります。

3番（宮澤）

えーそうですね、さきほど答えていただいたのは、いろいろ言われたんですけども、まあ目玉、財政的な面もあると思うんですけども、目玉はまあやっぱり見えてこないということで、今どう考えても、あの春日街道があそこで止まってしまっているということで、あのバイパスが必要だということは、この先どう考えても必要だと思います。これをワークショップ方式でやるというのはとても酷なことだと、地域が広いんで、あのだと思います。まあ狭隘な谷にバイパスを開けるというルートはもうそんなにはないはずですので、まあ青写真を作って、伊那健を動かすことを考えていただきたい。積極的に動かしていただきたいと思います。で4番目ですけれども、人を呼ぶために1番早いのが観光産業だと私は思います。まあ今町内に一泊して名所を回るような観光はこれからも期待できないと思うので、どこか拠点を作って通過客を見込むしかないと思われまうけれど、まあそれにおいて私は荒神山の自然を生かした、例えば虫を放して子どもを呼ぶ構想で、お金を落とす工夫を考えていただきたいと思っておりますけれども、それについてお答えをお願いします。

町長

道路事情に対しましては、当然あの県道は国道の一部2級国道でありますので、伊那健の方へ話しながら交渉やっております。是非一つ議員の皆さん方にも応援を願いたいと思っております。ただ単独でいろいろやられますと、事を壊してしまうことがありますので、是非一つ町と連絡を取って、そして伊那建に行くなり、県に行くなり、国に行くなりいい方になるようにご努力をいただきたい。こんなふうに思っております。

えー問題点はそういうことでなくて、どの辺を目玉にしていくかということですが、今の与地辰野線に関しまして、ワークショップがまあもっと論議しなければいけないんでしょうが、酷だと言うんですけど、やはり前段階をしっかりとやっておきませんと途中で止まってしまふ。今の県の方の姿勢が投資効果が途中で止まるような所には出さない。みんな中途半端で止まってしまふ。これは話し合いが出来ていないからだ。こんな考え方持っていますのでまたその辺をあの話しながら進めていかなければならない。こんなふうに思います。春日街道の件はそのぐらいであります。観光産業について、どこかに拠点ということですが、荒神山の拠点は結構ありますが、まあ本当は一番いいのは、前は夢でありましたが、あそこへ中央道のオアシスあたりがですね、小布施と同じような物ができればこれ最高となると思います。ただまあ虫を取ったりして金を落とせということは、虫をお金で売るといふことなんですか、その辺がよく分かりませんが、そういうことで集めて、他にお金を落とすというふうなという意味なんですか。えーまあこれも大きな観光産業も何かあれば、そうかって観光地を今現在から人間の人工で作るわけにはいけませんので、ある施設あるいは新資源、自然資源なども生かしながら考えていかなければならないと、こんなふうにもやっぱり思っております。以上です

議長

以上で一般質問は全て終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦勞様でございました。なおこの後3時から議員による全員協議会をおこないますので、時間までに全協議会室へお集まり下さい。

散会 午後2時45分